

決算審査特別委員会

平成15年9月10日  
午前9時00分 開会  
於 斑鳩町第一会議室

議 長

森 河 昌 之

委 員 長

小 野 隆 雄

副 委 員 長

浦 野 圭 司

出 席 委 員

嶋 田 善 行

西 谷 剛 周

浅 井 正 八

三 木 誓 士

里 川 宜 志 子

理 事 者 出 席

町 長	小 城 利 重	助 長	役 芳 村 是
収 入 役	中 野 秀 樹	教 育 長	栗 本 裕 美
総 務 部 長	植 村 哲 男	総 務 課 長	西 本 喜 一
総 務 課 参 事	吉 田 昌 敬	企 画 財 政 課 長	藤 原 伸 宏
企 画 財 政 課 参 事	野 口 英 治	税 務 課 長	植 嶋 滋 継
住 民 生 活 部 長	中 井 克 己	福 祉 課 長	野 崎 一 也
健 康 推 進 課 長	西 田 哲 也	環 境 対 策 課 長	清 水 孝 悦
住 民 課 長	西 谷 桂 子	都 市 建 設 部 長	北 村 光 朗
建 設 課 長	堤 和 雄	建 設 課 参 事	今 西 弘 至
観 光 産 業 課 長	田 口 好 夫	都 市 整 備 課 長	藤 本 宗 司
教 委 総 務 課 長	清 水 建 也	生 涯 学 習 課 長	阪 野 輝 男
上 下 水 道 部 長	池 田 善 紀	下 水 道 課 長	谷 口 裕 司
監 査 委 員 書 記	佐 藤 滋 生		

議会事務局職員

議会事務局長 浦口 隆 係 長 猪川 恭 弘

(午前9時00分 再開)

○小野委員長 おはようございます。ただいまから再開し、直ちに本日の会議を開きます。

昨日、第4款 衛生費の審査の中で128ページの表に関しまして、再度、担当課から説明を求めます。清水環境対策課長。

○清水環境対策課長 128ページのごみ処理の種類別の、単位がトンとなっております。

この関係につきましては、斑鳩町の搬入関係、町の計量につきましては、すべてトンで行っておりますので、この図のとおりでございます。ただ、きのうビニール関係につきましては、契約、1立米当たり1万1,550円ということをお答えいたしました。搬出につきましてはコンテナを用意しております。そのコンテナ1台につきましては12立米入ということで搬出しており、その台数確認をすることにより、精査できるものでございまして、現実的には1立米あたり1万1,550円、これを本来はトンに変えることはできないんですけれども、町の搬入の量と搬出の立米数がわかりますので、割り戻した状態でいたしますと1トン当たり7万7,984円で処理させていただいておるということでございます。

それと、残りの有害関係につきましては、トン当たり乾電池につきましては16万2,750円、蛍光管につきましては26万4,600円、ペットボトルにつきましては、トン当たり751円でございます。

それともう1点、資源化の状況についてのことですが、この数字の資源化率につきましては、町のごみ資源につきましては缶、ビン、ペットボトル、トレイ、有害ごみ、磁生物、粗大鉄、段ボール、古紙、繊維類、アルミ缶等がございまして、その合計と、ごみの総処理量で割ったものが24という率で出させていただいておるということでございます。

以上でございます。

○小野委員長 西谷委員。

○西谷委員 今、数字の部分、後でちょっと言っただいいうやつ、コピーでももらえたらと思っております。

それと、資源率で今言われたんですが、そしたら片方で集団回収とかやっていますね。そういうことも含めて斑鳩町の総ごみの量の中から集団回収の部分、あるいは各公民館とか公共施設の中で集めたごみ類を集めて、その総ごみの量の中の資源率が23という考え方でいいんですね。

○清水環境対策課長　そういうことでございます。

○小野委員長　次に、昨日の環境対策課からの答弁の中で、数字の訂正があると聞いておりますので、お受けいたします。清水環境対策課長。

○清水環境対策課長　きのう、三木議員の質問の中で、し尿処理関係委託料につきまして、私、3,400万円と答弁させていただきましたが、この3,400万円につきましては、平成15年度の委託関係でございます。14年度につきましては、3,450万円をお願いしたいと思っております。

それと、里川議員の質問でございました交通安全対策事業の放置自転車等の防止、71ページでございますが、これの区分で自転車の数字の精査をする中で、数字が違うというようなことでしたが、14年度につきまして17台の誤差が出ております。この誤差につきましては、前年度の自転車17台分が処分されるためにふえるという考え方でお願いしたいと思っております。以上でございます。

○小野委員長　よろしいですか。はい、里川委員。

○里川委員　済みません、そしたらきのうのご説明と若干違うと思うんですけども、移送台数のところについては、この巡回の時以外に環境パトロールなどでも移送する場合もあるという、そういう時に発見して移送する場合もあるというふうに、きのうの説明ではそういうふうに受け取ってるんですが、それはそのままですか。そのことについては、もう一度、きちんと説明を聞いておきたいと思うんです。

○小野委員長　清水環境対策課長。

○清水環境対策課長　環境パトロールにつきましては、別枠と考えていただいて結構かと思っております。ただ、この関係につきましては、委託契約をしておる中での数字ということでご理解いただきたいと思います。

○小野委員長　西田健康推進課長。

○西田健康推進課長　昨日の里川議員さんからのご質問の中で、国民年金の斑鳩町の徴収率は、どうなっているんだというお尋ねでございました。その件につきまして、社会保障庁の方へその件についてお尋ねいたしましたけれども、市町村ごとの集計はしてないという回答でございました。ちなみに、全国では62.8%、奈良県は出てます。奈良県の数字は63.3%という回答がございました。

それと、精神障害者の数の件でございます。白書の方で相当高い数字が載っていたということでございましたが、斑鳩町で手帳を交付させていただいている人数は58名

でございます。これは6月末現在の数字でございます。

そして、県の方から発表されてます推計というのがございます。この推計によりますと、斑鳩町では459名という推計が出されております。この数字が恐らく、白書の方に載っていたんじゃないかなというふうに私の推測ではそのように考えておりますので、実数とは合わないということでございますのでご理解賜りたいと思います。以上でございます。

○小野委員長 里川委員。

○里川委員 国民年金なんですけれども、県の方の数字はつかんでおられると。各市町村ごとにも、やっぱり自分のところの町ではどうなんやという、そういう意識、また認識を持っていただくためにも県へ言っていただきまして、できるだけ市町村ごともまとめていただけるように、やっぱり要望しといていただきたいなというふうに思います。

それと、白書の数字で気になりました精神障害者の件ですが、実数は斑鳩町58人に手帳を交付ですね。でも、推計の中では459人ということでは、ここら辺のギャップにつきまして今後、留意をしていただけたらなというふうに思っておりますので、これは要望ということで置いておきます。

○小野委員長 昨日、答弁の中で、再度説明をしておくというのはありませんか。

それでは、昨日に引き続き、款ごとに審査を進めてまいります。

第6款 商工費について、説明を求めます。北村都市建設部長。

○北村都市建設部長 第6款 商工費について、ご説明申し上げます。

主要な施策の成果報告書138ページをお願いします。

商工費全体といたしましては、予算現額9,630万4,000円、これに対しまして決算額が9,132万7,529円、執行率は94.8%となっております。

第1項 商工費、第1目商工総務費でございますが、予算現額3,042万8,000円に対しまして、決算額が2,951万9,888円、執行率は97.0%であります。これは、1つには商工業の推進に要した職員の人件費、2つにはシルバー人材センターの運営や活動に対して助成をしたもので、高齢者の社会参加の促進を図った物でございます。

次に、139ページ、第2目 商工業振興費であります。予算現額が1,532万9,000円、これに対しまして決算額は1,473万7,880円、執行率は96.1%

となっております。長引く消費不況の中、地域経済の活性化のため、地域振興事業及び経済改善復旧事業を中心に金融税務労力の相談指導、経営講習会、研修会の開催等、商工会の活動に対する補助を行ったものでございます。また、商工業者の経営の安定を図るため、債務保証料の助成も行っております。

次に、140ページをお願いします。

第3目 観光費でございますが、予算現額1,195万3,000円、決算額が1,040万1,399円、執行率は87.0%でございます。主に観光協会の助成でありまして、恒例の桜祭り、もみじ祭りなど、各種事業の開催経費として執行されております。また、広域的にも当町の観光情報をPRするため、歴史街道推進協議会、そして奈良県観光連盟等の特別事業にも参加するなど、多方面への情報発信に努めてきたところでございます。

続きまして、第4目 観光会館費であります。予算現額は44万8,000円、決算額が37万8,977円、執行率は84.5%となっております。主には、観光会館の維持管理費でございます。従来は観光客の休憩拠点として利用に供していただくことが多かったわけですが、現在は地域住民の交流を目的とした利用が多い状況にありまして、安全で快適に利用していただけますよう、維持管理に努めておるところでございます。

次のページに移りまして、第5目 消費者対策費、こちらは予算現額が50万6,000円、決算額は48万9,220円で、執行率は96.6%となっております。住民からの相談内容も複雑多岐に渡っておるところから、相談員の知識の向上を図るため、専門講座研修会にも積極的に参加していただき、取得していただいた知識を日々の活動に生かしていただいているとともに、月4回の相談日を設置しまして、住民からの相談に対応をしておるところでございます。

次の第6目 歴史街道ネットワーク事業費でございますが、こちらは予算現額が890万円に対しまして、決算額は865万6,677円、執行率は97.2%でございます。斑鳩の伝統的秋祭りを中心としたイベントを住民参加により企画、実施し、昨年10月12日の土曜日に「斑鳩の里ふるさと秋祭り」を開催しております。また、当町を源流とする能楽金剛流による「太子ロマン斑鳩の里観月祭」を9月22日に開催し、町民のふるさと意識と交流を高め、伝統文化の継承と発信に寄与したものでございます。

次のページをお願いします。

観光案内板の設置や建てかえ等の整備を行い、訪れる人々の安全で快適な移動を確保し、歴史街道散策ルートの実質を図っております。

次に、第7目 法隆寺iセンター管理費であります。予算現額は1,872万円、これに対しまして決算額が1,809万6,369円、執行率は96.6%でございます。管理運営につきましては、斑鳩町観光協会に委託し、適切な維持管理運営に努めているところでございまして、今後も引き続き斑鳩町の観光拠点として情報発信の実質を図ってまいりたいと考えております。

次のページ、第8目 観光自動車駐車場運営費では、予算現額1,002万円、これに対しまして決算額は904万7,149円で、執行率は90.2%となっております。斑鳩町観光協会の駐車場の管理運営委託料が主な経費でございまして、観光シーズンの駐車予想台数を的確に把握する中、職員の配置等を調整し、経費節減に努めてまいったところでございます。

以上が平成14年度商工費決算の状況でございます。ご審議いただきますよう、よろしく申し上げます。

○小野委員長 説明が終わりましたので、第6款 商工費について、質疑をお受けいたします。

はい、どうぞ里川委員。

○里川委員 何点か、ちょっとお聞きしたいこともあるんですけども、まず非常に私、この款、商工費の中では商業と観光、非常に斑鳩町にとっては重要な施策をしないといけないところではないかなと。一般会計の重点施策項目ですね。にぎわいのあるまちづくりということで、ここ14年度もこの款にかかわるところ、やってきていただいているとは思っているわけなんですけれども、けれども、この数字の流れを見てて本当ににぎわいのあるまちづくりに向かって14年度、それに向かっていったんかなというところが、ちょっと気になる、非常にそこがポイントかなということで、この款を私も見させていただいたわけなんですけれども、昨日も申しました、私、行政評価という言葉を使いますが、そういう、常にきちんと行政が評価しながら次のことを考えていくという、そういう意味合いも込めまして非常に大事かなと思ってるんですね。そういう点では、この14年度の商工費に関しまして、自己評価というたらおかしいですけども、ここのところについて、ちょっとお考えになっているところ

をまず総合的な部分、14年度執行を終わられた後、どういうふうな締めをされているのか。どういうふうな、まとめ方をされているのか、この間について、ちょっとそれをまずお聞きしておきたいなと思うんですけども。

○小野委員長 小城町長。

○小城町長 商工観光の関係でございますけども、にぎわいのあるまちづくり、私は商工会にしても観光協会にしても、やっぱり精一杯努力をされている。その中で、やっぱり町が、あるいは観光協会が、商工会が、これだけの限られた人数で、これだけのことをやっていくとしたら、やはり大変なことだと。私は、やっぱり斑鳩町というのは、恵まれた町でありながら、この催し等について、なかなかいいことをやってますなということで、参加するのはなかなか集まってこないというのも1つのところがございます。私は、総合的にいろいろなことをする中で、町を対象にするのか、町外を対象にするのかということになってまいります。まず、町を中心とするわけですけども、私も、これだけ事業所がない中で、厳しい中で商工業が精一杯、私は努力をされていると思いますし、また観光協会は観光協会でiセンターを中心に、いろいろなことをされていると思います。

私は、特にこの商工会については青年部の方々が7月の、夏休みに入った時期に商工祭りを継続されている、このことについても盆踊り等をやられてますけれども、今、子ども議会にも出たように、次代を担う子どもがそういうものに期待を、私はされております。その中で花火大会というものが出ました。この花火大会をいかにしていくかという問題もございます。これも、やっぱり明石みたいに、ああいう問題が起こったら、やっぱりいろんなことがあるわけです。難しい問題等を抱えながら、何でもいいわいいわとやっていって、そして、いいことが結局は大和郡山市でも金魚すくい大会で不正事件があったとか、こんなことは不名誉なことであるわけです。そういうことが起こってしまったら、もうこれは終わりなんです。そういうことをやっぱり行政というのは、必ず、絶えずそういうことを視野に入れながら、こういうイベントというのは、私は大変な苦勞をしながら、この観月能にしたって、上宮遺跡公園でやる、これについても私は5年に一遍、町政施行の関係から5年の、50周年、55周年、60周年と、5年に1回しようということになったとしても、やっぱり議員の皆さんの中には継続してほしいということで1,000円という金額を徴収するということが毎年続けようということで続けておりますけれども、そういうことについて、や



っぱりみんなが関心を持っていただく、そういうことが一番大事だろうと思いますので、今後やっぱり、みんなが努力をしながら、斑鳩の町の商工観光を活性化していく。やっぱりにぎわいのあるまちづくりにしていくということが、一番大事であると、これは行政評価としては、やはり限られた人数の中で、商工会にしても、観光協会にしても努力をされると思っております。

○小野委員長 里川委員。

○里川委員 今、町長から、それぞれ努力されているということなのですが、それは私も感じております。ただ、今までいろいろ申し上げてきたと思うんですが、やはり行政も商工会も、そして観光協会も、一堂に会してこういう問題について、町はこういうにぎわいのあるまちづくりについてやっていくんやという時に、同じテーブルについて協議をして、自分たちで力を合わせて何ができるんかと。商工会だけが頑張るとか、観光協会だけが頑張るというのではなくて、連携をして頑張っていこうと、みんなで頑張っていこうという姿勢をつくり上げていっていただけたら、ありがたいなというふうに思っております。これは、私の考えなんですけれども、そういった方向をつくっていただきたいということを要望として上げさせていただいておきます。

少し質問させていただきたいと思うんですけれども、この139ページにあります商工会の方ですね。やっぱり13年から14年にかけては、加盟数が若干減っています。そして、債務保証料の助成につきましても、やはり申請数や金額、増えてると。これは、今の経済状況を受けての結果なのかなというふうには思ってるわけなんですけれども、この加盟数が減ってることにつきまして、ちょっとこの辺の事情というんですか、減ってる経過についてお尋ねをしておきたいというふうに思ってます。

それと、その次のページ、140ページ、観光費のところでは、観光客数がかなり減ってるわけですね。6万人、14年度で減ってるということなのですが、多分この数字について、いろいろ、前にもあったと思うんですけれども、この67万人という数字ですね。これの把握の仕方について、もう一度きちんと確認をさせていただきたいなというふうに思っております。以上。

○小野委員長 田口観光産業課長。

○田口観光産業課長 1点目の商工会加盟者数の減ということについてですけども、これは各加盟されている中で、委員もおっしゃっていただいている経済情勢を踏まえる中で毎年増減、若干あったんですけど、今度そういうふうな数字でございます。具体

的な原因といひましようか、その辺はちょっと把握していないところでございます。

観光客数の67万人につきましては、一般質問でも答弁させていただいておりますように、町営駐車場の利用状況、そして法隆寺の参拝客だとか、それらをもとに算定させていただいておることでございます。

○小野委員長 里川委員。

○里川委員 町営駐車場の利用状況というのは、車の台数ですよ。法隆寺さんの参拝の状況というのは、法隆寺さんの方でつかんでおられます数字というの、毎年きちんと行政側としてもつかんでおられるのか。そして、今、それやったら町営駐車場、今言うたように人数はつかみきれへんのじゃないかなということもありますんで、この67万人という非常に大きい数字をつかむということについて、ただ単にそういうこと出してくるのかなという気がしてるんですね。

こういう観光客のつかみ方というのは、一定、奈良県の観光協会なり、いろいろつかみ方のノウハウというのか、そういうのもあるんじゃないかなと。前に何かそういう、県の観光協会との協議の中でも、こういう数字が出てくるんやという話も聞いた記憶があるんですけどね。その辺、再度、法隆寺の参拝客と町営駐車場の利用だけで、この数字がつかめるものなのか、再度お答えいただきたいと思います。

○小野委員長 小城町長。

○小城町長 恐らく、この67万人というのはお寺が団体とか、そういう切符を切られた数が大体その辺で、67万人という報告をされておると私は思います。やっぱり、町内でもあるいは、ああいう300円を払って券とか、あるいは300円の参拝の券がありますが、町が無料ですさせていただいてますから、そういうものがカウントされれば大分変わってくるか、それはわかりませんし、恐らく法隆寺が団体客としてカウントされた数が67万人だと、私はこういう理解をしなかったら、町営駐車場に何人来られた、あるいは問題の業者が何人来られた、そんなことは私はわからない。

ただ、法隆寺が正確に団体、JTBとか近畿日本ツーリストとか、そういうところで切符を切られている、その関係の数を上げられているのが、私は67万人だと思っております。

○小野委員長 里川委員。

○里川委員 まさしく観光客って言うたら、今、行政側の姿勢から言うと、イコール法隆寺に来られた方やというとらえ方になってるんですね。それって、やっぱり観光客数、

集客、斑鳩町に集客をするということについては、考え方としては弱いんじゃないかなど。法隆寺に来られる以外の方でも、やはりよそから来て、斑鳩町という町を見ていただく、法隆寺だけじゃなくて古いろいろな古墳があつたりする中で、法隆寺には前に行ったから、法隆寺じゃなくて、他のところをもっと見たいんやというような人をもっと視野に入れた考え方の取り組みをしていただかんと、ここにはリピーターの確保というふうに上げてはいただいていますけど、これを力を入れてやっていただかんと、あかんの違うかなというふうに思っていますので、その観光客数のつかみ方につきましても、そういう細心の意識、細心の注意を持ってやっていただきたいということもお願いしておきたいと思います。

それともう1点、秋祭りの実行委員会への補助金が出てるんですけども、13年度と比較しましたら14年度、金額、ちょっと増えてますね。ここの増えている事情について、なぜ13年度より増えたのかというところについてお尋ねをしておきたいと思います。

○小野委員長 小城町長。

○小城町長 その原因は太鼓台の関係であろうと思います。13年度は、太鼓台、何台か参加をされなかった。14年度は、すべて参加されたということの関係で、この差異があると思います。

○小野委員長 里川委員。

○里川委員 そうしますと、この13年度は法隆寺地域の太鼓台が出てなかったと思うんですね。その法隆寺地域の太鼓台の分の差、太鼓台への各地域への補助金をこの差額で出しているというふうに考えたらいいということですね。それでよろしいですね。

○小野委員長 田口観光産業課長。

○田口観光産業課長 そういうことをご理解いただきたいと思います。

○小野委員長 ほかにございませんか。はい、三木委員。

○三木委員 お尋ねします。4点。

シルバー人材センターの件と、今、里川議員がお尋ねになったリピーターの確保、歴史街道散策ルート、法隆寺iセンターの充実、この4つについてお尋ねします。

確認事項もありますので、以前の質問中とダブっていることがあったらお許してください。

シルバー人材センターですが、活動助成金の1,021万円、シルバー人材センター

の活動に対しての助成を実施したということですから、恐らく前年度と同じ金額、次の賛助会も同じ金額、これは内容について、人件費なのかということをご説明いただきたい。

それから、この人材センターですが、入り口にずっと募集のポスターが張ってございます。今、例えば昨年度、14年度の募集人員ですね、年間、増加しているのか。もし増加しているのなら、何人ぐらい入ったのか、お尋ねいたします。

○小野委員長 野崎福祉課長。

○野崎福祉課長 シルバー人材センターの補助金のご関係でございます。まず1点目のシルバー人材センターの活動助成費1,021万円の件でございますが、昨年度と同様、同額ということでございます。これにつきましては、国の運営費補助単価の限度額というものがございます。それによりまして、シルバー人材センターの就業延べ人員、並びに就業率、会員数等によりまして各ランクづけがございます。それに伴いまして、1,000万円の補助金ということでございます。それに町が補助金1,000万円を出すのにつきまして、国の方も同額の補助金ということで1,000万円ということでございます。

それと、シルバー人材センター賛助会費の22万円でございますが、これにつきましては全国シルバー人材センター協議会への賛助費3万円と、それから奈良県のシルバー人材センター協議会の賛助費19万円、トータル22万円でございます。

それと、13年度の会員数は327人ございました。14年度は361人で、34人の増ということでございます。ちなみに15年度7月末での会員数につきましては373人で、12人の増ということになっております。

○小野委員長 三木委員。

○三木委員 次にお願いします。観光のリピーターの件でございます。里川議員も先にありまして、私の一般質問でも尋ねましたけど、私も里川議員と同じ考えでございまして、余りにも法隆寺というところに頼りすぎていると。斑鳩、イコール法隆寺だと。今も町長のお答えにも、この67万人が法隆寺に来る参拝客の数だけであると。やはり、斑鳩に来るというのは、法隆寺だけではない、この近辺の史跡等をめぐってサイクリングに来たり、それからそこで散策できたり、そういう方々もいるわけです。ですから、特にこのリピーターの確保ということについては、やはり町としましてももう少し法隆寺だけじゃない、周りに対しても目を向けた、その数につきましてもや

はり難しいかもしれません。でも、やはり斑鳩に来る観光客のチェック、方法はわかりませんが、駅ができたなら駅の観光案内へ尋ねてきたら、その人数もカウントするというところもあるでしょうけども、やはり今後の観光産業ということを考えたら、やはりそういう周りに来る方が、周りに来る人たちのチェックも必要でないかなということ、私も要望しておきます。

それと、142ページの観光ルートの整備ですが、ルートの充実で49万1,925円、これですが歴史街道散策ルートの案内板等の維持管理、金額が金額ですので、恐らく維持管理ということで新しくつけているということだと思いますけど、その辺、場所ですね。どういうところの維持管理、また新しい案内板等をつけたのか。これも私が一般質問の中で方々のところに行ったわけですから、行ってるわけです。そういうことにつきましても、こういうものがあるのなら、もっともっと活用して、案内板の充実というのを必要じゃないかなということ、要望としておきたいと思います。

○小野委員長 田口観光産業課長。

○田口観光産業課長 歴史街道散策ルートの充実ということの中の45万1,925円の内容でございます。町内の、このルートを設定させていただいております案内板、道標等の補修なり、図面で案内させていただいているやつなんかが見えにくくなってきているというような部分を修理、修繕といいたいでしょうか、8カ所をさせていただいております。位置ということでございますけども、図面は手元に持っておりませんが、岡本地区、幸前1丁目なんですけども、法隆寺で桜池ポケットパークとか、法隆寺南1丁目で道路の中にある案内板、そして法隆寺2丁目の案内地図の取りかえ、そして龍田1丁目の案内板の取りかえ、そして興留9丁目の案内板、案内標識の取りかえと、そして神南1丁目、案内板の立て直しをさせていただいている分でございます。

○小野委員長 三木委員。

○三木委員 ありがとうございます。

次に、法隆寺iセンターの充実ですが、1,809万6,369円という数字になっております。iセンターを管理していくのにあたって、これだけの金額がかかるということだと思いますが、これもちょっと、こういう内容だということを簡単にお聞かせいただきたいのと、それと利用状況の中で、内外国人が14年度2,055人おられます。これらの方は、わかれば結構ですが、バスで来られてる方で、散策で来られている方、それをお尋ねして、これらの方が、もしトイレを利用する場合はiセンター

を利用しているのか。私、なぜこんな質問をしているか、おわかりだと思いますけど。

○小野委員長 北村都市建設部長。

○北村都市建設部長 まず、費用の内訳につきましては、ちょっと後で田口課長の方から答弁させていただきます。

後段の方の外国人の利用客の件ですが、これにつきましてはiセンターの方で来訪者のカウントをしております。その中で、外国人がどれだけおるのかということでございまして、来場方法、そこまではつかんでおりません。それと、当然、iセンターの中に入られて、その中をずっと、いろいろセンターの中の情報のコンピューターであるとか、上の西岡さんの展示であるとか、いろいろなものを見て行かれるわけですが、その中の行動まで、すべて調べておるわけではございませんので、トイレはどこで利用したのかとか、そんなところまでは一々、こちらの方では調査していないところでございます。

○小野委員長 田口観光産業課長。

○田口観光産業課長 iセンターの充実1,809万6,369円の内訳ということでございます。主に、おっしゃっていただいておりますように、委託費でございます。1,459万4,319円を使用させていただいております。この中で観光協会に委託している分が1,195万8,147円ということでございます。その他の委託費につきましては、トイレとか、そういう部分の委託の関係でございます。主なものとして、報告させていただきます。

○小野委員長 三木委員。

○三木委員 140ページ、観光会館の維持管理の件ですが、観光会館、恐らくこれ橋西の観光会館のことを指していると私は思うんですが、無料貸し館と有料貸し館とありますが、無料貸し館については大体想像はつきます。周りの方々、自治会ですとか、それからお年寄りの方の集まりとして届けておられると、有料貸し館ですが、想像はつくんですけど、どういう形の有料の内容になってるのか、もしおわかりのようでしたらお知らせください。

○小野委員長 田口観光産業課長。

○田口観光産業課長 今、おっしゃっていただいておりますように自治会等がご利用いただく部分については無料ということで、それ以外の営業活動とかいう部分については有料ということで、この金額の徴収といいたいまいしょうか、いただいているということでござ

います。

○小野委員長 三木委員。

○三木委員 今の中で、もう少しどういった使い方をされているのか、全部じゃなくても、こういった形だと、営業ということらしいですが、その辺のところ、どういう営業なのか。

○小野委員長 田口観光産業課長。

○田口観光産業課長 どう言いますか、会館を利用したの販売の実演といたしましうか、そういうものとかダンスとか、そういう部分での利用で、営利を目的とされる関係の利用に対して、いただいているということでございます。

○三木委員 はい、ありがとうございます。

○小野委員長 ほかにございませんか。はい、里川委員。

○里川委員 済みません、1つ、私忘れてまして、142ページで、今、三木委員が質問されたので思い出しまして、申しわけないです。確か14年度中に法隆寺地域の方から、この案内板について要望書が出ていたと思うんですね。今さっきの説明では、法隆寺2丁目あたりなんかも入ってたと思うんですけども、その関係ですね。案内板についての、いろいろ要望を上げられていたと思うんですけど、その点との兼ね合いについて、もう一度、お聞きしたいと思います。

○小野委員長 田口観光産業課長。

○田口観光産業課長 要望が出ていた部分の取りかえということでさせてもらっております部分が、今、里川議員、おっしゃっていただいております法隆寺2丁目案内地図取りかえということでさせていただいた分でございます。これは、芝川さんの北側の一角にある分で、これは1メートル50幅の1メートル20の観光案内図です。それを図面の方を取りかえさせてもらって15万7,500円の支出をさせていただいております。

○小野委員長 里川委員。

○里川委員 要望の出た分については、それだけでしたですかね。いろいろ書かれていたと思うんですけども、何でわざわざこのことを確認させていただいたかというたら、私たち、法隆寺地域に住んでいる者にとりましては、観光案内板がきちんと整備されてなかったり、わかりにくかったら物すごく、とにかく聞かれるわけです、観光客の方からね。それに我々はやっぱり、せっかく斑鳩町に来ていただいたから、聞いていただいたら、まあできるだけ親切に教えるように努力させていただいておりますけども、

いろいろな状況がありますので、このことについてはやっぱり住民からそういう要望、これは自治会長として上げておられたかなとは思いますが、こういったことについてもきちんと対応していただきたいと思うんですが、14年度中に出た分、今、説明のあった、そこだけやったんですかね。まだ、やり残しがあったのかどうかというのをちょっと私も、今わからないので、やり残しがあるのであれば、14年度中にやり残しがあるのであれば、さらに努力をしていただきたいというふうをお願いをしておきたいと思います。

○小野委員長 小城町長。

○小城町長 ご要望はご要望で出ておりますけれども、ただやっぱり法隆寺との関係がありますし、案内板を立てるにしたかて、この通路をこの形に、立てるポール等がやっぱり里道か水路か、その辺はお寺との協議をしなければいけません。奥田自治会長がおっしゃっているのは、当然要望は出てます。出てますけれども、うちとしてもお寺ともやっぱり協議していかなあきませんし、ただおっしゃってるご意見、全部うちが吸収できるわけじゃありませんから、やっぱりお寺と協議をしながら、整備できるものは整備できる、できないものはやっぱりできないということで、また担当に報告させております。

○小野委員長 里川委員。

○里川委員 自治会長さんとして、地元の要望などについて一生懸命まとめてされたことですので、今、町長が言われた、できるできないがあるということは、よく私もわかります。やっぱり要望された方に、そこら辺きちんとご説明の方、していただきたい。できるのはできる、できないのはできない、なぜできないかというようなこと、きちんとそういった対応をしていただきたいということをお願いしておきます。

○小野委員長 ほか、ございませんか。西谷委員。

○西谷委員 139ページの債務保証料の助成の状況というのがあるんですが、債務保証って、ようわからぬので、どういう目的でこれがされてて、具体的にその債務保証料の助成を受けておられる、その業種というのは、どういう業種なんですか。

○小野委員長 田口観光産業課長。

○田口観光産業課長 補給要求というのを持っております、結局は事業をしていく中で県の方で融資の状況の部分があります。業種にかかわらず経営をしていく中でお借りしたいと、融資を受けたいという部分について県の融資要綱に則る分について手続を



されます。そして、その保証料というのは当然入ってくるわけですが、その保証料について、町としては補給金の額が10万円以内ということで、予算の範囲内で補給するという形を取らせていただいております。

○小野委員長 西谷委員。

○西谷委員 そしたら、融資にかかわらずというのは、商業班鳩で商売をしてはる人の経営だけじゃないんですか。商売されている人以外の人でも融資は受けられるんですか。

○小野委員長 田口観光産業課長。

○田口観光産業課長 ここにもちょっとありますけども、商工業者の経営の合理化、設備の近代化を図り、中小企業者の成長・発展及び振興に資するために商工業者の債務保証に係る保証料を予算の範囲内において補給するということですので、今おっしゃっていただいておりますように、商業、工業を含むものという考え方でございます。

○小野委員長 ほかにございせんか。

これをもって、第6款 商工費についての審査を終わります。

次に、第7款 土木費について説明を求めます。北村都市建設部長。

○北村都市建設部長 第7款 土木費について、説明申し上げます。144ページをお願いします。

土木費全体といたしましては、予算現額18億853万4,000円、決算額が13億2,414万4,635円、執行率は73.2%であります。なお、都市計画費で2億1,419万4,300円、住宅費で2億2,041万4,000円を翌年度へ繰り越しております。これらを除きますと執行率は96.4%となります。

まず第1項 土木管理費、第1目 土木総務費でございますが、決算額は8,265万4,747円、執行率は99.5%であります。主に人件費でございますが、その他といたしましては土木工事に係る設計及び積算の迅速、かつ適正化を図るためのパソコンの活用経費、それと役場庁舎の環境コーナーに設置いたしております住宅情報に要する経費でございます。

また、職員の専門的知識や技術機能の能力向上を図るための研修会の参加、そして図書購入等の費用にも充てております。

次のページ、第2項 道路橋りょう費、第1目 道路維持費でございますが、予算現額6,075万3,000円、決算額が5,624万3,507円、執行率は92.5%でござ

ございます。道路の維持管理といたしまして、特に路面舗装の損傷状態等により、線的にも舗装補修を行うとともに定期的に巡回等を行い、道路側溝等の補修に努める一方、路肩の草刈りを行うなど、道路交通の安全確保に努めてきたところでございます。

また、未登記道路の敷地の整備につきましては、13路線53筆の所有権移転を行っており、今後も引き続き適正管理を行うべく整理に努めてまいりたいと考えております。

次のページをお願いします。

地方分権推進計画に基づく法定外公共物譲与に伴う調査業務等に600万円を費やしております。147ページから149ページにかけては、第2目 道路新設改良費となっておりますが、予算現額は2億7,891万8,000円、決算額2億5,828万7,962円で、執行率は92.2%でございます。平成11年度から15年度までで取り組んでおります道路整備5カ年計画道路並びに主要幹線である6メートル計画道路の部分改良等を進めてきたところでございます。

内訳といたしまして、全体では用地買収面積が1,572.93平方メートル、改良工事延長が1,262.9メートル、舗装新設工事では3,323.4平方メートルとなっております。なお、今年度につきましては、5カ年計画の最終年度でございますので、次期5カ年計画についての検討も進めているところでございます。

次に、150ページをお願いします。

第3目 橋りょう維持費であります。予算現額58万5,000円、決算額58万3,380円、執行率は99.7%でありまして、町道303号線富雄川に架かる米寿橋の路面補修並びに町道301号線の新業平橋の欄干補修を行ったものでございます。

続きまして、151ページでございますが、第3項 河川費、第1目 河川総務費でございます。予算現額は396万4,000円、決算額が289万6,442円、執行率は73.0%。これは、地元において実施していただきました河川等の清掃に伴います土砂処理を行ったものでございます。

次の第2目 河川改良費では、予算現額が1,800万円、決算額が1,649万3,400円で、執行率は91.6%となっております。主に内水排除といたしまして、水路改修工事を行い、環境整備に努めたところでございます。

次は、152ページ、第3目 治水対策費でございます。こちらは、予算現額が3,024万2,000円、決算額2,725万9,212円、執行率は96.1%でございま

す。ここでは、大和川への洪水負担を軽減するための流域貯留浸透事業といたしまして、平成12年度から14年度で瓦塚池におきまして取り組んだところでございます。3カ年の最終年度として実施し、完了に至ったところであります。

続いて、153ページをお願いします。第4項 都市計画費であります。第1目の都市計画総務費では、予算現額3億9,778万3,000円、決算額が2億971万4,891円で執行率が52.7%となっておりますが、法隆寺線整備事業で1億8,280万円を翌年度へ繰り越しさせていただいております。人件費を除きました主な執行といたしましては、JR法隆寺駅周辺整備の推進、都市計画道路、また町の都市計画に関する事務事業の遂行経理でございます。

まず、土地区画整備についてでございますが、良好な住宅環境を計画的に整備し、土地の利用促進を図るため、前年度に引き続き、服部地区の区画整備事業に取り組んでまいりました。

次に、JR法隆寺駅整備であります。こちらにつきましては、当町の玄関口にふさわしい魅力ある交通拠点として、駅前広場や駅へのアクセス道路、南側農地部分の土地区画整理事業、駅舎整備など駅周辺を一体的に整備を図ろうというものでございますが、法隆寺駅舎についてのバリアフリー化を含む駅舎の改築整備に対する住民ニーズが日増しに高まってきているという状況にありまして、住民の要請にこたえるべくJRと駅舎の改築整備について種々協議を進めてきたところでございます。平成14年度におきましては、法隆寺駅整備基本構想を策定いたしております。なお、今年度は駅舎供用化を具体化するため、さらにJRと協議を重ね、基本設計の取りまとめを行いたいと考えております。

次に、町内の幹線道路となる都市計画道路の整備についてご説明いたします。

国の直轄事業となっております斑鳩パークウェイ、これにつきましては、小吉田モデル区間におきまして基盤整備工事を完了していただいたところであります。また、事業推進において、住民の皆様の意見を聞かせていただく組織として設置されております斑鳩パークウェイ推進協議会も3回の開催をいたしたところでございます。そして、この活動と成果を広く住民の皆様にお知らせするため、本年2月23日には「斑鳩みちまちセミナー」を開催し、障害者でエッセイストでおられます鈴木ひとみさんを招き「人に優しい地域づくり、街づくり」と題した講演も併せて行いました。

また、他区間におきましても買い取り要望への対応をいただき、数件の地権者との協

議が進められてきたところであります。

次に、法隆寺線の整備であります。平成10年度から事業に着手しておりまして、国道25号から服部区画整理事業区域内まで約680メートルの区間において整備を進めているところであります。平成14年度におきましては、引き続き事業用地の確保に努め、一部区間において道路築造工事を実施いたしております。今後は、早期の供用開始を目指し、事業の一層の推進に向けて努力したいと考えております。

なお、県事業として取り組んでいただいております法隆寺門前線の整備についてであります。1カ所の残物件につきまして奈良県から県収用委員会へ権利収用の裁決申請及び明渡し裁決の申立てがなされ、平成14年4月24日に同年12月24日を明渡し期限とする裁決が下りました。

しかし、その後、同年7月22日に物件所有者が本採決等の取り消しの訴えを起こしております。現在、審理が継続しております。ただ、明渡し期限が過ぎているということから、県におきましては事業推進に向けて事務手続が進められております。当該物件以外の区域から整備を進められるということで現在進められているというところでございます。

次に、154ページ、第2目 公共下水道費でございますが、決算額3億707万6,000円につきましては、公共下水道事業特別会計への繰出金でありますので、この詳細につきましては特別会計におきまして後ほど説明させていただきたいと考えております。

第3目 都市下水路費は、予算現額785万円に対し、決算額783万8,250円、執行率は100%であります。その主な内容は、浸水対策のための工事並びに都市下水路5路線における浚渫工事を発注し、都市下水路の維持管理に努めてまいったものでございます。

次に、155ページ、第4目 公園費であります。予算現額913万8,000円、決算額が790万8,396円、執行率は86.5%であります。主として、公園の維持管理費として執行いたしております。上宮遺跡公園や大和川第一緑地を初めとする公園広場施設の維持補修を行うとともに、自治会で管理していただいております公園につきましても遊具等の補修にかかる費用に対し助成したものでありまして、地域住民の憩いの場として安全で快適にご利用いただけるよう適切な維持管理に努めてまいったものでございます。

第5目 都市計画審議会費では、予算現額33万6,000円、決算額13万3,000円で、執行率は39.6%となっております。これは、すべて委員の報酬でございまして、斑鳩町公共下水道都市計画決定区域の選考についての審議等をお願いいたしましたものでございます。

次に、156ページ、第6目開発指導調整費であります。予算現額は90万3,000円、決算額は73万8,422円で、執行率は81.8%となっております。都市計画法と関係諸法令及び町開発指導要綱に基づきまして、より良好なまちづくりの推進に努めたところであります。

また、平成14年度より屋外広告物事務のうち、許可に関する事務及び簡易除去に関する事務が県の方から市町村へ移譲されたことによりまして、違反広告物の撤去、また屋外広告物許可申請に係る事務処理を行い、町の美観維持に努めてまいったところでございます。

次のページに移りまして、第7目 景観保全対策事業費であります。予算現額は9,661万6,000円、決算額5,935万9,381円で、執行率は61.4%となっておりますが、法隆寺藤ノ木線の整備事業で3,139万4,300円を翌年度へ繰り越しをさせていただいております。

まず、緑化の推進に関してであります。法起寺や法輪寺周辺など、自然景観や歴史的景観が一体となった地域におきまして、潤いと安らぎが感じられる風景や景観の形成を図るために取り組んでおります景観形成作物であるコスモスの栽培につきましては、町制55周年記念事業の一環といたしまして、規模を拡大して推進いたしましたところにより、このことによりまして5地区の方々にご協力をいただき、4万5,570平方メートルにおいて実施いたしました。

また、小学校への入学、そして産業フェスティバルの際に苗木の配布を行い、緑化推進を図るとともに、その意識の高揚に努めたところであります。

次に、法隆寺周辺の歴史的まちなみの保全を図るため取り組んでおります法隆寺藤ノ木線の整備であります。世界文化遺産法隆寺と国の指定史跡である藤ノ木古墳を結ぶ道路でありまして、隣接する西里地区は入母屋づくりの家屋や土塀などで構成される建築物が多く現存しております。歴史的な趣を持った地区でございまして、法隆寺や藤ノ木古墳などの歴史的遺産を積極的に活用しながら観光地としての歩行空間や交通網の整備を進めるとともに、居住者にとっても安全で快適な環境の整備を進めるため、

平成13年度より5カ年の計画で推進しております。

平成14年度につきましては、整備路線のうち、電線類の地中化のための電線共同溝の区間、330メートルのうち、160メートル区間において整備を行ったところがあります。

また、当該路線の沿道において、地域の方々や観光客の憩いの場としてご利用いただけるよう、公園整備についても着手いたしております。

次のページをお願いいたします。

計画的な公園、緑地づくりといたしまして、町内における適正な緑化に関する施策を総合的、かつ計画的に実施できますよう緑の基本計画の策定をいたしました。

次に、159ページでございますが、第5項 住宅費、第1目 住宅管理費であります。予算現額は317万2,000円、決算額が239万4,323円で、執行率は75.4%であります。安全で快適な居住環境を保つための維持費並びに老朽化に伴う解体費用であります。

次に、第2目 住宅整備費であります。予算現額は5億514万3,000円、決算額が2億8,456万3,322円で、執行率は56.3%となっておりますが、このうち2億2,041万4,000円を翌年度に繰り越ししております。

高齢者や障害者に関しての居住環境に配慮し、既存の老朽化した町営住宅の建てかえを進めるため、(仮称)目安北団地建設工事といたしまして、本体工事、電気工事、並びにエレベーター工事の分離発注を行い、平成15年6月末日完成に向けて着手いたしました。

なお、この工事は予定どおり完了しております。五百井団地、興留団地の入居者は、既に転居を済ませておられます。また、残りの戸数につきましても他の団地の空き家募集と合わせて募集をいたしたところでございます。これにつきましては、審査も完了しております。今月12日に公開抽選を行う予定となっております。

以上が平成14年度土木費決算の状況でございます。ご質疑いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

○小野委員長 説明が終わりましたので、第7款 土木費について質疑をお受けいたします。浦野委員。

○浦野委員 145ページの最後の方、未登記道路の整備という件なんですけど、かなり、あちこち住宅が建ってますのに、いわゆる町認定道路という名目で建築基準法上は通

ってるんですけど、住宅は建ってるんですけども、どうも登記がぐちゃぐちゃになってたり、また民地が一部残ってて、いわゆる町道としての登記ができてないというのが、かなりあると思うんですけど、これは行政の方では把握されていると思うんですけど、あと2年後でしたか、里道が国から町に移管されるという作業も、また着々と進んでいると思うんですけども、あわせて、きっちりと認定道路にされてるんやから町道に、町に登記がなりますように着々と進んでいるのかどうかお聞きします。

○小野委員長 堤建設課長。

○堤建設課長 今、ご質問いただいております町道の中の未登記道路ということなんですけども、これにつきましては毎年計画的に進めておりまして、ただその中で委員もご承知のとおり、特に底地の整理につきましては関係者の方のご協力なり、また地権者におきましては、そういった相続等の問題等がありまして、なかなか進んでいないのが実情でございます。

しかし、我々としては、いろんな事業、また他の事業等もとらまえて、その方々に対しまして、この路線で、ある場合にはそういったことを含めてお願いして、この未登記道路の解消に努めているところでございます。

把握しているかということなんですけども、これについては、全体的に路線的に把握させていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○小野委員長 はい、浦野委員。

○浦野委員 やっぱり、行政として建築物が建っている、建築物に面している道路は、すべて建築基準法上の道路としての登記とか、またいろんな形態を整えるべきだと思いますので、遅れてます、いろんな諸事情があって遅れていると思うんですけど、どんどん進めていただきたいと思います。住民が建築物を市街化の農地に建てる場合に、道路の所有形態、あるいは認定がどうも不完全だということで家が建ちにくいとかいうトラブルが起こらないように、どんどん進めていただきたいと思います。

それと合わせまして、路肩、いわゆる認定道路、町道の路肩にアスファルトが未舗装でもないんですけども、不完全舗装のために、かなりススキが生えてる場所もかなり見受けられまして、私、実は地元の道路管理委員としても年2回ほど、草刈りをするんですけども、町が管理しているにもかかわらず、またパトロールされていると先ほども申されましたですけども、どうも、どこを管理されているのかなというふうな箇

所が多々見受けられますので、パトロールの強化並びに道路の管理の強化ということで要望しておきます。

以上です。

○小野委員長 ほかにございませんか。嶋田委員。

○嶋田委員 細かいことなんですけど、156ページの表なんですけれども、農地転用等に伴う事前協議申請29件ですか、農地転用等という「等」が入ってるんですけれども、29件、それで131ページ、農地転用4条、5条が25件なんです。この事前協議というのは、恐らく4条、5条に関しての事前協議だと思うんですけれども、ここで数字がちょっと食い違っているんですけれども、これ4条、5条以外に事前協議、農地に関してですよ。農地転用に関して4条、5条の事前協議があったのかどうか、ちょっとお聞かせ願えますか。

○小野委員長 藤本都市整備課長。

○藤本都市整備課長 農地転用の事前協議29件と農業委員会サイドの転用件数の差でございまして、都市整備課の方で協議をさせてもらった部分の件数の積み上げが29件ということになっておりまして、農業委員会とどの部分で差異が生じているのかの確認はいたしておりませんで、また確認はしておきたいと、このように思います。よろしくお願ひいたしたいとします。

○小野委員長 西谷委員。

○西谷委員 157ページの法隆寺・藤ノ木線の中で電柱の地中化ということをおっしゃるんですが、当然153の斑鳩パークウェイの整備についても電柱の地中化ということで計画が進められているということで理解していいんでしょうか。

○小野委員長 藤本都市整備課長。

○藤本都市整備課長 パークウェイの整備に当たって、電線類の地中化、国の方で地中化協議ということで3回ほど電気事業者、また埋設に必要となる水道関係、ガスを集めまして地中化協議をしましてまいりました。そうした中で小吉田区間等については、農地部分が大半ということで、将来の計画が不確定というような部分もありまして、電気事業者、通信事業者については地下埋設について、今回参加することについては難しいと、こういう結果になっておりまして、モデル区間については電線に対する共同溝等の整備については、できないというような状況になっております。

○小野委員長 西谷委員。



○西谷委員 今、課長、確かにモデル区間というのは農地やけど、実際、そのパークウェイそのものとしては少なくとも竜田川から西側の三室地区になると当然、住宅になってくるし、こちらの方で興留の方に伸びてくると当然住宅地もかかっている中では、僕は全線、そういう共同ボックスでする方が将来的に当然必要になってくるし、とにかく斑鳩パークウェイの、うたいが少なくとも公園のような道路をつくるんやということの中で地域住民の方にも理解を得てる中では、私は基本的にモデル区間やからこそ逆に、モデル区間でこういう道路ができますということの中では、私は電柱の地中化、共同ボックスでやって、こういう道路ができることによって将来、何遍も道路を掘り返したりするようなことのないような形でできますというのを住民に示す上でも、逆にモデル区間やからこそ、やっぱりせないかんの違うかなと思うんですが、その辺のところ、どう考えておられるのか、ちょっとお尋ねしておきたいと思います。

○小野委員長 藤本都市整備課長。

○藤本都市整備課長 今、小吉田区間での整備に当たって、地中化協議ということで進めてきました。他区間へ行く、進めるに当たって当然、また地中化協議ということがなされていくと、国にしても国道そのものには電柱は認めないということになっております。町道と横断する部分、上空の占用もできませんので、その部分は地下にしなさいと、こういうことで指導が当然、国の方からなされておりました、横断する部分については地下でということ、縦断的には土地利用、今まで農地でありましたので、その土地がどういう土地利用がなされるかという、その辺の方針が出ていない。そうならば、民地側にどういう管を出しておけばいいか、その辺のことまで詰めないで地中化はできない。

今、法隆寺・藤ノ木線でも農地の部分、一部あるわけですが、その辺について管をその農地の方に出しておかないと、今度その方が供給してほしいということになった時に、また掘り返しなりをしないといけません。ということになってきますので、将来の土地利用の方向性、その辺に問題があるということで、関電についてもN T Tについても、この事業についての難しさがあるということで、今回、参加はできないという結果になったわけです。延伸していくに当たっては、町としてはできるだけ参加をして、電線共同溝を設置するという方向で考えてほしいということについては、関電なり、N T Tに要請はしているわけなんですけども、現状、そういう状況になっているということでもあります。

○小野委員長 西谷委員。

○西谷委員 実質的には、結局、今の課長の考え方で事業者が電気事業、当然、採算性もというような部分の中であるとは思いますが、そしたらパークウェイについては、全線としてはできへんけど、そしたらそういう、今の三室地域とか、あるいは興留第1地所、高安そういうものについては当然、そういう電柱の地中化というのは逆に考えられるということなんですか。

○小野委員長 藤本都市整備課長。

○藤本都市整備課長 市街地の部分へ行きまして、土地利用そのものが確定しているという状況になれば、道路沿いに国道沿いに電柱が建築できないと、国としても認めないという状況になっておるわけですから、当然、電気事業者についても地下で配管をして、それで各戸に供給をするという方向を取らざるを得ないというようなことになってこようかと思います。当然、市街地に行けば地下埋設ということになるろうかと。

それともう1件、どうしても地下埋設のできないという状況になれば、道路沿いに立てずに外を回して電気供給をするというような、1件、2件の話になれば、外を回してくるというようなことに電気事業者も考えるという場合も、出てくる場合は出てくるかなと、このような感じは持っております。

○小野委員長 西谷委員。

○西谷委員 現状でパークウェイをつくる中では、確かに課長の言うように共同溝でやって、実際に農地の方が電線引こうと思ったら前もって、どういう土地計画があるのかということを知っとかんとわからんというのは、確かに事情としてはわかるねんけど、何となく今まで、ずっと斑鳩パークウェイというのは、こういう道路ですというような形で町が国と一緒に出したパンフレットの中身を見る限り、非常に打ち出したイメージというのは、現時点ではモデル区間が違うなというふうには、知識としては理解できるんですが、圧倒的に、「いや、それでもな」という部分が多少、自分の気持ちの中でちょっと残るんで、具体的に私らでも、稲葉の地域でも多分そのままで行ったら同じような形で電柱の地中化も何でそのままやるんかなという部分では多少心配するんですが、これは今のところ国の考え方とか事業者の部分もそうやと、しようがないと思いますので、これで一応終わっておきます。

○小野委員長 ほかにございませんか。はい、三木委員。

○三木委員 3点ほどお尋ねします。

1つ目が公園の維持管理の件。2つ目が、景観形成植物栽培委託の件、157ページですね。その次の法隆寺駅南口プランター植え込みの件の3点をお尋ねいたします。

ちょっと細かいことになりますが、155ページの公園の維持管理790万8,396円、書いてあるとおり公園の維持管理にかかった費用とあるわけですが、確認なんです。この緑地の施設と書いてありますが、この中にはその施設、公園ですので例えば遊具のブランコであるとか、ジャングルジムだとか滑り台であるとか、そういうものの維持管理費というのも入っておりますか。

そしてですね、もし入っているとすれば、例えばジャングルジムがあります。今、都市整備部の方で定期的に遊具関係のチェックをしていただいております。例えばジャングルジムで、うちの公園でもあったんですが、土と接触する部分が腐食してきたと。自然腐食してきた。遊具類を今まで見ますと、この間もブランコを直していただきましたが、自治会と町が補助金の2分の1ずつを出し合うということでやっておりますが、自然にそういうものが壊れていくというようなことがあった場合に、これもやはり自治会と町との折半ですか。それとも、そういう自然に壊れていくものについては町が負担していただけるんですか、お尋ねをします。

○小野委員長 藤本都市整備課長。

○藤本都市整備課長 公園の管理でございますけれども、公園の管理で790万8,396円を執行しております。その中には、今、公園の遊具関係についてご質問いただいておりますけれども、この遊具関係について町が直接、都市公園として町が直接管理している並松の公園等にあります遊具等については、町の方で全額整備をしているということになっております。各自治会で管理を使用貸借等でしていただいている部分については、2分の1の補助をさせていただいているということでございます。この790万円の中には、この公園の遊具の関係は入っておりませんで、自治会に対しましての補助金14年度では9件ほど、補助をさせていただいていると。それが、大半が遊具関係の補修等、町がパトロールをした中でこの部分は危険ということがあれば補助をさせていただくんで、やっぱり改修していった方がいいですよということで、遊具の関係で事故があっても困りますんで、そういうことで自治会と調整をさせていただいているということでございます。

○小野委員長 三木委員。

○三木委員 今のお答えですと、町で管理しているのは並松の公園だけと解釈してよろし

いですか。

○小野委員長 藤本都市整備課長。

○藤本都市整備課長 5つほど管理をいたしておりまして、上宮遺跡公園、そして大和川第一緑地、それから並松の児童公園、小吉田の児童公園ということですね。それから、県の施設になりますけども県道の郡山斑鳩線沿いにある緑の道するべ等の管理をさせていただいております。その中で遊具関係は、並松児童公園、そして小吉田の児童公園ということで遊具を設置いたしております。大和川第一緑地も一部、小さいもんですけれども、あるわけですが、これについては町の方で修理をさせていただくということでございます。

○小野委員長 三木委員。

○三木委員 ありがとうございます。それでは、2点目の157ページ、緑化推進についてお尋ねいたします。この法起寺、法輪寺周辺の自然景観田園風景景観育成ということで、コスモス栽培を実施した町制55周年記念事業の一環として規模を拡大したということですが、非常にこの場所については写真等にも写ったり、また斑鳩の風物詩というふうな場所にもなっております。そういう意味でこれに力を入れるというのは、私は一般質問をした中においても景観という部分については、非常に私はいいことだと思っておりますが、この中で14年度の実施地区が5カ所、栽培4万5,570平米、13年度同じく5カ所で2万4,064平米ということですが、当然この倍以上に増えている平米数というのは55周年記念事業の一環としてコンサート等もやった、そういう事業の中で作付け面積をふやしたので、これだけの費用がかかったと。この400何万円は、14年度だけの費用と解釈してありますが、それでは13年度はどれぐらいの費用だったのかということをお尋ねいたします。

それとあわせて、続けていきます。法隆寺の駅前プランターの維持管理の件なんですけど、私も駅前に行くケースが多いんですが、さあ果たしてどこにあったかなと。バス停の横のコンクリートのあのボックスだったのかなというぐらい、私には、1年中あそこに花が植わってたとは思えないんですね。ということは、それだけ町長も駅前にいらっしゃるので、よくごらんになっているわけですが、メンテナンスも含めて、年3回植え替え、除草、水やりをしているということですが、さあこれで1年中、あのプランターが、できればプランターがどこにあるのか教えていただきたいんですが、できてたものかどうか、駅前に降りる方が見て花があれば非常に結構なことなんで、

その管理状況を含めてお尋ねしたいのと。

それと、これちょっとだけはずれで申しわけないと思うんですけど、あそこにプランターがあった、バス停があった、この間、嶋田議員も質問してたと思うんですが、あのベンチなんですけど、要はああいう形で置いてあるんですけども、壊れてる、逆に置かない方がいいのでは、危険性があるということを私、思います。あれがダブったら失礼いたしました、勝手に取ったり、バスの奈良交通に言うのか、駅に言うのか、自治会に言うのか、新しいものに変えるとか、その辺についてちょっと、あわせてお聞きいたします。以上です。

○小野委員長 藤本都市整備課長。

○藤本都市整備課長 岡本のコスモスの栽培で、今、委員がおっしゃっていただいておりますように町制55周年ということで面積を岡本地区で拡大をしていただきました。額的には、約倍ほどになってございます。13年度は192万5,120円ということでございました。

それと、駅前のプランターなんですけども、常時、花が咲いてるという状況にないというご指摘をいただいておりますけれども、3回、植えかえをさせてもらってます。6月には、ポチュラカという花を植えさせていただいています。そして11月ごろに葉牡丹、そして2月ごろにパンジーということでさせていただいているわけなんですけども、なかなか枯れかけてきた時にいたずらをするとか、ポットを倒してしまうとか、何回か今日まであって連絡をいただいて、また現場で修復をするとかいうような形をすることもあるわけなんですけれども、なかなか外に出ている部分でありますので、常に管理をするということも難しく、こちらの方も一面困っている部分もあるということでございます。

○小野委員長 町長。

○小城町長 今、藤本課長が申しましたように、駅前南口、今もきれいに咲いております。いずれにしても、駅前そのものについては、やっぱりきれいに咲いているということは、朝からボランティアの方々のごみの清掃をされている姿とか、いろいろ見ますけれども、割と管理はうまくされてます。やっぱり、固定をしているのと、個々に置いているのと違いますから、そういう点については、花というのは心を和ますと、私はいつも7時25分ぐらいにここに来ますけれども、あの花を見て、そしてあの周辺を見て、踏み切りの関係等について、また横断歩道を渡る方に声をかけるなど、非常にい

い花が、ただ夏の暑い時にそういう点では枯れる場合があると思いますけれども、できるだけ補修をしていただいて、できるだけこの斑鳩町では花に対しても、これからしていくことがいいんじゃないかと。特に国道25号線でも東小学校に入るところの町有地にも花がありますし、そのMBSハウジングの、ちょうど町道の角にも花が植わってます。あれも四季折々、なかなかきれいに管理されてますし、どことも花を植えるということはいいいんじゃないかと思ってますし、これからもそういう努力をしてまいりたいと思ってます。

それと、ベンチの関係等については、できるだけベンチそのものについて、町ができるだけ点検をしながらやっていくと。以前にも点検をさせて、老人クラブなどのゲートボール場のところへベンチがないということで、町の金があったら一遍協賛をしましたけれど、名前入のものを入れて、大蓮社でもそういうことでやっておりますけれども、いずれにしてもあのための維持管理等については、点検をして、壊れているものについては撤去する、あるいは利用度が少ないものについては撤去していくということも考えなかったら、ただベンチだけを置くということについて、またその周辺で事故があったりしたら大変ですから、今、一般質問ありましたように、嶋田議員関係等についても、町内を一遍見回して、ベンチの壊れているところ、あるいはベンチを置かなければいけないような状況等、一遍調査をして16年度について考えたいと思います。

○小野委員長 三木委員。

○三木委員 お花の件については、町長がおっしゃったように、非常に駅降りて来て景観等も進めようと非常にいいことなので、今後もほかの場所も含めまして啓蒙していただけるようお願いします。

ベンチにつきましても、今、嶋田議員が一般質問したように、全部チェックしていただいて、駅前については、私が見た限りはもう危険な状態で、座ったら危ないということがございますので、そういう点につきましても早急に対処していただけるようお願いしておきます。終わります。

○小野委員長 ほかにございせんか。はい、里川委員。

○里川委員 14年度の予算の段階の時に、ちょっといろいろ出てた件で、まずお尋ねしたいと思うんですけれども、開発に伴います施設協力費ですね。そのことにつきましては、ここには156ページに載ってると思うんですけれども、不動産業者などから

の陳情によりまして、事務次官通達も来ているだろうということで予算の時にいろいろ協議をされました。その時に助役さんも、いや、やっぱり重要な財源であるし、ただの方針で14年度行くんやということをお示しされていたと思うんですが、その数字の結果がここに収納状況ということで載せていただいているんですが、14年度につきまして施設協力費を拒否された業者さんなどがおありであれば、そのところをお聞きしたいなというふうに思います。

多分、施設協力費自体は、収納金額は見込んでいたよりも、これは多いんじゃないかなというふうに思ってるわけなんですけど、ただそういう流れの中でご協力いただけない業者さんがあつたりするというようなことが問題になっておりましたので、14年度決算を終えられた中で、そのことがあつたことについてはお聞きをしておきたいと思えます。

それともう1点ですが、JRの法隆寺駅の駅舎の改築という問題の中で、14年度につきましては北口の駅の無配置時間が延長されると、昼間、長い時間いらっしゃらないということでは、かなりJRの協議との関係の中で、いろいろ問題視をしながら、北口の無配置についての協議も進めてほしいという、そういった議論があつたと思うんですが、そのところの経過を教えてくださいというふうに思えます。

それともう1点は、監査委員さんが言われてた町営住宅の家賃についての不納欠損をしているということを言われていたと思うんですが、この住宅費に絡んで、この不納欠損の状況をお尋ねしておきたいというふうに思えます。

○小野委員長 小城町長。

○小城町長 この開発の関係等については、いろいろと新聞等で東大阪とか裁判事例等出ております関係等、また不動産業者らが、国はもう廃止をしているということで陳情されておると。以前からもそういう話もございました。町としても、いろいろと検討しておるわけですが、以前、共産党の野呂議員は委員の中で、やっぱりまだまだ、そういう斑鳩町で工事をする場合は、やっぱりそういう負担金をもらうべきやというようなご意見もございますし、いろいろと問題はあつたと思えますけれども、いずれにしても町としては、この間の15年度の予算の関係等について、16年の3月で一応打ち切りたいということをおし上げております。

ただ、2、3件の方々が、まだ払っておられない、そういう方がございます。昨年末に、12月28日に3,000万円という負担金を払っていただいたこともありますが、

まだ残っておりますから、できるだけ16年3月までに不公平のないように、その方にも2、3回助役が会っていただいて、何とか早く払ってほしいということを申し上げておりますように、そういう努力をしながら16年3月には廃止をしてまいりたいということでございます。

それと、JRの関係等については、職員、課長、部長が行かれて、また私もJR西日本へ行きますけれども、その都度やっぱり申し上げます。ただ、やっぱり無人の関係等については、JR西日本が方向づけをされてますから、陳情等がたくさん来ておりますと。しかし、JRとしては今は考えておらない、やっぱりその点については当然、橋上化をしていくことによって、そういう親切丁寧な業務内容にしていくことが大事であろうと。北口の無人の関係等については、段差等の関係もございますから、その点については非常に、そういうご意見も聞いているけれども、今はやっぱり、そういう点については、段差等についてもバリアフリー化というか、何かを考えてはおりますが、やっぱり橋上化をしていただくということをJRとしても、そういう方向づけでしていきたいということでございます。

○小野委員長 北村都市建設部長。

○北村都市建設部長 町営住宅の不納欠損の件でございますが、先日、代表監査委員さんも申されてたのは、保育所の件で、住宅については不納欠損は現在ございません。

○小野委員長 里川委員。

○里川委員 何か先日、中に出てきてたような気がしましたので、不納欠損がないということであれば結構ですけれども、不納欠損してなくても町営住宅の家賃と、それと駐車場の駐車場費ですね。これ、滞納の状況も年々悪化してきている状況にあるんじゃないかなと思うんですが、ここのところについて、再度滞納の状況をお尋ねしたいと思えます。

それと、JRの問題につきましては、私も大分、町にきつく言ってきましたけれども、町の方も努力していただいておりますが、JRの姿勢が非常に厳しい、公共交通機関としてのご認識を持っていただけないということについて、非常に残念であるというふうに思います。

済みません、とりあえずそしたら滞納状況をお伺いします。

○小野委員長 小城町長。

○小城町長 滞納は、今現在、14年度中で274万2,900円の滞納がございます。



今、特に県下でも出てますように、私はやっぱり水道料金と一緒に、滞納されているということは、また入りたい人がいっぱいおられますから、そのことについては裁判所を通じて明渡し請求をやっていかんと、この問題は、滞納しておる、あるいはまた料金などの所得オーバー等の関係もございます。やっぱり、そういうことについては皆さん方、議会でいろいろと、抽選を申し込んでもなかなか当たらないという方もたくさんおられるから、やっぱりそういう不公平感をなくすためには、やっぱり裁判所等を通じて明渡し請求等の関係にも、これから踏み込んでまいりたいと考えております。

○小野委員長 里川委員。

○里川委員 どちらにしましても、非常に入居の希望も多いことですので、そういったことにつきましても、えらい町長の意気込みを聞かせていただきました。公的なものには十分気をつけていただけるというふうには思っておりますけれども、今後のご努力の方、お願いしておきたいと思います。

非常に申しわけありません。大きい観点から、今ちょっと聞かせていただきましたんですが、少し細かいことで引き続いて聞かせていただきたいと思います。

公園費、先ほどもちょっと出てました、私、ちょっと観点が違うんですけども、公園で町が管理しているところと、自治会管理になっているところがあると思うんですけども、今ちょっと、この中で気になるところが、町は頑張っていたかまして、この公園費につきましても86.5%の執行率であるということで、やっていただいているんですが、自治会の方では非常に、自治会を脱会しはって自治会費が大変な状況の中で、この管理費に物すごいお金がかかって大変で悩んではる自治会があったりとかあるんですけども、ここでちょっと気になったのは、公園に木が植わってたりするんですよ。この木っていうのは、自治会が植えはったのか、町が植えたのか知りませんねんけども、この木を管理するのに、これ、切ってもらうのにはシルバーさんに委託してお金がかかる。これ、ごみとして持っていくのに、ごみとしてのまたお金がかかるというような中で、自治会の中で大分、こんな木、この木がどうかこうとかいう、そんな問題まで出てきてる話があるんですけども、方針としては公園、開発の時に公園でつくってもらって、町は土地の寄附を受けはって、公園としてつくる時に植栽の関係なんかは、どんなふうにしてはるのかなと。こういう細かい問題が出てきて、自治会からいろんな不満を聞く中で、このところ、最初の協議どないしては

るのかなということも、ますますそういう自治会の運営が大変やとか、ごみは有料になってくるという中で、ちょっと心配になってきますので、その確認を一遍させていただいてこうかなと思うんですけれど。

○小野委員長 小城町長。

○小城町長 これは当然、土地、この公園を寄附される時に、だれだって公園に遊びに来られたら、やっぱり公園に木がなかったら、影がないというのか、今は特に紫外線がやかましく言われて、昔はそういう点では皆さんが維持管理を守ってきたんです。今やったら自治会が、自治会の会長が1年で変わるよってに、今そんなことかなり当然やっぱり自分の家でもどこでも、そういうことはせないかんです。だから、そういうことを里川委員がおっしゃっていただくように、やっぱりみんなが力を合わせて、そしたらきょう10人でも出ようやないかと、川掃除しようやないかと、あるいは公園整備しようやないかということで、やっぱりやられなかったら自治会長だけ、1人やって、もうお金で処理しようというんでなしに、できるだけ自分らでハサミでもって刈れるわけですから、きれいにしようと思えばお金がかかりますけれども、そういう努力もしていかなと私はやっぱり、公園は当然木を植えないと、木陰がなかったら文句が出るのはわかっている。公園で遊べない。特に今、熱中症で53人倒れたとか、きのうも出てますように、昔はまだそういう点では、木陰とかそういう点では、ある程度、紫外線を守ったんです。今やったら、もう、だんだんと楽になって、出る部分が多くなって、紫外線環境というか、今はもうニュースでも天気予報でも紫外線の状況が出てくるということについても、やっぱり特に片一方で親はこんな公園で遊ばして木陰もないのに日当たりばかりさしてこう、また町へ言うてこられる。町は、また木を植えたら、この木は枯れたら邪魔になる、また葉っぱを掃除せんなんということで、痛しかゆしばっかりなってしまうんです。だから、やっぱり地域が守っていかんと、私はよい公園整備はできないと思います。

○小野委員長 里川委員。

○里川委員 町長がお考えになられることは、よくわかるんですけれども、そういうふうになっていけたらいいんですけど、自治会の中で例えば今申し上げているところにつきましては、22件でその公園の管理をするんやと、そのうち8件が自治会から脱会されていると。まだ、さらに来年度になったら脱会するという意思表示をされているご家庭があるとかいう中で、本当に公園にある木1つでもシルバーさんへお願いしたら

3万円、木を切ってもらうのに3万円かかるんやとか。それで、ごみを出してもらうのに、細かく切らんと袋へ入らへんし、細かく切らないと引き取れへんて言われるしということで、非常に、この役をした方が苦しんでおられるということも理解、町としても理解をしていただきまして、何か公園関係につきましても今後、その方向、実態を見る中でいい方向がないのか。このことについては、ちょっと意識を持っておいただきたいというふうをお願いをしておきたいと思います。

それと、細かい確認で申しわけないんですが、先ほど出てきましたJR法隆寺駅南口のプランターの植え込みなんか、そういうものですね。プランターはいろいろあるんですけど、ここだけではないと思いますけど、そういった町がやってはる部分につきましては、植えかえであるとか除草、水やりとか、ここに書いてあるんですけど、それはガーデンクラブの方へ委託というのか、何か、どういうふうにされてるのか、その確認、えらい済みませんが確認だけ、ちょっとさしといてください。

それと、146ページにあります法定外公共物譲与申請部分、この問題も結構14年度の予算審査の時にも、いろいろ話が出ておったと思うんです。13年度にもマイクロフィルムをつくられてというような説明があったと思うんですけど、14年度につきましては、どの程度まで進んだのかということを確認さしといていただきたいと思います。

○小野委員長 小城町長。

○小城町長 役場の横のMBSハウジングのところと東小のところは、ガーデンクラブがやっております。駅前南口については、皆様方、ボランティアの方が水をやったり、あるいはまた植栽をされた各地区の方々がやっていたいでます。そういう形でございます。

○小野委員長 堤建設課長。

○堤建設課長 法定外公共物ですけども、委員が今申されるように13年度から実施しております、今現在14年度につきましては、斑鳩町の場合、公図というものがありまして、それを法務局の公図を13年度に取りました。それをもとに今、町が備えつけの地番図がございます。その地番図に落とし込みを行いまして、それぞれ里道、国水という形で実施をしております。また、その中で今、町道部分にあるものもありますし、また国、県の関係に入ってるものもございます。今現在は、町内の各施設が、それぞれ施設の管理をされている部署がございます。そういった形の中で、所管される

施設の中で里道、国水の通ってる場所もありますので、そういった内部の確認をしていただいています。

それとあわせて、今後、現地の関係、机上では確認をしておるんですけども、そういった現地の関係について問題点の整理等を今後していこうという形で進めております。

○小野委員長 里川委員。

○里川委員 私の記憶違いやったら申しわけないんですけど、確か16年までの間に、14年、15年、16年までの間に1,060万やったか70万やったか、何かそういうような金額で計画をしてるんやというようなことを言うてはったように思うんですけどね。この14年度でもう既に600万ということで、これ、上がってるんですけど、その辺についてはどうでしょうか。金額的なものについての今後の計画も含めて。

○小野委員長 堤建設課長。

○堤建設課長 昨年と、14年度と15年度ということで、業務委託をしています。これは、金額として945万円ということです。平成14年度では600万円の執行をいたしました。それとあわせて、今、これは事務手続上の関係について、譲受を受ける関係の資料の収集という形でやっています。

今後、15年度は予算化しているのは、現在、県の方で資料収集、資料を持っておられます里道、国水の明示の関係ですね。これらの資料をデータ化するための予算を15年度、予算化しておるといった状況でございます。

○小野委員長 これをもって、第7款 土木費についての審査を終わります。

11時5分まで、休憩いたします。

(午前10時51分 休憩)

(午前11時06分 再開)

○小野委員長 再開いたします。

次に、第8款 消防費について説明を求めます。植村総務部長。

○植村総務部長 私の方から説明させていただきます。座って説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

施策の成果表160ページから164ページであります。

まず、第8款 消防費全体では、予算現額3億2,507万5,000円に対しまして、決算額は3億2,225万4,727円、執行率は99.1%となっております。また、第

1項 消防費も款と同じく、予算現額3億2,507万5,000円に対しまして、決算額は3億2,225万4,727円、執行率は99.1%でございます。

それでは、160ページをお願いいたします。

まず、第1目 常備消防費であります。予算現額2億7,396万5,000円を全額執行いたしまして、消防業務を広域的に実施いたしております西和消防組合に負担金を支出し、消防力の充実に努めたところでございます。

同じく160ページの第2目の非常備消防費であります。予算現額3,300万1,000円に対しまして、決算額は3,147万4,408円、執行率は95.3%となっております。「自主防災体制の充実」におきましては、自主防災体制のさらなる充実に向けまして、非常備消防意識の充実と活動支援に努めたところでございます。消防団員数は、年度末で91名となっております。また、消防技術向上のため、各種防災訓練及び研修等に参加し、団員の士気高揚と非常時における緊急体制の強化に努めたところでございます。

また、平素は、定期的に消防自動車や消防器具などの点検整備や、町内にある防火水槽の点検等を行っていただき、その他の活動といたしましては、火災予防週間には予防啓発を行うとともに、年末には年末警戒、年始めには出初式、文化財防火デーの防火訓練などに出動をいただいております。

また、自衛消防団18団体に対しまして、管理運営の充実に資するための補助金を交付し、自衛消防団の育成に努めたところであります。

さらに、161ページの「総合的な防災・消防体制の充実」であります。奈良県防災無線の設備更新に伴う整備を行い、情報伝達手段の充実に資したところでございます。

次に、162ページでございます。第3目の消防施設費であります。予算現額1,704万6,000円に対しまして、決算額1,589万1,874円、93.2%の執行率となっております。「消防施設・整備の充実」といたしまして、消防水利体制の強化、技術におきましては耐震性防火水槽40トン級1基を三井集会所に設置しましたほか、開発指導等に基づき、消火栓4栓の追加であります。その結果、消防水利指定ため池は15カ所、消火栓が564栓、防火水槽は101基となったところであり、また消防設備の維持管理につきましても斑鳩町法隆寺消防センターの土地にかかります借地料のほか、消防団詰所、音声サイレン遠隔装置の保守点検等、既存の消防設備の維持

管理に要します経費の執行を行うなど、消防設備のより一層の充実を図り、災害時に備えたところであります。

また、消防施設整備の支援といたしましては、自治会等における初期消火体制の強化を図るために消防器具等の設置に際して、補助金を交付するなど、地域における消防体制の充実にも努めたところでございます。

次に、163ページであります。第4目の水防費であります。予算現額6万9,000円に対しまして、決算額は5万円、執行率72.4%となっております。洪水時期等における貯水機能の確保などに斑鳩溜池にて水位の調整を図っていただいております、その土地改良区に対しまして報償費を支払ったための経費でございます。

同じく163ページの半ばでございますけれども、第5目の災害対策費であります。予算現額99万4,000円に対しまして、87万3,445円、87.8%の執行率となっております。

まず「危機管理体制の充実」におきましては、災害物資の備蓄として非常食であるアルファ米1,100食を購入し、災害に備えたところであります。

次に、自主防災体制の充実といたしまして、まず地区別防災訓練の実施につきましては、平成10年度から小学校区防災訓練、町総合防災訓練、生駒郡総合防災訓練を実施してまいり、昨年度からは災害発生時に地域住民の皆様方が連携を保ち、初動体制をはじめとした応急対策活動ができるよう地域密着型の地区別防災訓練を町内3地区において実施し、防災意識の普及、高揚を図りました。

また、160ページに移りますが、防災訓練への参加であります。昨年度は奈良県主催の防災訓練、林野火災訓練が生駒郡北葛城郡ブロック内で実施されたことにより、その訓練負担金を支出いたしております。町消防団においては、県防災訓練、林野火災訓練に参加し、消防技術の向上に努めていただいております。

以上、簡単でございますが、消防費の説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

○小野委員長 説明が終わりましたので、第8款 消防費についての質疑をお受けいたします。はい、浦野委員。

○浦野委員 地域ぐるみで自主防災体制の確立ということで160ページに書かれておりますけれども、私は先般、西本課長にお願いしまして、各地域の消防器具の赤いボックスがどこにあるのか、ちょっと私の家の近辺だけに終わったんですけど、チェックし

ましたところ、なるほどホースとか、ホースの筒先とかはあるんですけども、その横に水源がないといかんのに、水源がないところにその赤いボックスがあると。要は、ちぐはぐな器具があったのが1点。

それと、ホースの、自治会の方、あるいは消防の担当者が点検されているのかどうかを疑うような、例えばアリアアリア塚をつくってたというのも1件ありました。したがって、申し上げたいのは、水源とホースがなおしてるところを一致してほしいなということ、それと先ほどおっしゃいました初期消火、火災が起こりますと初期消火が何よりも大切だということ聞いておりますので、例えば男性が昼間おられない社会です。大体、男の人は勤めに出ていますので、女性の方でも初期消火に、その器具をどう出して、どこへつないで、どう出すんやという訓練を、これをやっぱりやっておかないと、例えば火災だけじゃなしに大きな災害があった時にも、心構えを常に訓練でしておかないといかんということ、危機感を覚えておりますので、生駒山系も断層ありきということ聞いておまして、いつ地震災害が起こるかもわかりません。日本列島、かなり揺れておりますので、そういう意味でまた、より一層、危機管理につきまして行政の方で力を入れていただきたいと思います。例えば地方地方で、いついつかにどういう消防訓練をするから、女性の方でいいから集まってきてほしいというような機会をたびたび設けていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

○小野委員長 西本総務課長。

○西本総務課長 1点目の水源と格納箱の不一致の件ですが、格納箱につきましては自治会管理、それに対して補助金を町の方から出させていただいています。それで、そういった箇所が1カ所あるということですので、あとでお知らせをいただいたら、そちらの自治会の方にご指導申し上げて、格納箱の移動等、指導してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

あと、初期消火、女性の方の訓練、危機管理のことなんですけれども、町の方でも昨年度から地区別防災訓練をやっておりますし、また自治会単位で、それぞれ地区で消火訓練、防火訓練、こういったことを自治会でやられていると聞いております。それにつきましては、町の方で申し込みを受けまして、また消防団なり、西和消防等とも連携を図りまして、訓練に当たっていきたいと思います。

また、9月の、今月のお知らせなどで、そういったことも広報に載せる予定でございます。

ますので、そういった周知をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○小野委員長 ほかにございませんか。はい、三木委員。

○三木委員 2つほど確認ですけど、まず160ページ、消防技術救急医療体制の充実のところ、西和消防組合分担金の件ですが、この166という数字の中での決算なんです、見ますと2億7,396万5,000円、予算額と決算額が同額ということは、毎年この金額の負担金を、組合負担金を払っているというふうに私は理解しますが、私もわからないので教えていただきたいんですけど、ただ組合負担金として、ただ払ってるんじゃないくて、それはどういうための負担金だというのは当然おわかりだと思いますので、できましたらご説明いただきたいのと。

そうすると、この西和消防署ですよ。私ども、今、斑鳩町ですから、7町含めて全部この負担金が同額なのかどうか、その辺もちょっとお尋ねいたします。

それと、続けていきます。同じ160ページの、これ確認ですが、最後の自衛消防団の支援というところですが、これ、多分毎年同じような件数、同じ金額になってます。これは、確認ですが18消防団に対して、毎年90万円の支援を行っている。年額5万円の補助金を与えているという、そういう解釈をしていいものだろうかということです。

それともう1つ、今、浦野議員の方から初期消火の件がございましたけど、私どもの方の自治会においても年に1回、西和署から来て、自治会に対して実際に消火器を持って、火をたいて消すということをやってくれてるわけですね。皆さん、20人ぐらい集まって、ほとんどの方が消火器もって消すわけですね。その時に、公園のマンホールあって、その中にホースなんかが入ってるんですけども、西和署の方が言うには、あのマンホールのホースは使ってくれるなと言うんですね。触らないでくれと、ということは、理解するには皆さんは、住民の方々は初期消火の時に消火器だけで、まずはやってくれと。その次は自衛団もありますし、うちの自衛団でも、まずは初期の消火器で訓練をやってます。次にはポンプを持っていますから、来るんでしょうけども、その辺、西和署のそういうふうな指導をしているということは、消火器でまず消すということは、初期のまず手段なんだと。次は、もう10分やそこらしたら来るから、別にそれはいらわないでくれというふうに、私には聞こえてるんですけども、その辺のところの見解をお聞かせいただきたいと。



○小野委員長 西本総務課長。

○西本総務課長 まず、西和消防組合の負担金の使途でございますが、平成14年度の主なものといたしまして、この西和消防組合負担金は、主には人件費が多く占めておるわけでございます。7町の負担金で、各町それぞれ負担金の額は違っております。まず1点目の主途なんですけども、主なものは県、14年度としましては県防災無線の整備、それから西和消防組合におけます市内LANの設備、それから活動服の更新等々となっております。あとは人件費が主なものでございます。それと、あと西和消防組合の建物、分署等の維持管理費の費用、こういったもので使われております。

それから、組合の負担金でございますが、7町それぞれ違います。財政規模と人口割におきまして、各町決まっております。それと、自衛消防団の支援としまして90万円ですけども、これは18団体かける5万円、それぞれ5万円で90万円を支出いたしております。

あと、最後に初期消火のマンホール、消火栓のことだと思いますけども、西和消防組合としまして、初期消火に際しましては消火器、小さい火であれば消火器でございますけども、火がいきなり大きくなってきた場合には、消火器では対応できませんので消火栓というふうに、消火器だけで消すというような指導はしてないと考えております。

○小野委員長 三木委員。

○三木委員 1番目、2番目のことは結構です。最後のやつですけど、なかなか住民の方が消火栓を使ってまでの訓練というのは、なかなかやっつけていらっしやらない。この間も竜田川のところで幸進町訓練をやりましたけども、その辺のところは西和署としては、やはり住民の方々にも、もっとやるようにということは指導していらっしやるんですか。

○小野委員長 西本総務課長。

○西本総務課長 放水の方ですけども、これについても指導はしております。ただ、消火栓からホースをつないで、そして放水するまでの過程を指導しているというふうに聞いておりますし、また消防団の方でも依頼があった場合には、そういう指導をしております。水の方は、出してないのが現状でございます。

○小野委員長 三木委員。

○三木委員 多少、持って云々というのは、そういう指導を受けてない。やはり、今言っ

た、どうも消火栓を使ってやると水が、さびたのが出るから、使わない方がというよ  
うなこともちまち聞いたんですが、その辺、嶋田議員は詳しいと思うんですけども、  
その辺の体制については、ちょっと今後、消防自衛団の訓練等も町内一定した指導を  
していただき、西和署の方でしていただくように要望して終わります。

○小野委員長 小城町長。

○小城町長 今、特に訓練の場合は西和消防ということになってます。私も担当の課長に、  
やっぱり1分団、2分団、3分団ございますから、まずはやっぱり町内の連携を保つ  
ために、やっぱり町内の非常勤消防と密接な連絡で、これからの訓練は町の消防団、  
第1分団は地域的に第2分団の関係のエリアのところもあったり、やっぱり第1分団  
で協力をしてもらって、そういうことを、西和消防は1つの方向しか言いませんから  
ね。だから、問題が起こるのは、西和消防の人家に我々、第一非常勤の消防が入りま  
すけれども、そんなこと言うてたかて初期消火というのは、やっぱり火事が起こったら、  
その方が真っ直ぐ行かんといかんわけやから、そういうことを考えますと、やっぱり  
どこに消火栓があるのかということは必ず皆様方、消防団の方はお知りでございます  
から、そういうところの連携で、これからの訓練をやっぱり、私は斑鳩町の消防団と  
連携を保ちながらということで、今、西和消防と、うちは訓練してても西和消防が来  
て町内の者が知らんということが多いわけです。もう、あそこは訓練終わりましたけ  
ど、西和消防来られましたと、今、三木委員がおっしゃるように、幸進町の関係につ  
いても、やっぱりうちの消防団が行ったらある程度の連携が保てますけども、そうい  
うことも一番大事であると思うので、この関係については、町の関係の消防団にご協  
力を願うようにしています。

○小野委員長 三木委員。

○三木委員 確認ですけど、先ほどの常備消防費の中の負担金ですけど、説明を伺いまし  
た。ということは、7町によるこの西和消防署、職員もすべて、全部見てるというふ  
うに解釈してよろしいんですね。

○小野委員長 植村総務部長。

○植村総務部長 7町によると一部事務組合、いわゆる消防組合の方も設立されておりま  
して。機能的には役所の事務と同じでございますけれども、その一部を共同処理する  
ということで説明させていただいております。そうした中で、7町でそういった経費  
については全額負担ということになってます。

○小野委員長 ほかにございませんか。はい、里川委員。

○里川委員 160ページに自衛消防団の支援ということで書いていただけてますけれども、13年度、14年度を見ましたら、この自衛消防団の数、18で推移してるんですけども、ここのところについてはどういうふうにお考えになってるのか。また、消防運営委員会などでも、こころら辺、方向ですね。もうちょっと、やっぱり自分たちの力で何とかしようというようなことを考えて地域を増やしていこうというような考え方があるのかどうかという、そういったところの論議があるのかということがちょっと気になったので、教えていただきたいというふうに思います。

それと、161ページにあります県防災無線の整備ということで、今回上げていただけてます。このことによりまして、防災行政無線協議会の負担金という風な形で不用額の方で説明していただけてまして、この協議会のことにつきましては、ちょっと申しわけないんですけど、よく理解ができてないので、この協議会について、どういうものなのか教えていただきたいなということを思ってます。

それと、これは住民の方からいろいろ言われるんですが、162ページにございます消防設備の維持管理で音声遠隔装置ですね。これも努力、町の方の努力していただいて、増やしてきていただいているんですけども、なかなかこの音声の方が、音っていうんですか、音楽とかいうのは割と聞き取りやすいんですが、音声について、声の部分では、なかなか聞きにくい、聞き取りにくいっていうような状況があるんですけども、これについて、改善の余地はないのか。もう、今が精一杯なのかどうかということをお尋ねしておきたいと思います。

○小野委員長 西本総務課長。

○西本総務課長 自衛消防団18ですけれども、毎年、我々としましては、増やしていきたいという風に思っております。ほかの自治会等にも毎年、声かけをさせていただいております。そういった中で、自治会等の中でも今、基礎固めというか、そういったものも考えていただいている自治会もございます。今後ふやしていきたいという考えでございます。

それと、県防災無線協議会の分でございますけれども、この防災無線につきましては奈良県全体が各市町村、それぞれ同じ機械を揃えて運営をいたしております。そういった中で、機械のメンテナンス等につきましては、県が一括して契約をいただいている。そういった中での運営協議会でございます。その防災行政無線となります県全

体のシステムにかかりますものの運営に携わっていただいている事務運営、またメンテナンス等の契約等を行っていただいている協議会ということでご理解いただきたいと思えます。

それと、あと音声遠隔装置の改善でございますけども、今現在、音声、町内13カ所でございますけども、これにつきましては整備は終わっておりますけども、これ以上増やす予定はないんですが、あと、聞こえにくいという、ハウリングの関係、共鳴ですね。共鳴が起こるとということで今、グループ別13カ所のデータを3つのグループに分けて、同時に放送しないで1グループ、2グループ、3グループ、同じ内容を3回に分けてしゃべって共鳴を防いでいると。そして、聞こえやすいようにしているということでございます。そういった改善を行っているところでございます。以上でございます。

○小野委員長 里川委員。

○里川委員 せっかくつけていただきました音声遠隔装置、有効に活用できるように今後も研究の方、していただきたいと思いますということをお願いしておきます。

それと、これはすぐにご回答がいただけないかもわからないんですが、私、ちょっと知りたいなということでお尋ねするんですが、最初の常備消防費ですね。この2億7,396万5,000円、これにつきましては全部、一般財源ということで上げられてるわけなんですけれども、消防費につきましては交付税の算入があると思うんですね。その消防費の交付税の算入については、どの程度、国からそういうことにお金が要るだろうということで、町の方に算入をされているのかという、補正係数とかもあるので、私ら一概に、ずっと交付税の計算なんてできないんですね。地方財政法、地方交付税法だけ見てたら計算できない部分があるので、ちょっと担当の方にこの辺を教えてくださいなと。

今後、交付税の推移であるとか、7町での一部事務組合で今やっただいただいている中で、合併問題なんかも視野に入れた場合に、どういうふうになるのかあたりが変化していくのかということも、やっぱり我々としてもきちんと抑えて考えていかなあかんということもありますので、多分、数字的にはすぐ出ないのかなということはあるんですが、その交付税の算入を斑鳩町としては、どのように金額出されていくのかを尋ねたいんです。

○小野委員長 藤原企画財政課長。

○藤原企画財政課長 消防費の交付税の算入額でございます。平成14年度につきましては、消防費の交付税の算入額は5億597万8,000円でございます。これは、消防費全体の経費でございます。

○小野委員長 嶋田委員。

○嶋田委員 163ページに関してなんですけれども、災害時における応急物資を確保ということで、非常食、9,700とありますが、これは有効期限というのは恐らくあると思うんで、その有効期限が切れて交換してはるのか。それとも、切れる2、3年前に交換して、何かほかに転用いうんですか、有効利用してはるのかということと、飲用水袋ですね、これは1,000枚なのか、1,000リットルということなのかということですね。それだけ、ちょっとお聞かせ願えますか。

○小野委員長 西本総務課長。

○西本総務課長 まず、非常食の期限切れの件ですけれども、乾パンとアルファ米を非常食として配るんですけれども、乾パンにつきましても、アルファ米につきましても5年でございます。それで、期限が来ましたものにつきましては、この前町の総合防災訓練で乾パンが5年を経過しましたので、参加者にお配りをした。期限が切れる、ほん手前でお配りをしたと。

それから、アルファ米につきましても最初に買った分が去年、ちょうど5年を迎えたので地区別防災訓練での炊き出し用に期限の来たものを使わせていただいたと、そういう状況でございます。

あと、この飲料水袋でございますけれども、これにつきましては単位はリットルですけども、飲料水袋は小さいものでございますので、1リットルで1,000枚というふうにご解釈をいただきたいと思っております。以上でございます。

○小野委員長 これでもって、第8款 消防費についての審査を終わります。

次に、第9款 教育費について、説明を求めます。栗本教育長。

○栗本教育長 教育について、私の方から説明させていただきたいと思っております。

施策の成果の165ページから200ページとなっております。

第9款の教育費全体では、予算現額は9億3,813万6,000円に対しまして、決算額は8億9,514万6,135円で、執行率は95.4%となっております。前年度と比較いたしますと8,986万円の減少となっているところでございますが、これは史跡藤ノ木古墳の史跡用地の公有化事業が前年度に完了したことによります減でございます。

ます。

それでは、165ページをごらんいただきたいと思います。

第1目の教育委員会費でございますが、決算額175万4,647円で、執行率は87.5%となっております。教育委員会の運営に係る分が主なものでございまして、教育行政をより一層、施策を図りますために委員会を毎月開催いたしますとともに、今年度は滋賀県内の古墳及び史跡を利用した公園や展示施設の設置や管理運営についての研修をさせていただいております。

次に、第2目 事務局費でございますが、決算額9,467万1,422円で、執行率は97.4%となっております。これについても前年と同様、それぞれ小・中学校に講師を派遣いたしまして、教育の充実に努めたところでございます。14年度は、小学校に3名、中学校に5名の教員の町費講師を派遣いたしたところでございます。

また、学校教育指導主事の設置をいたしまして、教育の充実に努めているところでございます。

それから、教育の機会の提供といたしまして、夜間中学校の希望される方に対しまして、その費用の助成を行っているところでございます。今年度につきましては、春日中学校に2名、畝傍中学校に1名の生徒を就学させています。また、言葉の教室についても8名の子どもを派遣したところでございます。

次に、166ページでございます。学校生き生きプランの実施についてでございますが、これは雇用促進の一環といたしまして前年度から実施いたしてのものとございますが、本年度は西小学校、あるいは斑鳩中学校にそれぞれ1名雇用いたしまして、障害児教育、あるいは教育の生徒指導の支援にかかわっていただいているところでございます。

それから、次に第3目の私学振興費でございます。決算額は1,213万9,000円で、執行率は99.5%となっております。これは私立幼稚園就園奨励費の実施につきましては、169件、1,183万9,000円の支援を行っております。また、法隆寺幼稚園には、私学助成として30万円の助成を行っているところでございます。

167ページの外国青年招致事業費でございますが、決算額が419万4,873円で、99.6%の執行率となっております。前年度と比較いたしまして75万3,633円の減となっておりますが、これは前年度には前任者の帰国及び新任者の来日に伴います旅費を新任者に対する住宅確保のための賃貸金等の執行があったためのもので

ございます。本年度も、14年度も1名、斑鳩に派遣をいたしております。そして、各小・中学校、あるいは公民館教室の英会話教室、幼稚園、小学校にも派遣いたしまして、英語によりますコミュニケーション能力の育成、外国人の生活等についての理解を深めるために実施をいたしたところでございます。

それから、168ページの第6目 スクールカウンセラー事業でございますが、決算額35万9,938円で、執行率は75.5%でございます。前年度と比較いたしまして273万1,093円の減少となっておりますが、この理由につきましては、先ほど触れましたように前年度は小学校に1名ずつ配置いたしました触れ合いフレンドを廃止したことによります減でございます。本年度は、斑鳩南中学校にのみとしたことによります減でございます。このスクールカウンセラーにつきましては、不登校等、子どもたちが学校へ来にくい状況にある子どもたちの指導、あるいは相談等、それから保護者、先生方の子どもたちへの指導、相談に対するノウハウ、そういったものをカウンセラーの先生から教えていただく、あるいはそういう方に相談するという事業でございます。あわせて、心の教室相談員の設置につきましては、南中学校に配置いたしまして、子どもたちと直接接していただいて、子どもたちの悩み、あるいはストレス解消の手助けをしていただいているという状況でございます。

続きまして、169ページでございます。小学校費であります。第1目の学校管理費でございます。決算額は1億2,545万6,147円で、執行率は97.7%となっております。小学校の施設の老朽化に伴います修理や改造を行いまして、児童が快適な環境で安心して教育を受けることができるよう努めたところでございます。特に前年度から進めております小学校トイレの改修につきましては、本年度は小学校におきましては、各学校の男子、女子、それぞれのトイレを各4から5カ所ずつ整備をいたしました。

教員の人格形成にも富んだ資質の向上を図りますために、教職員に対しまして各学校、あるいは町での研修を行いますとともに、各関係機関が実施する研修会への参加をさせているところでございます。

次に、171ページの教育振興費でございます。決算額が3,225万152円で、執行率は97.3%となっております。これにつきましては、国際理解情報処理環境福祉等々、時代に対応した教育の展開を図りますとともに、障害児教育の充実に努めているところでございます。

続きまして、174ページでございます。第3目 保健体育費でございます。決算額が2,764万8,935円で、執行率は92.6%となっております。児童の疾病の早期発見、事後措置など、児童の健康回復維持に努めるとともに、児童の心身の健康増進及び管理に努めているところでございます。また、西小学校のプール改修工事を実施いたしまして、施設の機能回復を行ったところでございます。

175ページから中学校費でございます。第1目の学校管理費でございますが、決算額が7,927万5,155円で、執行率は97.1%となっております。全体で減少となっております932万3,496円の減少につきましては、人事異動によります職員の減と工事請負費の減少によるものでございます。

中学校におきましても事務員が学校用務員で各2名の臨時職員を雇用いたしております。あわせまして、小学校と同様、トイレの改修を含む老朽化に伴う施設の修理や改修を行い、教育環境の整備に努めたところでございます。

次に、177ページでございます。教育振興費でございますが、3,311万5,123円の決算額で、執行率は88%となっております。これは、小学校と同様、国際理解情報処理福祉環境等の時代に対応する教育を展開していくということでございます。あわせて、障害児教育の充実に努めているところでございます。

続きまして、178ページでございます。これには生徒が自ら学び、自ら考える能力や、社会に主体的に対応できる能力の育成を図りますために、特別活動の推進や文化活動、クラブ活動等に対しましての助成をしたところでございます。あわせまして、小学校と同様、教科書改訂に伴いまして教師用の教科書及び指導書を購入いたしたところでございます。この教育振興費の執行額が増加したことにつきましては、教科書の改訂に伴う費用が主なものでございます。

続きまして、179ページでございます。小学校と同様、義務教育の円滑な実践実施を図りますために就学困難な児童、保護者に対しましての就学援助を実施いたしております。

第3目の保健体育費でございますが、180ページでございます。決算額2,119万2,008円で、執行率は95.5%となっております。前年度と比較いたしまして、595万1,512円となっておりますが、これは本年度実施いたしました斑鳩中学校のプール改修工事が主な要員でございます。中学校におきましても健康管理に注意しながら学校給食につきましても小学校と同様、安全で栄養バランスのとれた給食を実



施いたしますとともに、保護者の負担軽減を図るための給食費の補助を実施したところでございます。

181ページでございます。幼稚園費でございますが、決算額が1億4,989万490円で、執行率は99%となっております。前年度と比較いたしまして714万4,966円の減少となっておりますが、この主な理由は園児数の減少によりまして、編成クラス数が2クラス減となったことに伴いまして臨時講師が2名減となったことによりまして、備品購入費の、これは監視用カメラを設置いたしましたけれども、その減少によるものでございます。

幼稚園教育につきましては、幼稚園要領、教育要領に基づきまして、遊びを中心とした生活を通じまして、一人ひとりの個性に応じた総合的な指導を行うことを基本といたしまして、人間形成の基礎となる豊かな心情や想像力、物事に自分からかかわろうとする意欲を培うなど努めてまいったところでございます。

続きまして、184ページでございます。

生涯学習教育の社会教育費でございますが、予算現額2億6,333万5,000円に対しまして、執行率2億4,119万5,823円で、執行率は91.6%でございます。社会教育総務費でございますが、執行額が4,761万3,538円で、執行率は98.3%でございます。人権教育の推進につきましては、本年度は龍田地区を対象にいたしまして18会場で実施いたしましたところでございます。また、人権教育研修会を年6回開催いたしますとともに、同和研究会研修会に積極的に参加いたしまして、人権教育の高揚に努めているところでございます。

次に、185ページの平和展の開催でございます。8月13日から20日までの8日間、第15回斑鳩町平和展を開催いたしまして、150名の参加を得たところでございます。

次に、家庭教育についてでございますが、教育の原点は家庭教育であるということから、子どもたちの社会性を伸ばしていくべき役割を担っていただいているものでございます。核家族化の進む現代社会におきまして、育児に関する悩みを解消いたしました。親同士の連帯主義を高め、子育てに自信を持ってもらうとともに、家庭教育の持つ社会的責任について、認識をより深めていただくために実施をしたところでございます。今後も、より一層の家庭教育の充実を図りますために、親の意見をくみ上げながら、ともに考え、共同関係機関との連携やパイプ役として努めて、家庭教育活動

の支援をしてまいりたいというふうに考えております。

次に、186ページの青少年教育についてでございます。これにつきましては、心豊かな人間の育成を図りますために、多様な体験活動の機会が少なくなっていることから、集団での役割分担や積極的に参加する態度と社会性を育むために小学校4年生から6年生までの児童を対象にいたしまして、ホリデイ学園を開催いたしまして、73名の児童の参加を得ているところでございます。年間10回開催いたしまして、体験活動を通して、それぞれの学習を実施したところでございます。

次に、187ページ、公民館費でございますが、決算額が8,957万1,924円で、執行率は97.5%でございます。前年度と比較いたしまして1,000万円の減でございますが、13年度に中央公民館の空調設備機器の改修及び屋上の防水工事を完了したことによります減でございます。

生涯学習を推進するために施設の維持管理に努めるところでございます。この公民館3館を合わせまして7,146回の利用をいただいております。9万9,667人の利用がございました。公民館では26の公民館教室、あるいは教養講座として3講座、公民館教室を開催、3講座を開催いたしているところでございます。それぞれ465名、94名の参加を得たところでございます。また、3月14日から18日までの3日間、公民館で学習されました、その成果を発表するために公民館祭を開催したところでございます。

189ページの文化祭費でございます。決算額は287万2,334円で、執行率は99.7%でございます。前年度比190万円の増でございますが、従来、中央公民館で実施しておりましたが、本年度その内容を見ますとともに開催場所を斑鳩ホールに移しまして、町制55周年、斑鳩ホール開館5周年記念として、和太鼓あすか組を招きまして、記念行事を行いました。それにかかる出演料、及び会場使用料が主な増の要因でございます。11月3日から10日の8日間、斑鳩の里文化芸術祭を斑鳩ホールで開催いたしたところでございます。今申し上げました、オープニングに和太鼓斑鳩によります演奏を初め、斑鳩フォト百景、斑鳩フォトコンテスト等を開催いたしました。社会教育関係団体によるバザー、あるいは茶会、そして奈良大学の教授でございます水野正好先生をお招きいたしまして、「古墳時代を語る－斑鳩の古墳について」ということでご講演をいただいたところでございます。

続きまして、190ページの文化財保存費でございますが、決算額が1,676万4,

545円で、執行率は52.2%でございます。前年度と比較いたしまして8,000万円の減でございますが、13年度、史跡藤ノ木古墳の公有化が完了したことによります減が主なものでございます。

県史跡の仏塚古墳の整備事業につきましては、古墳の周辺の土地の所有者に対しまして、買い入れの同意が得られたことによります事業であったわけでございますが、その買い上げに同意が得られなかったということで事業ができなかったということがございます。

それから、もう1つは、民間事業に伴います受託発掘調査におきます、当初計画いたしておりました事業量よりも減少した、縮小したということが主なものでございます。

次に、190ページの文化財保存継承といたしまして、発掘調査の実施でございますが、国庫補助によります町内遺跡発掘調査のうち、特に学術調査といたしましては、12年度より実施いたしております法輪寺での発掘調査におきましては、伽藍の主要堂守でございます金堂と講堂の解明を進めてまいりました。その中で全国的に珍しい7世紀の建物を描いている線刻画瓦片が確認されているところでございます。

また、駒塚古墳や調子丸古墳につきましては、墳丘及びその周辺地の発掘調査を実施いたしまして、今後の保存整備の基礎的な資料を得たところでございます。

一方の、公共事業に伴います発掘調査につきましては、法隆寺や西里地区周辺におきます町下水道工事に伴う発掘調査2件、受託発掘調査として酒ノ免遺跡におきます集合住宅建設に伴います試掘調査を1件、実施いたしております。

次に、191ページの文化財の啓発についてでございますが、先ほど説明いたしましたように、斑鳩の里文化芸術祭で一環として実施いたしました。11月3日にご講演をいただいているところでございます。

また、13年度に当町に寄贈いただきました「安田家文書」につきましては、その貴重な歴史資料の保存を目的に、燻蒸作業を実施いたしております。

続きまして、119ページの歴史的文化財資源の保存活用についてでございますが、藤ノ木古墳の整備についてでございます。今回の史跡整備の事業化に向けまして、史跡藤ノ木古墳整備検討委員会を開催いたしますとともに、基本計画書の見直しについて検討をいただきました。その整備事業化に向けた文化庁と奈良県の協議を進めた結果、15年度より5カ年の整備事業計画として、おおむね了承を得たところでございます。

次に、192ページの史跡中宮寺跡については、15年度より4カ年間の計画として、史跡地の買い上げ事業に向けた史跡中宮寺遺跡整備基本計画の策定作業を行ったところでございます。

続きまして、192ページの青少年野外活動センター管理運営費でございますが、143万3,409円の決算額でございます。執行率は、98.4%でございます。主にセンター内の草刈りと指導員の配置、そして施設警備委託によるものが主なものでございます。本年度は7団体、198名の利用があったところでございます。

次に、198ページ、図書館管理運営費でございますが、執行額が8,294万73円で、執行率は95.8%でございます。前年度と比較いたしまして670万円の減となっておりますが、13年度に図書費及びビデオデッキ等の備品購入による減でございます。図書館の利用者は年々増加いたしまして、120万人を超えているところでございます。貸し出し冊数、あるいは登録者や件数等、年々その増加を見ているところでございます。

図書館行事といたしましても、幼児、高齢者に対しますお話会、懐かしの名画上映会など実施いたしまして、ほぼ定着をしているところでございます。また、小・中学生におきまして、学校週5日制の実施に伴います調べ学習などに配慮いたしまして、開催行事の増加、調べ学習に関します図書資料の提供等、実施いたしているところでございます。そうしたことを学校と連携を取りながら、あるいはまた3公民館図書室との連携を取りながら利用者の利便を図っていくところでございます。蔵書につきましては、3月末現在で10万9,515冊でございます。

次に、196ページ、保健体育費でございますが、決算額が7,200万2,152円で、執行率は96.5%でございます。スポーツを生活に欠かせない文化として根付かせ、ゆとりある生活や生きがいのある心豊かな社会の形成を実現するために、町民ひとり1スポーツを目標に施設の充実や大会等の開催、並びに各種プログラムの提供など、スポーツの振興に努めているところでございます。

保健体育総務費でございますが、決算額が2,855万1,429円で、執行率は95.2%でございます。町民の生涯スポーツの振興を図りますために各種スポーツ大会の開催及び指導に努めているところでございます。また、体育協会への協議の助成、支援を行っているところでございます。

次に、15年2月に実施いたしました三塔健康走ろう会並びに斑鳩の里法隆寺マラソ

ンにつきましては、今回も全国各地から1,770人の参加を得て、盛大に実施したところでございます。この大会につきましては、町民の多くの皆さん方のご協力を得て実施させていただいているところでございます。今後も引き続きスポーツイベントとして実施をしてみたいというふうに考えております。

次に、197ページ、学校体育施設開放事業についてでございますが、生涯スポーツの振興を図る上で大きな意義を持っているものと考えております。より身近なスポーツ施設を利用して、スポーツ活動をしていただくということを願っているところでございます。したがって、小学校3校の学校体育施設を町民に開放いたしまして、1,577回の利用をさせていただいているところでございます。

次に、198ページ、町民体育大会費でございますが、89万2,519円、執行率77.3%でございます。当日は、雨天によりまして中止をいたしましたところでございます。

次に、健民運動場費でございますが、決算額は282万8,694円で、執行率は94.3%でございます。前年度と比較いたしまして300万円の減でございますが、これは天満グラウンドの駐車場並びにトイレの改修を行ったものでございます。健民運動場の利用につきましては632回、1万9,094人の利用をいただいております。

次に、199ページ、町民プール運営費でございますが、決算額は940万6,869円で、執行率は96.3%でございます。町民プールにつきましては、7月1日から本年度は開催することといたしました。途中、7日間の渇水対策のために閉館いたしておりましたけれども、52日間開催いたしまして6,295人の利用をいただいているところでございます。監視と対策は十分取れた関係で事故もなく、無事に終わらせていただいているところでございます。今後も事故防止に最大の努力をしながら運営をしていくということで考えております。

次に、生涯スポーツ推進事業でございますが、決算額60万8,184円で、執行率は97.9%でございます。これは高齢者の軽スポーツ、子どもわんぱくスポーツ教室等、6種目のスポーツ教室を開催いたしまして、280名の参加を得て実施したところでございます。

次に、200ページの健やか斑鳩スポーツセンター運営費2,971万4,457円の決算額でございます。99%の執行率でございます。500万円の減でございますが、13年度、テニスコートの全面改修を行っておることによります減でございます。ス

ポーツの拠点として大いに活用をいただいているところでございますが、町民相互の交流の場として11万900人の方々にご利用いただいているところでございます。

以上、教育費の説明にかえさせていただきます。大変はしょっての説明で、皆様方にご理解いただけたかどうかわかりませんが、説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○小野委員長 ご苦労さまでした。13時まで休憩いたします。

(午後12時02分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○小野委員長 再開いたします。

ただいまより、第9款 教育費についての質疑をお受けいたします。三木委員。

○三木委員 それでは、3点ほど、この中の項目の質問と、あと一般的に教育費ではないんですが、教育に対してのことについて2つほどお伺いいたします。

165ページの子ども模擬議会の開催のところでございます。これは14年度は8月19日にごさいますして、先月、15年度も行われましたが、その際、模擬議会のある前日にはリハーサルもやられてるわけですが、そのリハーサルの時も含めて学校側、または理事者側から、その質問の内容については指導なり、そういうことを先生、または理事者側からリハーサルの時に指導しているのか。それとも全部、本人任せにしてお母さんと話し合いをして、それについては一切、手を加えないものなのか、その辺についてお尋ねします。

○小野委員長 清水教育委員会総務課長。

○清水教委総務課長 子ども模擬議会のリハーサルの時のアドバイスということだと思いますけども、基本的には各学校で代表の議員を選出するとともに、各学校あるいは各クラスでその代表として質問する内容について、子どもは子どもなりに練ってくると。その間で学校の担任教師なりのアドバイスはあると思うんですけども、一旦こちらの方に出てきた質問に対しての指導等は一切行っておらない状況でございます。

○小野委員長 三木委員。

○三木委員 多分そうだろうと私も思ったんですが、先日の6月議会の中で猫坂のカーブの件について私が質問し、8月1日に既に施工が終わってる。非常に、あそこは危険だということで子どもたちなりに同僚仲間もけがしたということで、一生懸命勉強されて質問に上がったと思うんですが、それがたまたま自分たちが質問状を書いている時

には、既にその工事が終わってて本人が確認していなかったということで、ああいう質問の仕方になってしまったんですけど、北村部長も丁寧にわかりやすくお答えいただいておりますけども、ということは、ああいうわかっていることにおいても理事者側としては、実はもう終わってるんですよということではなくて、そのまま進めさせて答えていくという、そういうことでよろしいんですね。

○小野委員長 栗本教育長。

○栗本教育長 悪い箇所とかいい箇所をどうこうするというのは、やはり町議会の議員の皆さん方がいろいろ点検しておっしゃっていただいて、それでやるのが本来だと思います。模擬議会につきましては、いろんな政治学習、あるいは議会学習をする中で一般質問とはこういうことですよ、議会はこんな方法で議事運営されますよということを経験していただくということでございますので、もちろんその中で子どもたちの要望、希望のある部分について、できるものがあれば実施していくものもございませうけれども、本来はやはりそうした学習の場ということで、議会の実態というものを学んでいただくというのが本来でございますから、終わっているからといって、それを取り消して、取り下げて、また新たにということはいたしておりませんので、よろしくご理解いただきたいと思います。

○小野委員長 三木委員。

○三木委員 はい、わかりました。それでは、2つ目の質問に入らせていただきます。

168ページ、心の教室相談員の配置の件なんですけど、一般質問の中にも出ていたんですけど、この子どもたちの心の問題というのは、180ページにある生徒の健康管理というところに、こういったいろいろな視力、尿検査、歯科、耳鼻科、心電図だという、そういう一般的な健康診断というのが行われておるわけで、やはり今は精神的な問題も含めて、心のカウンセラーというのが非常に大事ではないかと思えます。そういう意味で、生徒の心の悩みの不安のところを斑鳩中学校において、平成13年度、59件のそういう相談があったというふうに解釈していいんだと思うんですけど、それとも59、これを見ると件ですね、単位が、14年度は斑鳩中学校においてはゼロになってますね。そして、また15年度はゼロなのかどうか。なぜ、急に60件近いものがあつたのがゼロになっているのか、その辺、お聞かせいただけますでしょうか。

○小野委員長 清水教育委員会総務課長。

○清水教委総務課長 先ほど教育長の説明の中で申し上げておったんですけども、心の教室相談員につきましては、平成13年度におきましては斑鳩中学校と斑鳩南中学校、両校に配置しておりましたけども、県の配置基準の変更に伴いまして、スクールカウンセラーを設置している学校には心の教室相談員は設置できないというような形になってしまったので、結果的に平成14年度では斑鳩中学校には心の教室相談員は設置していない。そのためによります件数がゼロということでございます。

○小野委員長 三木委員。

○三木委員 わかりました。私が、ちょっと聞いてなかったということで、失礼しました。

それでは、3つ目の質問に入らせていただきます。183ページ、幼稚園就園の奨励の件ですが、先日、私、私と他の議員で龍田幼稚園、保育所ですか、あれは、の方にちょっと行かせていただいて、ちょっとそういう内容的な、ここに書いてある保育料の一部免除ということについても聞かせてもらいました。やっぱり、そのご家庭ご家庭の、やはり生活状態を踏まえて保育料等が変わってくるということを聞かせていただけてますが、この幼稚園の個人個人、1号ということですので、多分これ一人ひとり、これを見ますと対象者が13年度で19人、14年度が23人、金額も14年度が48万4,000円となっておりますが、やはりこれは個人個人いろいろとご家庭の事情もあって金額等が違うんではないかなと、その方々とお話しながら、それをどのぐらい補助していくのかということだと思っておりますが、やはりこれについては、多分これ毎年増えていくんじゃないかなと、15年度も多分増えていくのではないかなということ、今の社会情勢、景気の悪さの中で家庭にも、こういうところにひびいているのではないかなというふうに、これは想像するわけですけども、この辺について、これは希望ですが、やはりこういう家庭的な事情というのもありますので、町としてもできるだけ、その辺の、各家庭のご事情をよく聞いていただいて、できるだけ手助けしていただけるような、全く出せないというところもあるんじゃないかと思うんですけども、その辺のところをよく加味してお手伝いいただきたい。

特に、この中でゼロという人があるのかどうか、今後の、そういった取り組み方を踏まえてお尋ねいたします。

○小野委員長 清水教育委員会総務課長。

○清水教委総務課長 ここに、183ページに上げさせていただいておりますのは、町立幼稚園の就園奨励費ですけども、これにつきましては国の就園奨励事業に基づきまし



て、その基準に基づきまして実施しているものでございますけれども、減免額は上限が2万円。と申しますのは、上限と申しますか、一律2万円です。と申しますのは、その幼稚園にお子さんが1人の場合は2万円、同一保護者の下におる、兄弟がお2人の場合は、2人目は3万6,000円、それが3人おられましたら3人目は5万2,000円という形になってきます。ちなみに斑鳩町の保育料は、今現在のところ月額5,700円でございますので、12カ月を掛けますと6万8,400円でございます。そのうちのお1人の場合であれば2万円の減額がなされているという状況でございます。

○小野委員長 三木委員。

○三木委員 はい、わかりました。そういう意味で、6万8,400円、そのうち年間2万円の補助をしているということですが、果たしてこの金額が妥当かどうかというのは、ちょっと私、わかりかねますけれども、ということは、今の中では特にこの人には100%ということはないというふうに理解いたします。ですから、その人によっての出方が違うので、できるだけそういうようなところを見ていただけるように、よろしくお考えいただくようお願いしておきます。

そして、3点目に、全体的なことについてお尋ねいたします。

教育に関してですが、一般質問でもちょっとできなかった部分がありますので、体育協会の件についても、教育委員会の方の中に入っているものだと思いますが、今、斑鳩町の体育協会、これの役員の構成、これはどうなっているのでしょうか。それと、正副会長と副会長の任期は何年ですか。その選出方法は、どうなってますか、お尋ねいたします。

○小野委員長 阪野生涯学習課長。

○阪野生涯学習課長 斑鳩町体育協会の会長、副会長の任期は、また役員の構成はどのようになっているかということでございます。まず、役員でございますけれども、全員で今現在97名おられます。そして、構成でございますが、会長が1名、副会長が3名、それから顧問が2名、それから理事長が1名、副理事長が3名、それから幹事が2名、そして常任理事が42名、残り43名が理事という形で構成されておられます。

そして、役員の任期でございますが、一応2年の任期ということでございまして、今現在おられますのは平成14年度に任命させていただいた方で14年、15年、今年度いっぱいまで任期があるという形で運営させていただいております。以上でございます。

それから、失礼しました。選出の方法でございますが、会長、副会長の選出につきましては役員の互選により選出されるということでございます。

○小野委員長 三木委員。

○三木委員 ということは、97名の互選により正副会長が任命されるというふうに理解いたします。私なりの資料として、ありがとうございました。

それでは、次の、ちょっと道徳の問題について、特に小学校のなんですけど、先日、私たち新人議員が確か東小学校だと思いますが、研修に行きました。その時に時間がありましたので、校長室でいろいろとお茶を飲みながらお話をしました。その時に、たまたま道徳の話になりまして、昔は道徳修身の時間があつたなというお話になった時に、いや、今でもやってますよとって本を持ってこられたんですね。本を読ませてもらいました。確かに道徳、ひらがなで「どうとく」と書いてあるんですが、内容を見ますと当然、昔と違うのは当然なんですけど、非常に優しい形の書き方なんです。おばあちゃんを大事にしましょうと、おんぶしてる絵があつて、そういう教え方をされているわけです。道徳的なものではあるんですが、ちょっと、あの本を見てこれが道徳の本かなというのは、私自身ちょっと、もう少し何か違った形の道徳ということについての教え方があるのではないかなというふうに、あの時は感じました。

そういう意味で、今、道徳の小学校で時間は何時間あるのか、週ですね。それと、この道徳について小学校も含めて、また中学校ではあるのかどうか。それと、全体的なものとして、町として、この道徳という教えに対して、県も国も絡んでくることなんで、どのような、今後方針を示されていくのか、お尋ねいたします。

○小野委員長 栗本教育長。

○栗本教育長 道徳の時間につきましては、小・中とも週1時間、実施いたしております。道徳教育、今、心のノートということで、これを渡して子どもたちに配布いたしまして、それぞれ学年に応じて道徳の指導をいたしております。この道徳につきましては、文部省の方ではやっぱり、今、子どもたちに育てなければならないものとして、学習指導要録にも含まれておりますように、美しいものや自然に感動する心の柔らかな感性を育てるということ。それから、2つ目に正義感や公正さを重んじる心を育てるということ。3つ目には、命を大切に人権を尊重する心などの基本的な倫理観を育てる。4つ目には、他人を思いやる心や社会貢献の精神を育てる。5つ目には、自立心、自己抑制力、責任感。6つ目には、他者との共生や異質なものへの寛容、こうい

ったものを育てなければならないだろうというように言われています。そうしたことをもとに組み組んでおられるわけですが、奈良県の方として道徳教育の進め方ですが、今申し上げました文部科学省のものをもとにいたしまして、例えば主として自分自身に関することは、どんなことを勉強するのかというようなこと。あるいは、自然な崇高なもののかかわりに関する学習では、どんな学習をしたらいいのか。あるいは、他人のかかわりに関することについては、どんな学習をしたらいいのか。あるいは、また集団や社会のかかわりに関することは、どんな学習をしたらいいのか。こういうようなことを分けながら、それぞれ学習をいたしております。

この中で、例えば1つをとらえますと、3、4年生をとらえてみますと、「みんなに支えられている私」という学習課題をもっています。これは、やはりみんなの中に自分もいるんだということをやはり社会の中の一因であるということをしかりと勉強せいかんということと言われているということも思いますし、また生活を支えている人々、家族のことですね。そういったこととか、あるいは高齢者を尊敬するという感謝の気持ちを育てなければならないだろうというようなことも、ここでは言われています。

それから、また同じく3、4年生ですが、「私の成長を温かく見守り続けてくれる人」、これは家族のことを言われております。その家族の大切さ、自分が育ってきた環境、あるいは自分が育ててくれた家族をどういう形で感謝する、あるいは見ていくのかというようなことも言われています。

それから、私たちの心を育ててくれるふるさとということで、地域の、やはり愛を持たなければならないというようなことも、この心のノートの中でそれぞれの学年に応じて学習することとしております。いずれにいたしましても、やはり今の社会情勢の中で子どもたちなり、青少年の社会の状況を見ますと、やはり社会ルールをしかりと守ってもらうということが一番大事なことであろうというふうに思っています。そういうことから、やはり道徳教育というのは非常に大切な学習であるというように思っているところでございます。中学校も同じように心のノートを活用した学習をいたしております。

○小野委員長 三木委員。

○三木委員 一生懸命、丁寧に例を挙げてご説明いただきました。私も、またその資料を見させていただきたいと思いますが、町として、教育委員会としての小・中学生に小

さい時から、そういう道徳ということをきちんと教え込んで、大人になっても胸を張っていかれるという、その基礎的なことが大事だろうと思いますので、今後ともその方の時間ももっともっと内容、それから時間等も考えて進めていただけるようお願いして終わります。

○小野委員長 西谷委員。

○西谷委員 ページ、166ページの私立幼稚園就園奨励金の件でお尋ねしたいので、その前にまず、町の今、町立の幼稚園の定員というのは定員割れしてるんですか。それとも、もう満タンで園児がいてるんですか、それをまずお聞かせ願いたいと思います。

○小野委員長 清水教育委員会総務課長。

○清水教委総務課長 今現在とおっしゃるのは、平成15年、14年度ですか、14年度は定員いっぱいということではございません。ただし、3歳児におきましては、委員の方々もご存じのように20名で、4歳児、5歳児については35名という基準を設けさせていただいております。4歳児、5歳児につきましては、定員の枠内に入っておりますけども、西幼稚園と東幼稚園におきましては、3歳児は20名を超えておりますので、通常でしたら20名以下のクラスに分けて別のクラスであるのが本来でございますけども、教室等の関係上、20名を超えているクラスにつきましては、担任を2名つけて複式でやっているという状況がございます。そういう状況でございますけども、定員いっぱい、もう入れないという状況ではないということでございます。

○小野委員長 西谷委員。

○西谷委員 私が聞きたいのは、要は私立幼稚園就園奨励費との関係なんで、要は町立幼稚園で定数が、まだ逆に余ってるのに、わざわざお金を払ってまでよその高い幼稚園へ町が言ってる幼稚園の、そういう恵まれた児童に就園奨励費を出さんなんのかなという素朴な疑問なんですよ。そやから、どれぐらいの、定数に対してどれぐらい、また余裕があるかという、その辺のところですよ。

○小野委員長 清水教育委員会総務課長。

○清水教委総務課長 質問の趣旨を取り違えまして申しわけないです。平成14年度でございますけども、斑鳩幼稚園の方から申し上げますと、何名という形で言わせてもうたらいいんですね。3歳児でございますけども、3歳児におきましては40名に対しまして32名、4歳児でございますけども70名に対しまして64名、5歳児は70名に対しまして51名でございます。3歳児は32名、4歳児は64名、5歳児は5

1名、今のが斑鳩幼稚園でございます。

次、西幼稚園でございますけども、3歳児が定員40名に対しまして29名、4歳児が70名に対しまして39名、5歳児が35名の定員の35名でございます。

次、東幼稚園でございますけども、定員、3歳児が40名に対しまして30名、4歳児が35名に対しまして26名、5歳児が35名に対しまして29名という状況でございます。

○小野委員長 西谷委員。

○西谷委員 今聞いたら、結構、まだ空きがあるように思うし、前から、いずれ幼保一体になって、こういうこともなくなるかもわからへんけど、どうも素朴に、当たり前斑鳩町の町立の幼稚園へ行ったら少なくとも1カ月5,700円で行けると。実際は、就園奨励費を払ってますけど、一番たくさん奨励費、多分これ所得によって違うと思うんですが、一番高い人というのは、どれぐらいの就園奨励費をもらえるのか、参考にちょっと教えていただけますか。

○小野委員長 清水教育委員会総務課長。

○清水教委総務課長 私立幼稚園就園奨励事業の補助金でございますけども、最高額で14年度ベースでございますと15万5,000円の減免がございます。もちろん、それは保育料はそれ以上要る場合でございますけども、最高額は15万5,000円でございます。

○小野委員長 西谷委員。

○西谷委員 15万5,000円、要は町が私立幼稚園に行ってる父兄に対して補助するということでしょう。そしたら、片や、ということは実際に、仮に1万余りにしたって、逆に私立幼稚園に行く方が、ある意味では安いみたいな感覚になるんじゃないやろうか。負担としてですよ、ではないんでしょうか。

私自身、ずっと言うてきて、なかなかこの案件について、なかなか理解してもらえなかったんですが、実際にはこれ30年ぐらい以前から、ずっとやってる事業やと思うんですね。特に、幼稚園ができてない中で、こういう制度もええんやろうけど、実際に3園もできて、なおかつ定員が割れてる。一時には、幼稚園の園児募集で幼稚園の先生方がポスター作られて張られたというような、そういう定数を上げるために努力されたことも見てるんですが、実際、行政の制度として、定数が割れてるんやったら、それで斑鳩町も裕福で十分にお金があるんでというんやったら、それはそれでええと

思うんですけど、実際にこういう状態になってきたら、ある程度、やっぱり斑鳩町の幼稚園に、町立の幼稚園に行ってもらえるような努力というのは、僕は必要違うかなと思うんです。そのためには、片方でこういう幼稚園、逆に就園奨励費そのものがあること自身が、町外へ園児をやっていくようなことになりかねんのかなというようなことを思いますので、例えばこういうのをせめて、この制度を続けるんやったら、もう少し例えば就園奨励費の額を下げるような、そういう方法とかでけへんのかなと思いますけどね。

○小野委員長 小城町長。

○小城町長 これは、私はやっぱり国の関係で、私立幼稚園というのは大体から私学奨励費ということで、国の文部科学省から、以前から補助の出たもので、本来から、実際言うたら官がやるよりも私立がやってたら一番良かったんです。国が49年に斑鳩幼稚園を開設されて、そしてその時に法隆寺幼稚園との摩擦がありました。今現状は、園児が多い時は問題ありませんけども、少子化になってきたら、これから法隆寺幼稚園が果たして満杯になるのかと。今現状満杯ですよ。ただ、斑鳩幼稚園、あるいは斑鳩西幼稚園、あるいは東幼稚園、これ、校区別につくろうということで西幼稚園をつくり、また東幼稚園をつくったんですね。その中で、結局はまあ言うたら法隆寺幼稚園、あるいはこの信貴幼稚園、あるいはその周辺の幼稚園に行かれて、もしはみ出たら、抽選で落ちたら、その方が皆、斑鳩の幼稚園へ来るか、あるいは東、あるいは西へ行ってしまうと、その年によって、わからないんです。

以前も定員20名のところ23名、24名ぐらい来たら、抽選せんと、もう取ったれよと。双子がおって、双子の子1人入って、1人外れたというような議論もあるわけです。だから、西谷委員のおっしゃるように、私はこれはもう文部科学省が当初から、国というのは私は何でもかんでも政治的な圧力、知りませんが、恐らく頼まれたその方が文部科学省に対して、とにかく私学奨励費というのを、補助金をものすごくあげたと思います。あげた中で、私も奨励費を払ってなかったんです。これも何年か前から奨励費はもらわないかと、それはまあ、幼稚園側が言うたのか、その保護者が言うたのかどうか知りませんが、確かに私学奨励費もうたら実際、1万何ぼ、幼稚園の一月のあれは1万何ぼ、私の娘でも双葉幼稚園やったけど1万5,000円ほどですかね。奨励費1万2,000円ほどあるんですよ。3,000円ほどしか払わないということになってくるから、こんな矛盾したことはないわけでしょう。こんなものに

800万円も取られて、何で斑鳩町がこうなってるのか、法隆寺幼稚園からは、お宅さんの方は幼稚園作ったから、うちはもうこれから、もし、ひょっとしたら定員が割れた場合は保障しますかというようなことまで言われることがあるわけですね。

以前は100万円は保障しとったわけです。あれも、やっぱり斑鳩幼稚園をつくらないということで100万円を、私は渡していたと思うんですよ。けども、もうそんなことあるからといって教育長、助役さんがしていただいて、30万円まで下げて来てもう、最終的にはゼロにしようということで、30万円までで今は終わってるんです、100万円が。けど、結局、おっしゃっていただくように矛盾してるわけですね。結局、えらい金、私学幼稚園に奨励もうといて、こっちの公立幼稚園は、ようやく5,000何ぼに授業料上げたのが3年か4年前なんですよ。それまで3,500円なんです。それを結局、3年ごとにかえるということで、去年が、15年度が見直しの年やったんです。そやけど、もう5,000何ぼ、200円上がるよって、もう置いとこうということで、一応、委員会等でも相談をしたら15年度は値上げしないということで、今、5,000円です。確かに西谷委員のおっしゃるように、私はもう、こんな私学に大いにやっていただいて、公立はやめていくというよりもできてますからね、できてますからそれをつぶすこともできませんし、その辺の難しさというのは、私はやっぱりあると思いますけども、もう、こんなんは大体から言うて幼稚園とか保育所とか、公立で、官でやるというのは大体が、もう無理です。

こんだけの人件費をかけて、実際のこと、これ、保育所でも皆様方怒られますけども、こんなん、ほとんど臨時職員ですよ。本職にしてたら、もう50人仮に雇うたら人件費だけでも、こんなん仮に53歳にもなってきたら、人件費でもばかになりませんはな。けど、今、臨時職員で、まあ言うたら、これは悪いですけども20何人という臨時職員が、両方合わせたら40人、50人ほどの臨時職員が幸いにして、これ、来ていただくよって、ありがたい話ですけども、もし来られなかったら大変なことから、もし人件費の関係等について、やっぱりどことも悩んでいると思います。

今おっしゃるように私立の幼稚園に対する負担というのが、非常に優遇されているから保護者側は何も言いませんけども、町の幼稚園の関係は、これ5,000何ぼもうてたかて、実際その子に対して、やっぱり1人当たり10万も15万も持出し、43万の持出しですから、かなり大きい方ですから、これ、公立やからやれるのかということになってまいりますと、またこれ言われたら、また我々怒られますけどもね。そう

いうことだと思えます。これは、確かにおっしゃるとおり、難しい問題だと思えますけども、これからやっぱり、だんだんと厳しくなってくる中で、これはもう本当に私立幼稚園の人は幸せなもんやと私は思っております。

○小野委員長 西谷委員。

○西谷委員 珍しく町長と意見が合うて、これはこれで終わります。

○小野委員長 清水教育委員会総務課長。

○清水教委総務課長 訂正させていただきます。先ほど、私、減免額の1人の最終が15万5,000円と申しあげましたけども、ちょっと段がずれておりまして、13万6,800円ということでございます。申しわけございません。

○小野委員長 西谷委員。

○西谷委員 ページ、192ページの野外活動センターの件ですが、実際にこの利用者を見てみましても、利用回数が7回で、若干、利用人数がふえてますけども、回数から見ても非常に少ないということの中で、利用されているから子ども会とかボーイスカウトとかガールスカウトとか使われてるんですが、実際にそういう利用をされている方の話を聞いてみると、非常に使いにくいというか、野外活動をする施設として、非常に不満のある施設やというのをよく聞きます。それで、実際に木陰もないし、非常に使いにくいということの中で、私自身ほとんど多分、これを使われているのは団体、子ども会とかガールスカウトとかボーイスカウトの、そういうメンバーでかろうじて使われてるんやなと思えますんで、大体、こういう施設については、実際にその利用をされる方にも運営費用を任せて、やった方が、より何か自分たちで使いやすいような形に変えられるの違うかなと思うんですよ。

それで、たまたまボーイスカウトの方の話を聞いたんですけど、実際にそしたら自分たちで、そういうことがもし仮にあるんだったら、できるんですよね。そんなんは別にやらせてもらいますけどってというような話があって、町の方でもしそういう形でできるんやったら一遍、そういう団体の方を集めて、こういう野外活動センターを自分たちでやってもらえへんかというのを、仮にやってもらったら、1つの何か住民に委託して、住民がやりやすいような形で運営してもらったら一番スムーズになって、ひょっとしたら行政がやるよりは、もう少し利用がふえるかなというような気もするんだけどね。以前から、このことはずっと僕自身が言ってきたことやし、実際に野外活動センター、最近は行ってないんですが、以前と対して変わってないとしたら、わり



と木陰も少ないし、野外活動をするという、そういう環境にはなっていないのかなという感じがいたしますので、ちょっとそういうところをもし検討できるんやったら、一遍そういうことで、住民に、利用される住民の皆さんに委託して、運営してもらえるみたいなものをちょっと考えてもらえないかなと思うんですが、ご意見をお聞かせ願いたい。

○小野委員長 栗本教育長。

○栗本教育長 この件については、いろんな議員さんから頻度等、上げていくというお話を聞かせていただいております。利用者からのご要望がありまして、本年度シャワーをつけさせていただきました。そういう改造をすることによって、どれだけ増えるのかということもあると思うんですが、できるだけそういう改造をさせていただいているということと、あわせて木陰もだんだん、木が生い茂るというか、多くなりまして、ついてまいりました。ただ、面積的に小さいので、大きな人数が利用するということは非常に困難かというふうに思っています。全部入れても4、50人程度、最大で50人程度ではないかなというふうに思っております。

それから、今ちょっとボーイスカウトの話をされておりましたが、以前に私もそういう話を聞かせていただいて、お話したことがあるんですが、ちょっとほかの理由がございましたので、それではということでお断りしたことがございます。今、どういふふうにお考えが変わってるかわかりませんが、もしそういう委託をしてでも、活用を受けてでも管理してやろうとおっしゃっていただければ、そういうことも1つ考えていきたいというふうに思います。

○小野委員長 西谷委員。

○西谷委員 ありがとうございます。私自身も聞いて、教育長が聞かれた時期と違うんで、多分、私の聞いた方が新しいかなという気がしますので、もう一度確認してもらったらと。だんだん僕は、ボーイスカウトっていうのを聞いた人がボーイスカウトの方に、そういう話があった聞いただけの話で、町としてする時には青少年のそういう団体の方で、連帯でしてもうたら、よりいいんちゃうかなというような感じがいたします。

それと、同じような延長線上なんですけど、ページ200ページの、すこやか斑鳩テニスコートの部分があるんですが、テニスコート、これは健民運動場も入れた利用人数ということで4万9,496人というのは、その数字なのか。それとも、この前の2面

だけのテニスコートの利用なのか、ちょっとその辺、聞かせていただけますか。

198ページ、健民運動場のところではテニスコートは出てこないんで、2つ合算で書いてあるのか、その辺。

○小野委員長 阪野生涯学習課長。

○阪野生涯学習課長 施策の成果表に上げておりますテニスコートの利用料につきましては、すこやか斑鳩スポーツセンターにありますテニスコート、それから神南テニスコート、健民テニスコートも含めたものの合計ということでございます。

○小野委員長 暫時、休憩いたします。

(午後 1時40分 休憩)

(午後 1時43分 再開)

○小野委員長 再開いたします。阪野生涯学習課長。

○阪野生涯学習課長 失礼いたしました。もう一度説明させていただきます。

健民運動場費に上がっております健民運動場の使用回数とか利用人員等につきましては、テニスコートの分は含んでおりません。健民テニスコートにおきます利用状況でございますが、すこやか斑鳩スポーツセンターの方にまとめて数字を上げておりますが、それぞれ申し上げますと健民テニスコートでは3,412回、1万9,736人、それからすこやか斑鳩スポーツセンターのテニスコートでは4,525回、2万8,967名、それから神南テニスコートでは111回、793人の方が利用されておられます。

また、施策の成果表にございます諸表の作成の方法等につきましては、次回からこのようなことのないように、きっちり改めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○小野委員長 西谷委員。

○西谷委員 今聞いて多分それぐらいの数字かなと思ったんですが、ただ、きのうの質問にも関連すると思うんですが、神南のこのテニスコートについては、確かに土のコートで無料ということで、クラブの人も一般の人も時間割でされてるんですが、実際に維持管理についてはクラブ、軟式のクラブの人も硬式のクラブの人も草が生えたりとか、でこぼこになってきた時には自分たちでされてるんですが、一般の時に来られると雨上がりで、普通やったら、そういうコートは使われへんのに、そのままだーっとやられて、あと、行ったらでこぼこして、しゃあないっていう、実際にそれはテニスを多分余り経験されてない方がされる。今はもう、ほとんど逆に言うたら土のコ

トってというのは少ないですから、実際には使うたら引いていけるコートで慣れてはるから、そういうことは無理もないのかわからないんですが、私はこの斑鳩町でそういうスポーツ施設があって、それを使うというのは、やっぱり道徳とも絡んでくると思うんですが、来た時に目にも美しいとか、公共のやつはきれいに使おう、あるいはゴミを持って帰るとか、そういうことを、あるいはこういう施設を使う時に私は学ぶべきやないかなと思うんで、例えば仮に神南の無料のテニスコートで使われるんやから、せめて、年に2回とか、利用者が一斉に草引いたり、ローラー引いたりという、そういう維持管理を定期的にやって、そういうことを自然に、マナーみたいなものを覚えてもらうような、そういう、取ってもらえへんのかなと思うんです。

確かに、クラブしてる人は当然のこととして、6月ぐらいに草刈り、8月になったらまた草刈って、秋になったらまた草刈ったりという形ではしてるんですが、実際に雨上がりなんか、でこぼこのテニスコートをもう一遍トンボで引いて、ローラーかけてというような部分とか、食べたゴミをそのままほって帰ったりというのを見ると、やっぱりこれはテニスコートを、スポーツする人間としてはおかしいんじゃないかなと思うようなことを思います。

割と、行政として簡単に、僕はできることやと思う。今まで使用の申し込みがあるわけですから、その使用の申し込みの人のところへ通知を出して、何月何日にコートの掃除をやりますと、だから来てくださいと。すべての人が来てもらえるかどうかは別にしても、そういうことを働きかけて一緒に自分たちのテニスやってるコートを汗流して整備する、あるいは草を引く、ゴミを掃除する、やっぱりそういう習慣というのは、僕は作るべきやと。これは健民運動場についても、やっぱりそういうことをやっぱりベースに考えていくべき違うかな。町民やから、税金払うてるから施設を使えて当然や、金払うてんねんからやのうて、それ以前にみんなの税金でできた施設やからということの中で、そういう教育は僕は、教育というか、道徳とは言いませんが、こういうことが私は必要やないかなと思うんで、その辺のところ検討していただけたらお答えねがいたいと思います。

○小野委員長 栗本教育長。

○栗本教育長 雨上がりの使用については、これはもう当然、使用時にそういう注意をしながらさせていただいてるし、極力、我慢していただくようにということは、お借りになった時に注意もさせていただいております。

今おっしゃっていただいておりますように、西谷委員もおっしゃっていただいたように、そういうことをやっていただくことはありがたいことだというふうに思っておりますので、そういうことも含めて今後検討していきたいと思っております。

○小野委員長 西谷委員。

○西谷委員 実際、今のテニスコートにしても最初は物すごい、雨降ったらとにかく3日か4日ぐらい使えなかった状態やったんです。隣の西の小学校は物すごい水はけがよくてということの中で、町の方で無理言うて土を買っていただいて、何遍も土入れて、ローラーやって、にがり入れてっていう感じで、今みたいな形になったんですが、そういうのはずっと続けて、ほんとに住民の人がテニスコートを使いながら、少なくとも町民の意識みたいなものを持ってもらうために、ちょっとそういうことを計画していただきたい。以上でございます。

○小野委員長 ほか、はい三木委員。

○三木委員 西谷委員の、ちょっと流れの中にありましたので済みません。今、西谷委員が192ページの青少年野外活動センターのことなんですが、私も1カ月前に1泊2日で行ってまいりました。ボーイスカウトの方々と一緒に、彼らはテント、我々大人は屋根のあるところで寝袋で泊まったんですが、やはり施設として、あの場所を移動して、どこということにはできないんですが、行って感じたことと言うと、やはり聞いてみると1年中、下がじめじめしてるということを聞いてます。

それと、ボーイの方々が使う回数が多いということもありまして、駐車場から建物に下りてくる2カ所の階段について、自分たちで大きな丸太の木を削ってあそこに階段をつくってるんですね。そういうこともしてきてますので、今、西谷委員が言うような、民間の方に任せるというのをやはり私、町が、ああいうどっちかと言うとちょっと中途半端な建物の中の設備にしても、あれはちょっと一般の方が来て使うというのはどうかなと。やはり体育会系であるとか、ボーイ、ガールの、そういう体をちょっと、きたえながらという部分、施設としてはいいかもしれませんが、キャンプ場ですから全部が全部、設備が整ってるわけにはいきませんが、今、ほかでは非常にいいキャンプ場もできてます。そういう意味では、もう少し充実した、トイレにつきましてもシャワー室につきましても、私、帰ってきてから生涯学習の方をお願いしてきましたけど、排水の問題、トイレは水が漏れて逆流してくる。水の排水の件も直していただくようお願いしてまいりました。ですから、そういうことについても、やはり

民間の方に積極的に任せていくという方向でやっていただきたいと思いますので、すみません、フォローという意味で質問させていただきました。

○小野委員長 小城町長。

○小城町長 これは、もうわかっていたように昭和58年ぐらいに青少年野外活動センターということで、最終処分場の関係等について出たということで、あの施設そのものについては完全なものやないと、一時応急的なものでやろうということでやってきたんですけども、ただ私も何遍もボーイスカウトの育成者の方々ともお会いしています。任すよと、あんたに任すけども、ほんまに責任持ってやるかと。それとあわせて、やっぱり2カ月間だけでは無理やと、1年間やらなかったら私は、2カ月たったら必ずまた草が生えてきますから、この草刈りはまた草刈りの費用がかかってきますから、だからそういう点について、1年間でも使用していただくようなことでも考えていかなかったら、一番大切なのは、マムシが出る可能性が多いですから、やっぱりそのことも注意をしなければいけませんし、できれば私どもがそうして責任を持っていただいたら、ボーイスカウトか、あるいは町子連か、あるいはそういうガールスカウトか、そういう方々に、そして自分らが一番よく理解をされてますから、そういう方に委託をしていくことが一番大事だと。そういう点については、教育委員会とも十分相談申し上げて、予算的にどうあるべきか、どれだけの金額が必要になってくるのか、これは管理的な、一番問題は、最初は井戸水を上げようとしたら鉄分が多くて、そして下痢をするということで、その水はだめやから、水道を引くということもなかなかできませんし、今は水道を引いてますから、そういう簡易トイレ、シャワー室等についても、三木委員がおっしゃったように担当課とも十分協議して、もっと簡易的なものでいいものが、逆流しないものがあるのかどうか検討して、一遍考えたいと思います。

○小野委員長 ほか、ございませんか。はい、里川委員。

○里川委員 まず、教育関係、学校教育関係についての方で質問させていただきたいと思うんですが、165ページにございます心身障害児童生徒就学指導委員会の開催と上げていただいているんですけども、実際問題この委員会の開催時期であるとか状況、これについてちょっとお尋ねをしたいと思うんですが、なぜ聞きたいかと申しますと、年度途中で障害があるのではないかというような状況が発生してきた時に、就学委員会が就学指導委員会の方の開催に間に合わなかったと、その申告がですね。それがた

めに、その年度については、そういうきちんとした扱いをしていただけなかったという現実をちょっと聞いた経過がございますので、大体そういう障害児の就学指導について、どんなふうな取り扱いになっているのか、ここできちんと確認をさせていただいておきたいなというふうに思います。

それと、学校教育に関しましては、ちょっと大きくお聞きするような形になるかと思いますが、ここにまだ出てきてませんが、先ほど教育長が道德の質問に対しまして、心のノートということをおっしゃられたと思うんですが、この心のノートの採用につきまして、14年度の状況をお尋ねをしたいと思います。

それとともに、また同じく道德の時間で使われるであろう「なかま」という本、この本の採用状況、そして金額ですね、決算書のどこを見たらこの金額がわかるのかというのがわからなかったの、ちょっとご説明の方、していただきたいと思います。

それと、168ページにありますスクールカウンセラーの配置と心の教室相談員、このところにつきましては、非常に予算の、14年度の予算の段階でも私いろんなことを申し上げてきた経過があるんですが、スクールカウンセラーの先生については、13年度と同じ先生に来ていただいているのか。そして、スクールカウンセラーの状況、14年度の取り組みについて簡単で結構ですので、ちょっとまとめてお願いしたいと思います。

それと、心の教室相談員につきましては、これは予算の段階では全く相談員さんのことについては触れられてなかったんです。お尋ねしたんですが、まだ全然決まっていなかったという状況だったので、この相談員さんについて、どうされたのかということもお聞きしたいと思うんです。とりあえず。

○小野委員長 清水教育委員会総務課長。

○清水教委総務課長 まず1点目の就学指導委員会の開催の状況でございますけれども、先ほどお聞きしたところ年度途中になったので取り扱っていただけなかったと、当町との調整でございますか。私の耳には入っておりませんが、もし万が一、そういった方がおられましたら、臨時でもそういう形で就学指導委員会の小委員会がございますので、対応していくという形は、体制は整えております。そういった場合、通常9月の中旬から開催して12月までに最終の、親御さんの面談も全部含めての話ですけども、就学指導委員会としての決定をしていただいているという状況ではございませんけれども、もしそれ以降、そういった障害になられたとかいう方がおられた場合でも

適切に相談を申し込んでいただいて、内容はしていく必要がありますし、ぜひそうしなければいけないというふうに考えておりますので、もしそういう方がおられましたら、またお知らせいただけたらなと思います。

次の心のノートの採用でございますけども、6月でしたか、ちょっと記憶にないんですけども、一般質問でもお聞きいただきました中でお答えしておりますけども、町内の3小学校、2中学校で、先ほど教育長も触れましたけども利用を、採用しているということでございます。

あと、「なかま」の採用でございますけども、もう里川委員さんにおかれましては既にご承知のことだと思いますけども、14年度だったと思うんですけども、全面改訂という形になりましたので、すべて小学校におきましては低学年用、中学年用、高学年用、3種類、中学校におきましては1種類でございますけども、小学校におきましては全児童、中学校におきましては第1学年だけでございますけども、配布したところでございます。

予算科目の執行でございますけども、小学校費、あるいは中学校費の教育振興費の需要費の消耗品で支出しているところでございます。

あと、スクールカウンセラーについてでございますけれども、斑鳩中学校に配置しておりますけども、前年度、13年度と同じ先生かということなんですけども、個人名を言いますと山内先生、友廣先生、同じ方に来ていただいております。

あと、心の教室相談員なんですけども、あの時点ではまだ、予算の段階では決まっていなかったんですけども、その後いろいろ教育委員会も学校も探す中でお1人、女性の方に来ていただくことになりまして、これも民間から来ていただいております。

予算の執行科目についてはそうですけども、単価で申し上げた方がわかりやすいと思うんですけども、小学校につきましては、低学年用、中学年用、高学年用、すべて450円です。中学校におきましては540円です。以上です。

○小野委員長 里川委員。

○里川委員 済みません、総額もできましたら教えていただきたいと思うんですが、わかりますでしょうか。

○小野委員長 清水教育委員会総務課長。

○清水教委総務課長 児童・生徒用に配布しております総額ですけども、450円の1,656人分で74万5,200円。中学校が13万680円でございます。その内、2

分の1は県の補助金が入りますので、それは県の補助金という形で歳入で受けておりますけども、この金額の、ただいま申しあげました執行額の2分の1は県から補助金をいただいているということでございます。

○小野委員長 里川委員。

○里川委員 先ほどおっしゃってられました道德の時間というのは週に1時間しかないわけですが、週に1時間しかない道德で使われるものが心のノートであったり、「なかま」であったり、「どうとく」と書かれた副読本であったり、大変なことだなというふうに感じているということだけ申し上げておきます。

それと、169ページにございます小学校費のところ、修繕で上げていただけてます校舎の壁面修理658万9,000円ということで、実は私、14年度の入札の状況を調べましたら、これが一番、落札率、14年度の工事の中で一番、落札が高かったんですね。98.12という落札率が出てたんですけれども、ちょっと何か特殊なあれなんか、入札するについても、なかなか業者の選定とかが、うまくいってなかったのか、ちょっとよくわからないんですけれども、落札が高かったと予想されることについてお聞きをさせていただきたいなというふうに思います。

それともう1点、ここで中学校費で今度、中学校費の方ですね、クラブ活動がいろいろ書かれています。斑鳩中学校、斑鳩南中学校で、178ページ、クラブ活動でちょっと感じたことなんです、これは以前にも出たことがあるかなと思うんですが、いろいろな試合とか各学校のクラブで行かれました時に公式戦なんかでしたら特になんですけれども、町名の名前が入ったマイクロバスが試合会場なんかに来てる時、よくあるんですけれども、それで実際、斑鳩中学校のクラブで出かけられる時にマイクロバスを借りていくから、マイクロバスの費用を集めます言うて、試合に行くのに1人3,000幾らとか4,000幾らとかいう、保護者に徴収するというような状態があったことをちょっと耳にしまして、大変だなあと、クラブをさせるのもなかなか大変だなあというふうに感じてたわけなんですけれども、このマイクロバスについて、以前にももっと活用できないかというような話があったとは思いますが、こういった中学生や小学生なんかのそういった行事の時にでも使えるか。例えば、子ども会とか、そういったものに、老人会はリフト付バスの方でそういう利用がありますけれども、町のマイクロバスについての利用に関しましてはどうなんかなというの、今後の、これからの行政をやっていく中で、可能性についてお聞きしたいなというふう



に思います。

○小野委員長 小城町長。

○小城町長 後段の関係でございますけど、マイクロバスについては、私は中学校がどうのこうのというのを部費を集めての運営方法になっておりますから、何も生徒が負担するというのは、お母さん、お父さん方、保護者が負担されるんですけれども。そういう計画を持って、やっぱり仮に全国大会、近畿大会に行かれる場合は町から助成をするわけですから、それらの関係でマイクロバスを使う使わないという関係も、あそこのチームで使うたら、ここの少年野球が使えないと、いろんな問題が出てくると思うんです。そういうことについては、私は安全な方法を考えれば、やっぱり借り上げバスを借りていただけたら、私は一番ベターだと思いますし、また電車を使っていったら一番いいわけですから、そこらが集団生活ですから、その辺のところはやっぱり順をおってもらわないと何でもかんでも町のマイクロバスやったらええという、やっぱり運転手そのものが道路の事情もわからなかったら大変なことです。できれば私は部費とかそういうものを集めていただいて、そして代表の先生が引率されますから、そういうことについては安全を確保するというのが、私は一番大事だろうと。

よく、マイクロバスを使われて、途中で事故があって生徒が怪我したと、マスコミにば一っと書かれたら、それはやっぱり行政は補障問題はどうするんやろうということになったら、だから僕は安全な方法、クラブ活動されるところについては保険をかけて、そしてやっぱりそういうことにしていかなかったら将来的にはマイクロバスを使用するのは関係あると思います。

○小野委員長 栗本教育長。

○栗本教育長 今、町長さんの方からクラブ活動についてお話いただきました。私たちとしてもやはり公共機関を使っていただくということが非常にベターだと思っておりますし、その活動費として3分の2、交通費の3分の2の補助をいたしております。それを活用して各公共機関を活用していただくということをお願いしたいと思います。

○小野委員長 芳村助役。

○芳村助役 落札率の関係なんですけど、今、里川委員がご指摘された斑鳩小学校校舎の壁面修理、最高の落札率と、これは最高というよりも業者が予定価格以下で落札したと言わざるを得ない、このように思ってます。

○小野委員長 里川委員。

○里川委員 今の質問で町のご認識の方、それぞれ私なりに理解をさせていただきました。

それと、この予算の時に少人数指導の問題も、話が出てたと思うんです、小・中学校の方で。その時、教育長、前にT Tを廃止して、少人数指導の方に切り換えていくんやということで、少人数指導についても先生の配置については努力したいということをおっしゃってたと思うんですが、14年度、当初、予算の時点ではそういうことでしたけれども、14年度、実際にはどのような状況になったのか。

それと、私は週5日制完全実施に伴って学校行事の減少をしないでいただきたいという希望を持っていると。やっぱり学校行事は大切にしてほしいということをお願いしてきた経過があるんですが、14年度、各小・中学校の方で学校行事の減少ということが現実にあったかどうかということの確認させていただきたいと思います。

○小野委員長 栗本教育長。

○栗本教育長 少人数学級につきましては、14年度、1名増員させていただきました。斑鳩小学校で2名にさせていただいております。他の学校は1名ずつですけれども、そういう状況がございます。

それから、学校行事、行事の減少をしたのかということですが、これは今のところ、以前からやってるところを実施いたしております。ただ、子どもたちが減少しておりますので、その辺の時間数とかということについては若干変わってるかと思っておりますけれども、取り組んでいる行事は減少したということは聞いておりません。

○小野委員長 里川委員。

○里川委員 そういう努力をしていっていただきたいというふうに思います。何遍も言いますが、学校行事で得るものというのは非常に、家庭で教え得ないものがたくさんございますので、ここのところをやはり気をつけていただきたいと思います。

少人数指導の1名増ということですが、今後も県は方針を出してますので、少人数指導の方針を出してますので、斑鳩町もできるだけ努力をしていただきまして、少人数指導ができるような教諭の配置をしていただけるように教育委員会として頑張りたいということをお願いしておきたいと思っております。

社会教育の関係の方で、ちょっとお尋ねをしたいと思うんですけれども、185ページ、人権問題地区別懇談会の開催がされてるわけなんですけど、以前から、これ、何かもっと参加してもらえる方法はないかなということで、いろんな意見が出ておったと思うんですけれども、これにつきましては14年度、取り組みとしては13年度と同

じような取り組みの方法で取られたのかを確認させていただきたいなと思います。

それと、健民グラウンドなのですが、ここにどうこうということではなくて、予算の段階の時に健民グラウンドの地面の悪さにつきまして、何とかせないかんの違うかという話を14年度に向けての声が上がっておったと思うんです。若干の砂を入れたぐらいで、どうにもならんやろうということも、いろいろ言われてたと思うんですけれども、健民グラウンドの状況について、どのような補修というんですか、整備されたのかを確認させていただきたいなと思います。

それともう1つ、190ページに文化財保存ということで、いろんな項目を上げていただいているんですけれども、駒塚ですね。駒塚の方もいろいろ調査の方もしていただいたと思うんですけれども、隣接の住宅の方の方から水はけの心配、今後のいろんな下水道事業の関係とか、それと今現在の水はけの状況とかいうことも含めまして、今後の整備についてのご心配の声をお聞きしたものですから、14年度でどこまでやられて、15年度、16年度、どういうふうな計画で駒塚の方もやっていただけるのかというのが、ちょっと気になったものですからお尋ねをしておきたいなと思います。

○小野委員長 小城町長。

○小城町長 健民グラウンドの関係等については、グラウンドが悪いと、冬場の関係で水場、そのころの話ですね。平生は、あのグラウンドはいいグラウンドですよ、かなり補修しながら、ただ冬場に下から水が上がってくるということで、それが困るということで、それは15年度で一応、1,000万円という範囲で一遍やってもようということで、今現在、業者と交渉中であります。

○小野委員長 阪野生涯学習課長。

○阪野生涯学習課長 1点目は、地区別懇談会の状況というふうに理解したんですけど、平成14年度から新たに斑鳩町を一巡するという形で14、15、16、17年度まで、龍田第1地区、龍田第2地区、それから法隆寺地区、富郷地区ですか、その4回、4年度に割りましてあと、斑鳩町内をもう一巡させていただきたいというふうに考えております。その中で、これから地域の方からも、いろんな方から言われておりますので、その中で見直しを考えまして、18年度ぐらいから、また何らかの方法で地区別懇談会の学習、内容、それから方法、そこらの点を改められるように検討させていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたしたいなと思います。

○小野委員長 栗本教育長。

○栗本教育長 駒塚の件でございますが、住宅の排水ということで、住宅と駒塚の間に水位がございます。だから、排水について駒塚の方から出てきた水が住宅の中に入ってくということは聞いておりませんし、また考えられんことかなという思いがしておりますけれども、もし、どういう状況かということがわかりましたら詳しく教えていただけたら、また私の方で現地を確認していきたいというふうに思います。

○小野委員長 里川委員。

○里川委員 ということは、私、駒塚の方は今後のことも視野に入れたということでお聞きしたつもりなんですけれども、現状の水はけの心配ということは私も詳しくわかりませんので、今、教育長のご答弁で結構なんですけど、今後、あそこ、隣接、ほんとに隣接してますので、今後どうなっていくのかというのもちょっと気になっておったんです。

それと、人権問題地区別懇談会ですが、今、課長の答弁で言うと、14年度から4年間で一巡して、18年度から新たに方式などを考えるということ。そしたら、この14年から17年までは、この13年までやってこられたやり方ですね、ああいう形式で、同じような形でやっていかれるんだという認識でよろしいですか。

○小野委員長 阪野生涯学習課長。

○阪野生涯学習課長 平成14年度から人権学習会、人権学習の地区別懇談会ということで、町内を一巡するという形の中で計画が策定されておまして、それにしたがってとりあえず17年まで斑鳩町内を一巡し、その年度の間に、さらに18年度以降のことについて十分、時間をかけて検討させていただきたいと、そのように考えておりますので、よろしく願いいたしたいと思います。

○小野委員長 栗本教育長。

○栗本教育長 駒塚については、本年度、買い上げをする予定をいたしております。それ以降、整備方法など十分検討して、駒塚を活用できるような、文化財として保存をしっかりとしていきたいというように考えてます。

○小野委員長 里川委員。

○里川委員 理解の方はさせていただきました。

それと、私、大変認識不足で申しわけないんですが、186ページの成人式の開催、やっていただいているんですけども、うちは子どもたちが当年度の誕生だったものから、意識をしておりますでしたけれども、この成人式の参加の対象者というのは、

どこで区切りをつけておられるのか。成人式の、以前は15日と決まっていたものが、また曜日設定というような形に変わってきたこともありまして、それでちょっと人から聞かれた時に、自分もこれはほんとに認識不足で申しわけなかったんですが、対象者というのは非常に重要なことですので、この際ですのでちょっとお聞きしておきたいと思います。

○小野委員長 阪野生涯学習課長。

○阪野生涯学習課長 対象者ということでございます。平成14年度、ですから15年、ことしの1月に開催いたしました成人式につきましては、昭和57年4月2日から昭和58年4月1日の間にお生まれになった方ということを対象にしています。よろしくお願いいたします。

○小野委員長 里川委員。

○里川委員 今の説明でわかりました。その学年で切っていただいて、対象者とされているということで理解をさせていただきました。

○小野委員長 ほか、ございませんか。はい、嶋田委員。

○嶋田委員 190ページの下段、開発に伴う住宅発掘調査ということで、共同住宅建設に伴う発掘調査を実施したということなんですけれども、この共同住宅の建築は、町がやっておられる分、それとも個人の分なんでしょうか。

○小野委員長 阪野生涯学習課長。

○阪野生涯学習課長 これにつきましては、個人住宅でございます。

○小野委員長 嶋田委員。

○嶋田委員 発掘調査の場合には、個人であっても営利の伴う場合は個人負担ではなかったんですか。

○小野委員長 暫時、休憩いたします。

(午後 2時21分 休憩)

(午後 2時22分 再開)

○小野委員長 再開いたします。阪野生涯学習課長。

○阪野生涯学習課長 住宅発注工事でありますので、斑鳩町で歳入で受入れいたしまして、そして同額を執行しているという形になっております。歳入歳出決算書の71ページの方で掲載させていただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○小野委員長 嶋田委員。

○嶋田委員 よくわかりました。それともう1点、197ページなんですけれども、学校体育施設の開放ということで、学校体育施設開放運営委員会というのがあることは存じておりますが、それが学校体育施設を開放する決定機関になってくるわけなんですか。

○小野委員長 阪野生涯学習課長。

○阪野生涯学習課長 学校体育施設の開放についてということでございますけれども、これは学校の校長さんとか、体育指導員、クラブ代表の方、いろいろ集まっておきまして検討していただく、審議していただくということでございまして、その上で教育委員会が許可を出していくという形になります。

○小野委員長 嶋田委員。

○嶋田委員 はい、わかりました。ありがとうございます。

○小野委員長 ほかにございませんか。

これをもって、第9款 教育費についての審査を終わります。

次に、第10款 災害復旧費、第11款 公債費、第12款 予備費について、あわせて説明を求めます。植村総務部長。

○植村総務部長 説明いたします。それでは、第10款 災害復旧費、第11款 公債費、第12款 予備費につきまして、説明をさせていただきます。

施策の概要の201ページから208ページでございます。

まず、201ページから205ページまでの災害復旧費であります。公共施設にかかる災害等はなく、全額未執行となっております。

次に、206ページの第11款 公債費でございますが、予算現額15億3,169万7,000円に対しまして、決算額は15億3,037万3,584円で、執行率は99.9%となっております。平成14年度末での町債残高は89億20万円で前年度と比較いたしまして3億9,769万2,000円の減額となっております。

次に、208ページの第12款 予備費でございます。平成14年度では予備費の充用は行っておりません。

以上、簡単でございますが、第10款から第12款の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○小野委員長 説明が終わりましたので、第10款 災害復旧費、第11款 公債費、第12款 予備費について、質疑をお受けいたします。

ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小野委員長 これをもって、第10款 災害復旧費、第11款 公債費、第12款 予備費についての審査を終わります。

以上をもちまして、歳出に対する質疑を終結いたします。

続いて、一般会計歳入全般についての説明を求めます。植村総務部長。

○植村総務部長 座って、引き続き説明させていただきます。

歳入決算の状況でございます。主要な施策の成果表の47ページをお開きいただきたいと思っております。

平成14年度の歳入決算額は、第2表の平成14年度一般会計歳入決算の内訳のとおり、88億2,190万5,000円で、前年度の決算額と比較いたしまして、1億5,838万9,000円、1.8%の減となっております。その主な内訳は、町税が30億3,451万7,000円で歳入構成比34.4%。地方交付税が27億7,169万2,000円で、歳入構成比が31.4%。町債が8億5,075万1,000円で、その歳入構成比は9.6%。繰越金が6億2,821万1,000円で、歳入構成比が7.1%。国庫支出金が3億2,528万9,000円で、歳入構成比3.7%。県支出金が2億4,710万7,000円で、構成比が2.8%と、それぞれなっております。

これを現年度決算額と比較いたしますと、町税では48ページの第3表の平成14年度町税決算の状況のとおり、固定資産税におきましては3,450万8,000円、2.9%の増。たばこ税が1,295万4,000円、7.7%の増。都市計画税が248万6,000円、1.8%の増と、それぞれ増収したものの、町民税が引き続き厳しい景気の影響を反映して7,300万5,000円、4.7%減収したことにより、町税収入全体では対前年度比2,184万6,000円、0.7%の減となっております。

また、都市計画事業に要します費用に充てます目的税であります都市計画税、1億4,140万9,000円の用途状況につきましては、決算附属参考資料を見ていただきましたら、10ページでございます。10ページに記載しておりますとおり、公共下水道事業、流域下水道事業、歴史的地区環境整備街路事業及び都市計画事業町債償還額にその全額を充当させていただいているところでございます。

町税の不納欠損分につきましては、平成14年度では81件、649万9,323円となっております。

次に、地方交付税につきましては、地方一般財源の不足に対処するため、地方財政法第5条の特例として、昨年度に創設されました臨時財政対策債の基準財政需用額の振りかえ等により、対前年度比8,464万4,000円、3%の減となっております。その内訳は、普通交付税が24億3,524万4,000円、特別交付税が3億3,644万8,000円となっております。

次に、国庫支出金につきましては、公営住宅等供給促進緊急助成事業費補助金、緊急地方道路整備事業費交付金、史跡等購入費補助金、歴史的地区環境整備事業費補助金等が減少したこと等によりまして、対前年度比2億1,526万6,000円、39.8%の大幅な減となっております。

また、県支出金につきましても通信技術講習推進費補助金、史跡等購入費補助金、参議院議員選挙費委託金、地域活性化事業補助助成金が減少したことなどによりまして、対前年度比2,750万3,000円、10%の減となっております。

繰入金につきましては、特別会計の廃止に伴う観光自動車駐車場特別会計繰入金の減、制度の終了による介護保険円滑導入基金繰入金の減により、前年度比6,347万9,000円、87.5%の大幅な減となっております。

次に、町債についてであります。公営住宅の建設に係る特定資金公共投資事業債、水道事業出資債等の増加、そして地方一般財源の不足に対処するため、地方財政法第5条の特例として発行が認められております臨時財政対策債の借り入れにより、対前年度比2億4,875万1,000円、41.3%の大幅な増となっております。

続きまして、これら歳入につきまして、自由に使える財源、みずから投資調達できる財源等に分類いたしますと、初めにその用途に制限なく自由に使用をできる町税、地方交付税等の一般財源につきましては、73億3,895万7,000円となっております。これは前年度の決算額と比較してみますと、1億2,426万8,000円、1.7%の減となり、歳入全体に占める割合は前年度と比較して0.1ポイント増の83.2%となっております。

次に、町が自主的に調達できる町税、使用料及び手数料等の自主財源につきましては、第2表のとおりでございます。41億519万3,000円となっており、歳入全体の46.5%となっております。

以上、簡単でございますが、歳入全般についての概要説明とさせていただきます。

○小野委員長 それでは、一般会計歳入全般についての質疑をお受けいたします。はい、



里川委員。

○里川委員 この主な点につきましては、やっぱり町税の問題があると思うんですけども、ここで私、もう一度確認させていただきたいなと思うんですけども、この経済状況の中で、調定額も下がってたりする場合がありますでしょうし、なかなかうまく徴収できないという問題もあると思うんですけども、ただ払う力があるのに払ってもらえてないというような現状もあると思うんですね。やっぱり、本当に困ってる方、いろいろ分割して払ってもらったりしてるような状況もあると思うんですけども、払えるお力のある方に何とか、やっぱり払ってもらえるような努力を町としては、やっぱりやっていただきたい。大変、何かこれまでも長い、おありのようで難しいということも聞いてるんですけど、やっぱりこれだけ大変になってきたら、やっぱり能力のある方ですので、しかもきちんと調定されてて、やっぱり徴収できるような努力をぜひともしていただきたいなと思ってるんですが、そこについてはどういうふうに。

○小野委員長 植村総務部長。

○植村総務部長 町税につきましては、やはり景気低迷の中でそういったことになってきておるということは事実でございます。そうした中で、やはり滞納につきましては、前にもお話をさせていただいたように、滞納されている徴収については全力を挙げて対応させていただいておるということでございますけれども、そうした中で、やはり現に景気低迷により、失業し、困っておられる方につきましては個別にご相談申し上げる中で、少しでも、分けてでも払っていただけるという方法も見い出していく中で、やはり徴収を高めていこうという努力をいたしております。

しかしながら、担税能力がありながら納めないというような方もありますが、そういった方については早く資産状況を調べまして、預金の関係等もございまして、そういったものを調べる中で、やはりもう一歩進んでする中で差し押さえ等の手続を取りながらやっていかなければ、税負担の公平性に欠けるということと、財源が厳しい中での対応にならないということでございますので引き続き、我々助役以下、徴収対策本部を設けておりますので、そういったことも含める中で対応してまいりたいと存じます。

○小野委員長 里川委員。

○里川委員 いろんな意味で行政の課題、これまでどの部分で住民さんとトラブルがある

のかというのは、1つ1つ、ちょっと私、よくわかりませんが、そういったものに関しましても町民の方にご理解をいただきまして、何とか能力をおありの方から、やっぱり義務を果たしていただけるように努力していただきたいと思います。

それと、先ほどちょっと住宅のところでも申し上げましたけれども、いわゆるそういった賃料、使用料っていうもの、こういったものに関しましても、そういった悪質な状況があるのか。常に、そういうことをきちっとご認識いただきまして、対応して行っていただきたい。非常に厳しい状況の中から、本当に生活が苦しいという方もいらっしゃいます。そういう方に配慮もしていただきたいですけれども、払う能力のある方につきましては、やっぱりきちっと町の方が対応して徴収をしていく努力をお願いしておきたいというふうに思います。

○小野委員長 ほかにはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小野委員長 ないようですので、これをもって歳入に対する質疑を終結いたします。

14時55分まで、休憩をいたします。

(午後 2時37分 休憩)

(午後 2時56分 再開)

○小野委員長 再開いたします。

次に、認定第4号 平成14年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての審査に入ります。理事者側の説明を求めます。中井住民生活部長。

○中井住民生活部長 議案書の朗読をさせていただきますので、その部分につきまして、起立をして朗読をさせていただきますと思います。

認定第4号 平成14年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

標記について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の認定を求めます。

平成15年9月2日提出 斑鳩町長 小城利重。

説明につきましては、座ってさせていただきます。

まず初めに、209ページから232ページにわたります平成14年度の国民健康保険事業特別会計に係ります決算の概要でございます。本特別会計の運営は、構造的に不安定な財政基盤にある中ではありますが、被保険者の理解と協力を得る中、また一

方では保険者自身の自助努力としまして、経常経費の節減を初めとしまして、医療費支出の抑制策、貴重な財源であります国保税の確保などに努め、当会計の健全体制の維持、向上に努めてまいったところでございます。その結果、歳入決算額は17億8,261万2,448円、歳出決算額が18億1,877万5,523円で、差引3,616万3,075円のマイナスの歳入となっております。

平成15年度予算会計より3,616万3,075円の繰り上げ充用の措置を行うことで決算を終えることとなったところでございます。

歳入歳出それぞれの決算額を前年度と比較をいたしますと、歳入では3,804万7,479円、2.1%の減。歳出では、314万7,963円、0.2%の減でございます。なお、制度上、翌年度で精算されます一般被保険者に係ります療養給付費負担金につきましては、平成15年度で1,102万4,503円が追加交付されますが、退職被保険者に係ります療養給付費交付金につきましては、2,127万4,567円を返還することとなっております。危機的な決算状況であると受けとめているところでございます。今後も高齢化や医療ニーズの多様化によります医療費の増加傾向、また一方では景気の低迷が長引いている状況等を考えますと、一挙に税収の伸びには結びつきがたく、なお厳しい状態が続くものと考えております。このようなことから、収納率の向上を目指した施策の取り組みの継続。また、保健センターでの各種保健事業活動等との連携などをより密に行い、収支両面にわたりまして健全運営の維持、推進に努めてまいりたいと考えております。

それでは、予算執行状況を歳出の部からおのこの款ごとにご説明を申し上げたいと思います。

まず初めに、212ページから213ページの第1項 総務管理費でございます。予算現額2,980万3,000円に対しまして、決算額は2,752万2,464円で、92.3%の執行率でございます。国保業務に携わる職員の人件費及び事務執行に係ります経常経費の支出が主なものとなっております。

次に、214ページから216ページの第2項 町税費でございます。予算現額1,493万円に対しまして、決算額は1,379万3,836円で、92.3%の執行率でございます。国民健康保険の賦課徴収に係る経費として、職員の人件費、徴収嘱託員の賃金、課税事務の委託料が主なものとなっております。

平成14年度の国民健康保険税の歳入予算額7億2,144万円に対しまして、収入

額は6億8,378万2,080円で、3,765万7,920円の歳入不足の結果となっております。その内訳でございますが、医療費給付費分の現年度課税分の歳入予算額は6億4,400万円に対しまして、収入額が6億1,934万7,702円で、2,465万2,298円の歳入不足。また、介護納付金分現年度課税分の歳入予算額は4,000万円に対しまして、収入額は3,919万7,048円で、80万2,952円の歳入不足となっております。

国民健康保険税現年度課税分全体での収納率は92%で、前年度と比較をいたしますと1.1ポイントのマイナスとなっております。また、滞納繰越し分につきましても1.2ポイントのマイナスでございます。収納率の向上への取り組みといたしまして、収納率向上特別対策事業で口座振替の推進、また啓発用パンフレットによります啓発を行いますとともに、徴収嘱託員による訪問徴収及び健康推進課との連携をしながら徴収を行い、滞納者に対しましては、6月、3月の短期被保険者証を滞納額に応じて交付を行い、滞納者と面談する機会をふやす中で納付指導を行っているところでございます。

また、口座振替の推進でございますが、平成14年度では前年度と比較をいたしまして3.9ポイント増の55.3%の世帯で実施をしていただいております。より一層の口座振替の推進に努めてまいりたいと考えております。

なお、地方税法の規定により、今後収納見込みのない33件、金額で513万550円につきましては、不納欠損処分をさせていただいております。しかしながら、平成15年度への滞納繰越額は1億6,466万1,256円で、滞納整理に努力を重ね、収納率控除を図らなければならないと考えております。

次に、217ページの第3項 運営協議会費でございます。予算現額30万3,000円に対しまして、決算額は13万4,800円で、44.4%の執行率でございます。

次に、218ページの第4項 趣旨普及費でございます。予算現額82万2,000円に対しまして、決算額は81万7,900円で99.5%の執行率となっております。国保制度の周知用冊子を配布し、国保事業の周知、啓発に努めますとともに、衛生につきましても正しい知識の啓発のための啓発用冊子の配布を行ったところでございます。

次に、第2款の保険給付費でございます。予算現額は11億1,784万8,000円に対しまして、決算額は10億5,493万7,585円で、94.4%の執行率となっております。

おります。当科目は、国保特別会計歳出予算の過半数を占める科目でございます。保険給付費の支出動向いかんによりまして、決算時における差引収支額の結果が大きく左右をされる科目でもございます。

それでは、219、220ページの第1項 療養諸費についてでございます。予算現額10億992万円に対しまして、決算額は9億5,052万4,686円で、94.1%の執行率でございます。療養諸費全体では、前年度より8,249万9,647円、8%の減となっております。これは、療養給付費の支出に係ります診療月の年度割がこれまでは4月診療分から3月診療分の12カ月分であったのが、平成15年度より3月診療分から2月診療分の12カ月に変更されることに伴いまして、経過措置といたしまして平成14年度は4月診療分から2月診療分の11カ月分の支出となったものによるものでございます。

次に、221ページの第2項 高額療養費でございます。予算現額9,290万8,000円に対しまして、決算額は9,069万2,899円で、執行率は97.6%でございます。前年度と比較をいたしますと307万9,839円、3.3%の減となっております。

次に、223ページの第4項 出産育児諸費でございます。予算現額が1,200万円に対しまして、決算額は1,080万円で90%の執行率でございます。前年度と比較をいたしますと300万円、21.7%の減となっております。

次に、224ページの第5項 葬祭諸費でございますが、100%の執行でございます。

次に、225ページの第3款 老人保健拠出金でございます。予算現額6億62万6,000円に対しまして、決算額は6億62万4,694円で、執行率は100%でございます。老人保健制度上、斑鳩町も一保険者としての立場から、老人保健制度に対しまして拠出を行ったところでございます。前年度と比較をいたしますと、9,509万958円、18.8%の増となっております。なお、拠出先は社会保険診療報酬支払基金となっているところでございます。

次に、226ページの第4款 介護納付金でございます。予算現額8,872万8,000円に対しまして、決算額は8,872万7,349円で、執行率は100%でございます。前年度と比較いたしまして、27万1,949円、0.3%の増でございます。国保加入者のうち、2号被保険者に係る介護給付費納付金として、社会保険診療報

酬支払基金へ納付をいたしました。

次に、227ページの第5款 共同事業拠出金でございます。予算現額1,568万1,000円に対しまして、決算額は1,437万3,169円で、執行率は91.7%でございます。前年度と比較いたしまして48万6,032円、3.5%の増でございます。奈良県国民健康保険団体連合会へ拠出したしております。高額医療共同事業に現在の各国民健康保険者は加入し、高額医療費の支出に対処する制度でございます。また、当該事業に伴いまして1,232万7,000円を交付金として歳入で受入れも行っているところでございます。

次に、228ページの第6款 保健施設費でございます。予算現額248万8,000円に対しまして、決算額は209万5,552円で、84.2%の執行率でございます。国民健康保険の被保険者が受診に要した医療費の額を通知することによりまして、医療費の抑制につながることを目的とした全国的な取り組みとなっております。これに要しました経費は、150万8,433円でございます。また、疾病の早期発見、早期治療につなげるため、本年度も引き続き国民健康保険被保険者の人間ドック健診受診助成事業を実施いたしております。30の方が受診をされ、これに要しました費用として58万7,119円を支出いたしております。

次に、229ページの第7款 公債費につきましては、未執行で終えております。

次に、230ページの第8款 諸支出金でございます。予算現額1,463万2,000円に対しまして、決算額は1,421万4,615円で、97.2%の執行率となっております。制度上、翌年度で精算されます退職者医療に係ります療養給付費交付金につきましては、精算後1,333万815円を社会保険診療報酬支払基金に返還をいたしたところでございます。

また、一般被保険者及び退職被保険者の過年度分の国民健康保険税の還付といたしまして、88万3,800円の支出も行っているところでございます。

次に、231ページの第9款 予備費につきましても未執行で終えております。

次に、232ページの第10款 前年度繰上充用金でございます。平成13年度決算におきまして、歳入不足が生じたことから、この歳入不足額153万3,559円を平成14年度におきまして措置をさせていただきました。

続きまして、歳入の決算状況につきましてご説明を申し上げます。恐れ入りますが、210ページにお戻りをいただきたいと思います。

第1款の国民健康保険税でございますが、これにつきましては歳出のところで収納状況等、ご説明を申し上げましたので省略をさせていただきます。

次に、第2款 国庫支出金でございます。5億7,192万3,230円の受入れでございます。

次に、第3款 療養給付費交付金につきましては、退職被保険者の保険給付費に充当するために3億6,289万3,000円の受入れとなっているところでございます。

次に、第4款の県支出金でございます。福祉医療制度によります国保の医療機関の波及増分につきまして補てんする補助金として、県から578万4,000円の受入れとなっております。

次に、第5款 共同事業交付金でございます。これにつきましても歳出のところで説明を申し上げましたように、高額医療共同事業に係ります交付金として1,232万7,000円の受入れでございます。

次に、第6款 財産収入でございます。国民健康保険財政調整基金の運用によります預金利子2万9,778円の受入れでございます。

次に、第7款 繰入金で、一般会計から国保特別会計における基盤安定職員給与費、出産育児一時金、財政安定化支援事業等に係ります所要額につきまして、前年度より436万5,045円増の1億4,491万8,738円の繰り入れを行っております。

次に、第9款 諸収入でございます。一般被保険者及び退職被保険者等の保険給付に係ります第三者行為、損害賠償金等といたしまして95万4,622円の受入れとなっているところでございます。

以上、簡単でございますが、斑鳩町国民健康保険事業特別会計の概要の説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りまして、原案どおりご承認を賜りますようお願いをいたします。

○小野委員長 国民健康保険事業特別会計について説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けいたします。里川委員。

○里川委員 ちょっと確認させていただきたいんですが、212ページに平成14年度被保険者増減の内訳っていう表を書いていたんですけど、ここに関係しているところでは社会保険と生活保護の関係であるんですけども、生保開始になったら当然よくわかると思うんですけど、逆に廃止になった時、社会保険も加入の時はいいんですけど、それが離脱となった時の、この辺の連携っていうんですか、私ちょっと、町

外の話ですけど、生保を廃止になった人が国保に加入してない状況とかいうのを現実  
にちょっと知ってるもんですから、その辺の流れというんですかね、離脱、廃止に伴  
って国保加入への流れというものをちょっと確認をさせていただきたいんです。そう  
いう方々に対応の状況とか、そういったものができるように、来てないかなというの  
がちょっと気になりますんで教えていただきたいと思います。

○小野委員長 西田健康推進課長。

○西田健康推進課長 国民健康保険の被保険者の届出の内訳の内容でございます。まず、  
生保の方から申し上げますと、生活保護の件につきましては斑鳩町では福祉課の方が  
担当しております。その福祉課の方で決定された時点で私どもの課の方へ連絡をいた  
だきますので、それによって開始と廃止は同じタイミングでされ、またそれまでに対  
しての医療費券の発行ということで対応させていただいている状況でございます。こ  
れにつきましては時間の齟齬がないわけでございます。ただ、社保の関係ございま  
すが、離脱の場合、まず社会保険に加入されておられる方が退職とかリストラによ  
る場合、国民健康保険の方に加入される場合が多いわけでございますが、その事業所  
との連携といいますか、被保険者との届出のタイムロスというものがある場合に若干  
の課税時期がおくれて遡及の課税をしなければならないということがございます。

社保の方に加入されまして本人の届出がおくれる場合もございます。事業所の連携と  
いうことも今、国保連合会の方でもいろいろと検討していただいております。社会保  
険庁と厚労省、同じ組織の中でございますので、そういった連携がスムーズにできる  
ようにと、我々も保険者として要望しておるわけでございますが、なかなか社会保険  
の担当者との連携がうまくいってないのが事実でございます。数は少のうございま  
すが、そういった点で時間のロスが出てきているということでございます。

課税につきましては、遡及課税になりますんで、余りにも長く届出がおくれた場合は、  
額が大きくなる場合もございます。そういったことで一度に納付できない場合は、ま  
た分割納付の相談をさせていただく中で対応させていただいているということでござ  
います。

社保加入をされて国保の離脱の届出がない場合につきましては、わかった時点で課税  
の状況を見まして、未納のある場合は未納分の徴収をさせていただきますし、納めて  
おられました分につきましては還付をさせていただくという事務処理を行っております。  
以上でございます。



○小野委員長 里川委員。

○里川委員 ご説明でこの辺の流れ、結構増減ありますので、流れ、ちょっと心配だったんでお尋ねさせていただいたんですが、それと一応、私、短期被保険者証の分につきましては、これまでいろいろ申し上げてきた経過がございますので、14年度の実績を持って、担当の方でこの事務を取られた中で状況についてご説明をいただきたいということと、それと以前より資格証の発行について私はどうしても、それをしてほしくないというようなことを言うておりましたけれども、14年度について資格証に関しましてどのような考え方をお持ちであったのかということのを再度、確認だけさせていただきますと思います。

○小野委員長 西田健康推進課長。

○西田健康推進課長 短期保険証につきましては、今まで6カ月、3カ月という形で交付をさせていただいております。その中できちんと分納に応じた納付をしていただいている方につきましては、1年の保険証を交付するように改めておりますし、若干件数も減ったかというふうに思います。

ただ、資格証につきましては、14年度中もいろいろと検討する中で要綱等の整理も必要でございますので、内部でいろいろ調整をさせていただく中で、こういう滞納状況でございますので、資格証の発行もやむを得ない時期が来てるんじゃないかなということではありますが、これもまた医師会の先生方と協議をする中でご理解をいただかなきゃならないということもございまして、もう少し時間が必要かなというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○小野委員長 里川委員。

○里川委員 わかりました。最初に申し上げましたとおり、資格証の発行については、私はちょっとこれは問題点が多いんじゃないかなということで、発行については発行してほしくないという立場のものでありますから、一応お聞かせをいただいたわけですが、14年度については発行されてないということですので、これは質問したということで終わっておきます。

○小野委員長 ほかにございませんか。はい、三木委員。

○三木委員 昨日、緑巳監査委員の時にも国民健康保険事業特別会計というところで触れておりましたが、収納率が非常に悪いということなんですが、先ほど説明がございましたけども、75.1%、14年度、13年度が76.7%、それによって1.6ポイント、

1.6%の減となっておりますということですね。そうすると、本年度が、14年度ということですね。513万1,000円、不納欠損処分をしたことにより、収入未済額が2億2,411万円となり、前年度より2,331万9,000円増となっていると。ということは、13年、14年度が1.6%、未収の収納率が増えてると。ところが14、15年度も同じように近い数字、1.5、1.6ということになると、もちろんわかりませんが、ここにも書いてある、低迷が長引くということを考えて、今も決して景気はよくないわけです。そういうことを考えますと、やはり皆さん、生活をしていると、ちょっとしたうもお話のありました衣食住という最低限の費用というのが要るわけですね。そうすると、保険というものがどうしても後回しということになりがちなんだと思うんですが、そこでこの徴収方法なんですが、地域住民との共生ということも考えますと、ともに生きていくということを考えますと強制的に余り強く言えないという心情的なものもあると思いますが、今、ご説明の中では個別訪問と自動振替とすることを進めるというふうに説明されてますが、町税の滞納者に対して、町税についても訪問をし、行い、納税指導を実施してきたというふうに言ってるわけですね。そうしますと、個別訪問をしてお話をするんでしょうけど、このまま行くとかなりの滞納が出てくると。町としてもこの辺のところも考えていかなきゃいけないということですが、個別訪問のところで、どういうふうな説明をして、相手に理解してもらってやられてるのか。非常に難しいところがありますけど、このまま行くと、もう大きな金額を抱えていくということになりますので、その辺のちょっと個別訪問の説明をして、どういうところで納得して徴収していくということをやっているのか。また、今後、何かないのか。このまま行ってしまうと、あとのことを考えると何か方法はないかと思うんですが、その点、いかがでしょうか。

○小野委員長 小城町長。

○小城町長 今、三木委員のおっしゃっていただくように、確かに滞納というのは増えつつあります。ただ、その状況は、景気が悪いからというよりも払うこと自体、やっぱり払わなかったらだんだんたまってくると。今度、取りに行ったかて、それが果たして払えるかという、払う気がない。結局、保険証が欲しいがために分納ということで1万円でも払われたらやっていくと、これが2、30万円も40万円もある人が1万円ずつ払うたかて、なかなか追いつかない。また、来年度も、ということがあると思います。全国的に、この関係については、国民健康保険、あるいは国民年金、ある

いは介護保険関係等についても、だんだんと増えてまいります。集金に行くものは必ず行政ですから、行政が仮にお電話をかけて行きますしても、結局閉まっているか、電気がついてても出てこれないか、必ずそういう対応しかできない。それで帰ってくる。我々、助役を中心として、この滞納整理をやって、その日はある程度効果はあっても、もう次はない。だから、今、県から指導に来てもらってます松田という職員にいろいろノウハウを聞いて、町税だけじゃなしに国民健康保険も兼ねて、ちょっと何とかできないかと。差し押さえ等に行く段階になったら、とにかく自己破産か何かの状況になってまいります。自己破産されたら必ず行政、国は、国税は必ず取られます。しかし、我々末端は、ほとんど不可能な状態なんです。こういう、組織そのものも改めないといけない。やっぱり国民健康保険についても私が就任した61年ぐらいは大体5,000万円ぐらいの滞納がありました。これは、いつも毎年、保険証交付の時と引きかえに必ずそれをやってたもんですから、ある程度それはいけたんです。もう、だんだんとそれが順応しなくなってきた。今、里川委員がおっしゃるように被保険者の資格証明書は出したらあかんと日本共産党さんはおっしゃいますけども。我々としては、しなければいけない。ただ、難しいのは医者側は絶対に資格証を出すのは反対なんです。町が出さなかったら、結局、直接先生がその方にもらわないけませんから、それは絶対に医療的に、困難からしますと、それはもうなかなか難しいということで終わってますから、そういうことがあったらできないと。そこらを考えますと、やっぱり滞納というのは2億2,000万円、また来年度は恐らく1,000万円からのアップ、2,300万円か、いくかいかないかだと思いますけど、やっぱりそれはもう、だんだんと滞納が増えてくることは事実だと思ってます。

ただ、職員はまた助役を中心とした、そういう滞納班が努力をして1,000万円近く、せいぜい取れて1,000万円近く、もう結局はやっぱりその間にと転勤をされて大阪、あるいはどこかへ結局、何年かしたら、これ、国民健康保険は不納欠損というのは、なかなかでき得ないんです。なくなってしまうか、何かをしないと何ぼでも、たまってくる。そういうことを考えますと、やっぱりこれ、非常に大変だという危機的な状況に陥っていることが事実で、国、政府がもっと力を入れんと、こんなもん、国民健康保険になったら結局、政党間がとにかく言い合いばかりするわけですから、抜本的な改革というのがないわけですよ。その辺に、やっぱり今、この介護保険制度でも、あるいはそういうものが国の方でつくられて、末端の我々に下りてきたら、

実際言うたら、もう年金で、180万円以下の方が、18万円以下の方が、結局、寝てるところにもらいに行くわけです、職員が。寝てるところへ、おたくさんお金おくんはれ言うたかて、そんなん、とてもできませんはな、年寄りには、心情から言うて。そういうことは、あえて国の方でつくってこられるということ自体が、もうやっぱり難しい、我々でも市町村の遊離があります。やっぱり、それは国のキャリア組がそういうことを自分らで作って、末端の市町村に割付けるとか非常に厳しい状況があると。だから、介護保険制度も今はとんとんということではいってますけれども、いずれはやっぱり、これ、滞納というのがかなり出てくるのではないかと。そういうことは明白だと私は思っております。

やっぱり年金も、国民年金は尚更私は、1万3,300円ですよ。年間12カ月で18万円払うという、学生は今免除されてますけども、免除されてるんやなしに、結局は学生やからということで、学生が退いたら国から結局払っていかなければならない。そんな子どもが果たして1万3,300円、毎月払うかいったら、やっぱり難しいですよ、これは。坂口厚生労働大臣が看板かけて、この国民年金のあれをやってますけども、やっぱりそこらをもっと周知徹底せんと、取りに行くのは国ですけども、国民年金は、そういうことも考えたら、年金は私は65%以下やと思います。やっぱり三木委員もおっしゃってるように、これは大変なことだと思います。

○小野委員長 三木委員。

○三木委員 私も大変な、こういう徴収ということについては大変だろうとは思ってます。今、町長のお話ですと、やっぱり町だけじゃなくて、国として根本的に、抜本的に解決するなりして、保険の金額も含めてですけど、若い子たちが、こんなの私たちが年とったら、こんなのは社会保険も含めて入ってもらえなかったら、あきらめた感じの考え方もしてるわけです。そういうことを考えますと非常に難しいかもしれません。今、個別訪問なんですけど、斑鳩町では何人ぐらいいらっしゃるんですか。

○小野委員長 西田健康推進課長。

○西田健康推進課長 常時、徴収嘱託員2名が徴収に当たっていただいております。その中で特別徴収対策本部員によりまして、日中、夜間の訪問徴収等、税務課と健康推進課が対策本部員とペアになりまして、あいた時間で徴収に当たっているというのが実情でございます。

○小野委員長 三木委員。

○三木委員 お2人の方が、朝、夜に、そうやって一生懸命やっていたことについては大変ご苦労様だと思います。ただ、今後の課題として、人数が増やせるのかどうか。それから、できましたら今じゃなくて結構なんで、13年度、14年度、訪問して、どの程度回収できているのかという、その辺もまた、今でなくて結構なんで教えていただければと思います。以上です。

○小野委員長 ほか、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小野委員長 ないようですので、これをもって国民健康保険事業特別会計に対する質疑を終結いたします。

続いて、認定第5号 平成14年度斑鳩町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についての審査に入ります。説明を求めます。中井住民生活部長。

○中井住民生活部長 それでは、議案書を朗読させていただきます。

認定第5号 平成14年度斑鳩町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について。

標記について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の認定を求めます。

平成15年9月2日提出 斑鳩町長 小城利重。

この老人保健特別会計の分につきましては、施策の報告書の233ページから240ページでございます。まず、233ページをごらんいただきたいと思います。

本特別会計は、住民の老後における健康の保持と適切な医療の確保を図るため、関係機関と連携をし、疾病の早期発見による予防等を実施し、住民福祉の向上に努めているところでございます。平成14年度の収支状況でございますが、歳入決算額が21億1,372万3,187円、歳出決算額は21億3,920万5,352円で、差引2,548万2,165円の歳入不足が生じたところでございます。このことから、5月29日付で繰上充用の措置を行い、平成15年度の本特別会計におきまして歳入歳出それぞれ2,602万円を増額する補正予算を専決処分をさせていただき、平成15年6月議会でご承認を賜ったところでございます。

なお、その財源につきましては、医療費としまして支払基金、国、県からその全額を平成15年度で受入れることとなっているところでございます。

また、支払基金からの事務費超過交付分53万4,000円につきましては、平成15年度予算で返還することといたしております。

次に、予算の執行状況でございますが、234ページの歳入の項でございます。21億1,372万3,187円の歳入総額で、前年度の歳入総額22億122万9,001円と比較をいたしますと、8,750万5,814円の減、率で申しますと4%の減となっております。

続きまして、235ページでございます。歳出でございますが、歳出総額は21億3,920万5,352円で、前年度の歳出総額21億7,573万2,527円と比較をいたしますと、3,652万7,175円、率で申しますと1.7%の減となっております。高齢者医療の特徴としまして、高血圧症や高脂血症等の生活習慣病といった疾病が多く、高齢者の医療費は若者の医療費と比較をいたしますと約5倍と、相当高い水準になります。このような状況におきまして、平成14年10月には、健康保険法等の改正によりまして、老人保健制度の一部が見直しをされたところでございます。

その内容でございますが、対象年齢の引き上げや自己負担限度額の見直し、また高齢者の方にも応分の負担をしていただくことや現役世代とのバランス等の観点から、定率1割、または2割負担制等が導入をされました。このような中、今後の運営につきましては、冒頭でも申し上げましたように老人保健法の趣旨を踏まえまして、保健センターとも連携を密にし、健康相談、健康教育、重複頻回受診者に対しまして、訪問指導の充実を図り、医療費の抑制に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、簡単でございますが、老人保健特別会計の説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りまして、原案どおりご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○小野委員長 老人保健特別会計について説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けいたします。里川委員。

○里川委員 インフルエンザの予防接種を町の方で実施していただいているんですけども、その関係と、この老健の会計、どういうふうに効果があらわれているというふうに見ておられるのかということも担当の方の評価をお聞きしておきたいというふうに思います。

それと今、部長の説明にありました、定額制から定率制に変わったということの中で、我々一番心配しておったのは、そのことで医療費が高額になると、限度を超えた高額医療費を支払わなければならない。それは申請による償還ということになるわけなんですけれども、そのところを何とか窓口での負担をしないで済むようにできないも

のかというようなことも言うてきた経過があるんですけども、このところについての考え方もお聞きしたいと思います。

それと、今、保健センターとも連携してやっていくって言っていただきました。幸い、斑鳩町には訪問看護ステーション、以前にやっておったおかげで理学療法士もおりますし、看護師もおりますので、本当にお年寄りって、不安やったら、ちょっと相談したい、ちょっと聞きたいっていうことも、そんなことでもお医者さんに、やっぱり行ってしまうという場面もあるかもわかりませんが、これからやっぱり、そういう方々の人材を活用しながら、そういう高齢者の健康相談みたいなことを積極的にやっていただけたらなというふうには思ってるんですけども。

○小野委員長 西田健康推進課長。

○西田健康推進課長 インフルエンザの予防接種による効果というお尋ねでございます。

これにつきましては、インフルエンザが蔓延していない状況でございますので、今のところその影響があったかどうかということでございますが、国保中央会におかれましてはインフルエンザの予防接種によって、どれだけ医療費が軽減されたかということの分析は難しいというようなコメントも出しておられます。斑鳩町におきましては、すべての老人に受けていただこうと思っておるわけでございますけれども、100%というわけにはいきません。しかし、申し込みの方法等につきましても、簡単にできるように医師会の先生方の理解も得る中で本年度についても14年度から電話だけの申し込みというような形も取っていただいております。そういうことによりまして、インフルエンザの予防接種をしていただいた方につきましては、感染をされておられないというふうにご考えてございまして、効果はあったというふうにご考えております。

また、定額から定率に変わったというのは、負担の軽減を図るために窓口でそういった処理ができないかというお尋ねでございますが、これも国の施策でございまして、国の方もいろいろと高齢者に負担をかけない方法ということの通達も来ております。そういうことで、届出につきましては1回で済む、また夫婦、家族内でありませう場合も1枚の申請書で済むように我々の方もいろいろと工夫を凝らして手間のかからない方法を考えております。

償還の割合につきましても、90%は償還ができていうふうにご思っており、この前の委員会でも報告をさせていただいたと思っておりますけれども、通知をさせていただきますので、届出いただいた分については1回で済むということで、それらの軽減を図

っているというふうに思います。

保健センターの保健事業のお尋ねでございます。理学療法士、看護師、保健士、栄養士によりまして、いろいろと検討する中でいろんなメニューを考えて考えております。そして、今まで保健センターでしていた事業を地域に出向いた公民館等で理学療法士を招いて提案をさせていただいて好評をいただいておりますが、こうした事業の展開をすることによりまして、福祉医療にも影響が出てこようし、また介護の予防にもつながっていくということで、いろんなところに影響している。そして、医療費の削減にもつながっていくということで、充実をさせていこうというふうに考えておりますし、また本年度につきましてもそういった事業を充実して、最終的には医療費の削減につながっていくんじゃないかなというふうに考えておりますので、前向きに進めていきたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○小野委員長 里川委員。

○里川委員 ありがとうございます。非常に、高齢者の健康を守っていく。健康を守ることで医療費を削減、抑制するという施策、この方向の展開をさらに強めて行っていただけたらというふうに思っています。

それと付け加えましてインフルエンザの件ですが、奈良県下の他町に先駆けまして斑鳩町、町外、県外での接種の要綱などもしっかりつくっていただきまして、早く、きちんとした対応をしていただいたことにつきましては評価をさせていただきたいと思っております。

○小野委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小野委員長 ないようですので、これをもって老人保健特別会計に対する質疑を終結いたします。

続いて、認定第6号 平成14年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての審査に入ります。

説明を求めます。植村総務部長。

○植村総務部長 先ず議案書を朗読させていただきます。

認定第6号 平成14年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について。

標記について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙のとおり提出し、議



会の認定を求めます。

平成15年9月2日提出 斑鳩町長 小城利重。

座って説明させていただきます。

施策と成果表の241ページから244ページでございます。

まず、241ページをごらんいただきたいと思います。平成14年度の大字龍田財産区特別会計の歳入総額は487万8,000円、歳出総額19万1,000円となり、差引468万7,000円を次年度へ繰越すことで決算を終えております。

次に223ページでございます。第1項の総務管理費全体では、予算現額19万9,000円に対しまして、決算額は19万710円で、執行率は95.8%となっております。

裁判傍聴に要した旅費及び草刈りの委託料を支出いたしております。なお、下司田池の使用者を被告として平成11年10月12日に提訴いたしました「建物収去明渡し請求事件」につきましては、現在まで27回の公判が開催されております。営業補償などに関する金額についての現在審理中でございます。

以上、簡単でございますが、平成14年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○小野委員長 大字龍田財産区特別会計について説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けいたします。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小野委員長 ないようですので、これをもって大字龍田財産区特別会計に対する質疑を終結いたします。

続いて、認定第7号 平成14年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての審査に入ります。

説明を求めます。池田上下水道部長。

○池田上下水道部長 まず、議案書を朗読いたします。

認定第7号 平成14年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

標記について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の認定を求めます。

平成15年9月2日提出 斑鳩町長 小城利重。

それでは、失礼して座ってご説明を申し上げます。

主要な施策の成果報告書の245ページからでございます。

まず、245ページであります。歳入歳出決算額は、歳入総額11億4,667万6,000円、歳出総額11億4,267万5,000円であり、差引額400万1,000円であります。

なお、翌年度に繰り越しすべき財源400万円を差し引きしますと、実質収支は1,000円となりました。

それでは、まず主な現状につきましてご説明を申し上げます。

公共下水道事業につきましては、平成4年度より工事に着手し、平成15年3月末の整備面積は約79ヘクタールで、事業認可区域面積約245ヘクタールに対し、約32%の整備率となっております。今後も順次、整備を進める予定でございます。

一方、県の事業の県流域下水道事業竜田川幹線工事につきましては、約9キロメートルの区間の工事が進められており、平成19年度の全線完成を目標に鋭意努力されておるところでございます。斑鳩町に関係する工事としましては、斑鳩町稲葉車瀬から興留地内及び、興留から西安堵の区間の工事が平成14年度に完了し、現在、稲葉車瀬から三郷町勢野東における水道工事が平成17年度の完成を目指し、順調に進められているところであります。

また、安堵町の中継ポンプ場につきましても平成12年度より着手され、平成16年度末の完成を目指し、工事が進められているところでございます。町といたしましても、平成17年度に一部供用開始ができることから、平成14年12月議会において、議員皆様のご理解を賜り、下水道条例等を制定させていただきました。そうしたことから本年度の秋ごろから面整備済地域の自治会を対象に順次、下水道の利用に関する説明に入る予定で、供用開始時には、より多くの住民にご理解いただき、水洗化促進に努めてまいりたいと考えております。

それでは、246ページの歳入決算の状況より、ご説明をさせていただきます。予算現額12億3,862万3,000円に対し、決算額11億4,667万6,000円でございます。歳入の主なものとして国庫支出金2億1,900万円、一般会計繰入金3億707万6,000円、町債5億9,410万円であります。

続きまして、247ページの歳出決算でございます。

予算現額12億3,862万3,000円に対しまして、決算額は11億4,267万5,

000円で、執行率は92.3%であり、前年度と比較いたしまして9,825万7,000円、9.4%の増でございます。なお、国の補正予算を受けました7,950万円を翌年度に繰り越しをいたしております。

それでは、科目別に歳出のご説明をいたします。248ページであります。

第1款 第1項 下水道費、第1目 公共下水道事業費では、予算現額7億2,607万5,000円に対し、決算額6億4,411万3,972円であります。なお、先ほどの翌年度への繰越額7,950万円を加えますと7億2,361万3,972円となり、執行率は99.7%となります。

工事概要につきましては、服部1丁目地内における流域下水道の接続工事及び服部2丁目及び法隆寺西1丁目地内におきます面整備、7つの工区で6ヘクタール、管渠延長2,184メートルを施工いたしました。

次に、第2目の流域下水道事業費では、予算現額2億7,846万8,000円に対し、決算額は2億6,502万3,000円で、執行率95.2%であります。内容といたしましては、竜田川幹線管渠工事及び浄化センター建設等に伴います流域下水道事業市町村負担金であります。

次に、249ページの第2款 第1項 公債費につきましては、第1目 元金では、予算現額1億2,144万1,000円に対し、決算額1億2,144万334円、第2目 利子では予算現額1億1,263万9,000円に対し、決算額1億1,209万7,392円となり、執行率はそれぞれ100%でございます。

以上で、公共下水道事業特別会計のご説明とさせていただきます。よろしくご審議賜り、何とぞ原案どおりご承認賜りますようお願い申し上げます、ご説明とさせていただきます。

○小野委員長 公共下水道事業特別会計について説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けいたします。はい、浦野委員。

○浦野委員 年度ごとの収支は、決算書でわかるんですけども、ついでにこの事業の完成まで、いわゆる平成22年やったと思うんですけども、総事業費、その捻出する財源、その辺の健全性について、もう1回、ちょっとお聞きしたいと思います。

○小野委員長 谷口下水道課長。

○谷口下水道課長 それでは、平成3年度に事業開始しておりますが、事業開始の時点から今現在質問いただきました、平成22年までの予測累計でございますが、まず料金

収入でもっての収支でございます収益収支につきまして、平成17年度から一部供用開始をすとして、累計額といたしまして12億6,400万円、うち料金収入として4億800万円、一般会計繰入金といたしまして8億5,600万円でございます。

次に、建設改良費の部門でございます資本的収支の累計額でございますが、事業総額におきましては189億4,700万円、内訳といたしまして公共下水道事業費で138億2,700万円、流域下水道負担金で23億9,300万円、公債費の元金で19億1,300万円、またその財源といたしまして国庫補助金で50億4,800万円、一般会計繰入金で45億7,000万円、地方債で88億3,100万円、諸収入といたしまして5億2,700万円を見込んでおります。なお、平成22年時点、年度末におきまず起債償還残高といたしまして、現段階で66億400万円と見込んでおります。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○小野委員長 ほか、ございませんか。はい、三木委員。

○三木委員 確認事項でございます。一般質問の中にもありましたと思うんですが、池田部長に私は何度かお伺いしてて、同じようなことを何度も言うなと思うかもしれませんが、今の中できのうの辰巳委員への説明の中でも、本年度は6ヘクタールの整備がされ、年度末の整備面積は事業認可区域245ヘクタールのうち79ヘクタールとなったということですが、これの今やってるんだということですが、確認でございます。ということは、残り166ヘクタールが1期工事となるのか。それとも、全体の、平成19年度完成というのが、この245になってるのか。今、浦野委員が言われた22年度完成というものが、どの部分に当たるのか。

そして、1期、2期と分けていいものかどうかですが、次の2期の工事はいつごろ入って、完成時期がどのぐらいになるのかということは、一般質問でもありましたけれども、私どもの方の周りの自治会からも、今の浄化槽は大変古くなって、ほんとにだましましで、ポンプの部品1つ取りかえるのでも、えらい時間がかかって高くつくという、そういう不満も出てるわけです。いろいろ聞かれるわけですね、このことについて。そういうことで、確認の意味も含めましてご答弁いただけたらと思います。

○小野委員長 谷口下水道課長。

○谷口下水道課長 今の質問でございますが、現事業認可区域245ヘクタール、その事業の完成目標といたしましては、平成22年を目標にしております。平成22年に完成する目標でありますが、その前段で数年前から事業を拡大、次期拡大エリアという

のを決定していくつもりでおりますので、その段階でいろんな試行錯誤していくことになるかと思いますが、またご相談することになるかと思いますが、事業区域を決定していきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○小野委員長 三木委員。

○三木委員 恐らく22年度以降、私たちの地域も22年度以降の工事範囲になってるわけですね。私ども非常に、説明するのにこういう浄化槽のメンテも含めると、さあ22年度、そのあとどのぐらいたつんだと、何年先なんだということと言われるわけです。それについて、ちょっと難しい、今から読めないのかもしれませんが、住民の人たちにも大体どのぐらいだということをお答えしたいというのがありますので、わかる範囲で結構なんでお知らせください。

○小野委員長 池田上下水道部長。

○池田上下水道部長 誠に申しわけないんですけど、今、谷口課長も申しあげましたように、町といたしましては当面、この245ヘクタールをまず完成させていきたいと考えております。その後、計画決定区域につきましては493ヘクタール、現在計画決定いたしております。そうしますと、残り248ヘクタールを新たに事業認可する区域に入れるわけがございますけども、この年度につきまして、今早々に、いつまでに完成いたしますということを明言するのは非常に難しい問題であると思っておりますので、よろしくご理解賜りたいと思います。

○小野委員長 三木委員。

○三木委員 私、あんまり深くですが、この事業計画について大体、何年度完成という、そういう長期的な最後の締めというか、そういうものはないんですか。

○小野委員長 池田上下水道部長。

○池田上下水道部長 長期計画的にはありますけど、例えば事業認可を受けたら10年、ないし20年内には完成させたいという意向はございますけども、ただその間に、やはり国の経済状況、補助金の関係もございますし、また広い範囲で面整備を行ってまいりますので、その間に交通整理、交通規制をその中でできるかという問題もございまして、いろんな要素が固まってまいりますので、今、いつまでにするんやということは答える状況にはないということをご理解いただきたいと思います。

○小野委員長 三木委員。

○三木委員 私、余り無理にということはありません。この辺の、22年度以降の計画が

わかり次第、何年先になるかわかりませんが、またお知らせいただければと思います。  
終わります。

○小野委員長 ほかにございませんか。里川委員。

○里川委員 今さっき、部長の説明では今年度、17年度一部供用開始に向けて住民説明会などもやっていきたいということは言うていただいていたわけですがけれども、そのことを含めましてお願いしたいんです。この公共下水道事業につきましては、各個人にご負担をお願いせんとあかん問題がありますので、説明については丁寧に納得、ご理解いただけるように努力をしていっていただきたいというふうに、まずお願いしておきます。

それと、私、いろんな方から私自身も問い合わせを受けるんですけども、本管から引き込みまで施工して、その、会所から敷地内については個人の負担で工事費の方がかかってくるんだろうというふうに思うんですが、その金額ですね。やっぱり、みんなそれぞれ、つもりっていうのがありますので、幾らぐらいかかるんやろうって質問をよく受けるんですけど、私もそういうことについて全くわからないんで、非常に皆さん方、そういうことを心配してはるといっても担当の方、ご認識いただきまして説明会などの時にもそういったところをちゃんと着眼点を置いていただきまして、説明会の方に臨んでいただきたいなということをお願いしておきたいと思います。とりあえず考え方を。

○小野委員長 谷口下水道課長。

○谷口下水道課長 敷地内、個人にかかる負担の問題というのは一番重要な件になってくると思います。しかし、その件につきまして、やはり一番我々も心配している部門でございまして、さまざまなパターン言うたらおかしいですけども、敷地の形態、建物の形態、いろんなパターンにつきまして、大体の概算でつかめるような形で積算、概算見積もりというのを我々なりにつくって地元の説明会に挑もうという考えでおりますので、よろしく願いいたします。

○小野委員長 里川委員。

○里川委員 はい、ありがとうございます。一定の目安があって、自分とこの家の状況等を見て、これぐらいかなというようなことをそれぞれが考えるような状況をつくっていただけるように今、課長も答弁していただきましたので、ぜひお願いしておきたいというふうに思います。以上です。

○小野委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小野委員長 ないようですので、これをもって公共下水道事業特別会計に対する質疑を終結いたします。

続いて、認定第8号 平成14年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての審査に入ります。

説明を求めます。中井住民生活部長。

○中井住民生活部長 それでは、議案書を朗読させていただきます。

認定第8号 平成14年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、  
標記について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の認定を求めます。

平成15年9月2日提出 斑鳩町長 小城利重。

特別会計の関係につきましては、施策の成果報告書の251ページから最終のページにわたっております。本特別会計では、介護を必要とする方や、その家族が安心して介護サービスを受けることができるよう、介護保険制度の周知、要介護認定の周知、要介護認定の普及推進、サービスの安定的供給に努め、介護保険制度の適正な運営に努めているところでございます。

平成14年度の収支状況は、歳入決算額が10億6,301万8,488円、歳出決算額は10億6,162万6,664円で、差引139万1,824円の状況でございます。

歳入におきましては、国庫支出金の介護給付費負担金並びに支払基金交付金で約760万円ほどが受入れ不足となっているところでございますが、この受入れ不足額につきましては、平成15年度におきまして受入れを行うこととなっております。差引額と受入れ不足額を合わせますと約900万円ほどになるわけでございますが、このうち約260万円につきましては、平成15年度に県に償還することとなっております。

また、残りの約640万円につきましては、介護給付費準備基金に積み立てを行っていく予定でございます。

それでは、歳出の部の各々の款ごとにご説明を申し上げたいと思います。

254ページをごらんいただきたいと思います。

第1款 総務費につきましては、予算現額4,806万1,000円に対しまして、決

算額は4,729万4,604円で、97.3%の執行率でございます。

第1款 総務管理費、第1目の一般管理費につきましては、予算現額3,262万7,000円に対しまして、決算額は3,213万2,158円で、98.4%の執行率となっております。介護保険業務に携わります職員の人件費及び事務執行に係ります経常経費の支出が、その主なものでございます。

次に、255ページ、第2項 徴収費、第1目の賦課徴収費でございます。予算現額172万4,000円に対しまして、決算額は118万6,909円で、執行率は68.8%でございます。職員の人件費及び賦課徴収事務執行に係ります経常経費の支出が主なものとなっております。平成14年度の介護保険料につきましては、前年度まで実施されておりました国によります保険料の一部を補助する特別対策が終了したことに伴い、本来の保険料で賦課徴収を実施いたしております。このことから、現年度分の特別徴収保険料の調定額は1億5,581万1,100円、現年度分普通徴収の調定額は4,050万8,100円、普通徴収に係ります滞納繰越分保険料の調定額は221万4,500円。特別徴収に係ります滞納繰越分保険料の調定額は200円で、合計1億9,853万3,900円となっております。また、現年度分の収納状況でございますが、特別徴収につきましては100%の収納状況で、普通徴収につきましては納付額は3,718万1,500円で、91%の収納率となっております。このことから、特別徴収と普通徴収を合わせました収納率は98.3%でございます。なお、徴収率向上に向けた取り組みといたしまして未納者に対しまして、電話や自宅訪問等によりまして徴収を促しますとともに、さらなる口座振替の推進、制度の啓発等を行いまして収納率向上に努めてまいりたいと考えているところでございます。

なお、講座振替率は2月末現在で43.4%の状況となっております。

次に、256ページの第3項 介護認定審査会費、第1目の介護認定審査会費についてでございます。予算現額1,353万5,000円に対しまして、決算額は1,330万3,062円で、98.2%の執行率でございます。職員の人件費や介護保険認定審査会を設置しております休日応急診療施設組合に対する負担金及び認定調査委託料、主治医意見書作成手数料に係ります経費の支出が主なものとなっているところでございます。

次に、257ページの第4項 趣旨普及費でございます。予算現額33万7,000円に対しまして、決算額は33万5,475円で、99.5%の執行率でございます。介



護保険制度の全般の周知用冊子を策定し、制度に対する周知啓発に努めたところでございます。

次に、258ページ、第5項 介護保険運営協議会費でございます。予算現額37万8,000円に対しまして、決算額は33万7,000円で、89.1%の執行率でございます。介護保険事業の健全、かつ安定的な運営に関する審議のほか、延べ5回の運営協議会を開催し、平成15年度から平成19年度までの第2期介護保険事業計画、老人保健福祉計画策定のため、種々ご検討をいただいたところでございます。

次に、259ページから263ページにわたります第2款 介護給付費でございます。予算現額は10億5,452万3,000円に対しまして、決算額は9億7,457万8,347円で、92.4%の執行率となっております。当科目は、要介護認定を受けられた被保険者等が介護サービスを受けた場合と、その費用の保険部分を支給する科目でございます。当特別会計の歳出予算の大半を占める科目となっております。

決算額のうち、最も保険給付の額が大きい科目といたしまして、施設介護サービス給付費で、保険給付費全体の約7割を占めております。なお、施設サービスの利用で保険給付額が大きいものから介護老人福祉施設、特別養護老人ホームでございます。介護療養型の医療施設、介護老人保健施設の順となっているところでございます。

また、残り約3割のうち、居宅サービスに係ります保険給付が大半を占めているところでございます。居宅サービス保険給付額が大きいのは、訪問介護で約9,934万円、続いて通所リハビリテーションが約7,538万円となっております。

それでは、項別にご説明を申し上げたいと思います。259、260ページの第1項 介護保険サービス等諸費では、9億5,215万8,952円の決算額で、92.4%の執行率となっております。

次に、261ページの第2項 支援サービス等諸費では、決算額が1,420万6,392円で、90.4%の執行率。

続きまして、262ページ、第3項 その他諸費につきましてでございます。これは介護給付に係ります診査支払手数料で、決算額が142万9,834円、87.5%の執行率となっております。

続きまして、263ページ、第4項 高額サービス等費では決算額が678万3,169円で、98.2%の執行率であります。このことから、平成14年度の介護給付は介護保険事業計画の約92.6%の進捗状況となったところでございます。

次に、264ページ、第3款 財政安定化基金拠出金でございます。予算現額488万6,000円に対しまして、決算額は488万5,615円で、100%執行となっております。この財政安定化基金は、介護保険法に基づき、都道府県に設置され、通常努力を行っても、なお生じる保険料収納率の悪化や、予定していた以上に保険給付が生じたことなどにより、市町村の保険財政に不足が生じた際に資金の貸付等を行うことで市町村の保険財政の安定化を図るものとなっております。

次に、265ページ、第4款 基金積立金でございます。予算現額2,556万5,000円に対しまして、決算額は2,556万4,265円で、100%執行となっております。保険給付に対しまして、保険料収入に余剰が出た場合、将来の保険財政の安定化を図ることを目的といたしまして、介護保険給付費準備基金に積み立てるものがございます。

次に、266ページ、第5款 諸支出金でございます。予算現額935万7,000円に対しまして、決算額が930万3,833円で、99.4%の執行率でございます。当科目は、平成14年度におきまして受入れ超過となっております介護給付費に係ります国庫負担金、支払基金交付金並びに県負担金の返還に要します支出となっております。

続きまして、歳入決算の状況につきましてご説明を申し上げたいと思います。

252ページの方へお戻りを、誠に申しわけありませんが、していただきたいと思っております。

まず、第1款の保険料でございます。この款につきましては、歳出の方でご説明を申し上げますので省略をさせていただきたいと思っております。

次に、第2款 使用料及び手数料につきましては、決算額は50円となっております。

次に、第3款 国庫支出金でございます。決算額は2億2,488万5,000円でございます。国庫負担金では、介護給付費の20%を受入れるものですが、冒頭でもご説明を申し上げましたように、当該年度で国からも満額受入れができておりません。本来、受入れるべき金額は1億9,491万5,669円となっております。収入済額は1億8,886万5,000円で、差引不足額605万669円につきましては、平成15年度において翌年度精算として受入れることとなっております。

続きまして、国庫補助金についてでございますが、介護保険法に定められております

市町村間の介護保険に係ります財政力の格差を調整するための調整交付金と要介護認定事務に必要な経費の一部を補助する事務費交付金がございます。調整交付金では、3,117万1,000円、事務費交付金では484万9,000円の合計3,602万円の受入れとなっているところでございます。

次に、第4款 支払基金交付金でございます。当該交付金は第2号被保険者の保険料として、介護保険費の33%を受入れることとなっておりますが、前項の国庫負担金と同様に満額の受入れとなっておらない状況でございます。本来、受入れるべき金額は3億2,161万855円で、それに対しまして収入済額は3億2,005万4,000円で、差引不足額155万6,855円で、この額につきましては翌年度精算で受入れることとなっているところでございます。

次に、第5款 県支出金でございますが、決算額は1億2,442万8,000円でございます。当該負担金は、介護給付費の12.5%を受入れるものでございます。

次に、第6款 財産収入でございます。決算額が4万円で、介護保険給付費準備基金に係ります預金利子でございます。

次に、第8款 繰入金でございます。決算額が8億6,426万7,801円で、一般会計から繰り入れを行うもので、介護給付費の12.5%を受入れます介護給付費繰入金や、職員給与費等繰入金、事務費繰入金でございます。

次に、第9款の繰越金につきましては、決算額が3,491万7,999円でございます。平成13年度の介護給付費の支出が事業計画に対しまして少なかったことにより生じたものであり、そのうち約2,556万円を介護給付費準備基金に積み立て、残りの約920万円につきましては、国・支払基金、県に償還する財源に充当することといたしております。

次に、第10款 諸収入でございます。決算額は、2万2,638円となっているところでございます。

以上、簡単でございますが、斑鳩町介護保険事業特別会計に係ります説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りまして、原案どおりご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○小野委員長 ご苦労さまでした。介護保険事業特別会計について説明が終わりましたので、これに関する質疑をお受けいたします。浦野委員。

○浦野委員 254ページの介護の認定度合いなんですけれども、これ、特定の方が、老

人に対して、要支援とか要介護1とかいう認定をされるわけなんですけれども、この時に一部の方から、その問診と申しますか、お尋ねの際に老人というものは健康状態を、自分の健康状態を悪く言いたくないと。したがって、「健康です」とか「歩けます」とか「大丈夫です」とかというような表現をされた時に、要介護認定が正当な評価がされていないんじゃないかということの一部思います。この要介護認定の査定の仕方につきましてお聞きしたいのが1点。

それと、265ページ、積立基金準備基金ですけども、これからますます高齢化社会になっていきます。したがって、介護保険料がどんどんと歳入並びに歳出がふえてくるわけなんですけれども、今、これ2,500何がしかの準備基金ということで積み立てということなんですけれども、この額に対して妥当であるのかどうか。将来の展望、いわゆる介護保険事業としての健全性について答弁をお願いします、以上2点。

○小野委員長 中井住民生活部長。

○中井住民生活部長 まず、認定の関係についてでございますけれども、浦野委員がおっしゃいますように、まず調査をさせていただくために、自宅の方へ赴いて調査員が調査をさせていただく。それと合わせまして、主治医の意見書等も調査していただいております。それは、また別個の関係でございます。それらを合わせまして、第1次のコンピューターのところに入れまして、第1次の判定をしていただきます。第1次の判定の結果と、それと主治医意見書、それと調査書等を勘案する中で、三室休日応急診療所の方で介護認定審査会というのをもっております。その6人の委員の合議制によって審議をしていただき、それらを1次判定の結果、そして主治医の意見書等々も加味しながら、その中で合議制によって、その方の介護度の判定をしていただいておりますので、偏ったとか、そういうような形のものはないのではないかと思っております。

それと、積み立ての関係で、将来の介護保険制度の運営に問題がないのかどうかということ、額自体がそれで妥当なのかどうかということでございますけれども、先ほども申し上げましたように、平成15年度から第2期の介護保険の計画を立てさせていただいております。それにつきましても、介護保険の事業計画を立てます前に1,000人の方を、老人の方を対象に、今現在、介護認定を受けておられない方の老人の方を対象にいたしましてアンケート調査もさせていただきました。今後、そういうことで介護認定を受けられた場合には、どういう形で利用サービスを受けられますかという、

いろいろなことをご質問させていただいた、その調査もあります。それらの調査結果も、この第2期の介護保険事業計画の中で反映させていただいております。

また、近隣のそういう施設の関係の建設計画等のいろいろなことも考える中で、第2期の介護保険の事業計画を出させていただく中で、介護保険料自体も平均で3,084円ということで据え置きにさせていただいております。そういうことで、今現在の向こう3カ年の事業の関係につきましては、まず問題なしに、我々が想定をしております事業量等でいきますと問題なしにできているのではないかなど、問題なく経過をしていけるような状況になっていくのではないかと、このようには考えております。

ただ、突発的に、そういうことで、特に負担が大きくなってきますのは、施設入所の関係で、負担が大きくなってまいります。お1人の方もしくはお2人の方が予想もしないような状況で施設入所されますと、計画に狂いも生じてこようかと思えますけれども、そういうことで、いろいろな近隣のそういう施設等の整備計画も念頭に入れながらの整備計画を立てておりますので、今のところ委員がご心配いただいているような現在のところ問題はないと、うまくこの計画に沿って事業が推進して行けるのではないかなど、このように思っており、平成15年度におきましても立てました、今、8月診査分までだったと思えますけれども、一応、事業計画の費用と、ほぼ同様の関係で推移をしているような状況となっております。

○小野委員長 ほかごさいませんか。はい、里川委員。

○里川委員 ちょっと単純なことをまずお聞きしたいと思えます。255ページですね、これ、特徴と普徴での保険料の徴収の状況が書かれているわけなんですけれども、特徴というのは年金からの引き落としですので100%になりますけれども、普通徴収の方では、これで見ますとやはり14年度は収納率が、かなり下がってきてるわけですよ。14年ていうのは年度の途中から保険料は実質的には上がってるわけですよ。実質的には、皆さん方から見たら値上がりしてるわけです。これ、制度の初めから作られてたもんですけど、14年度途中で金額が上がってることも影響しているのかなということは思うんですけど、その徴収、やっぱりこれ低くなってきて、15年度に入ってきたら、もうそのままですからね、保険料というのはね。そこに、やっぱり原因があるのかどうかというのが、ちょっと気になりましたので、それをお聞きしたいのと。

もう1つは、この資料を見ててちょっと疑問に思ったんで申しわけないんですけども、

口座振替の数が出てるんですけど、普通徴収の賦課する人数はふえてますのに、口座振替の件数が減っているというのは、1回口座振替の手続取ってもうたら、ずっとそれ、年度変わっても続いていくという考え方やったら、こんなに極端に減ることはいかなと思うんですけど、どんなふうに振替手続の方はやってはるのかなど。こんな、人数ふえてるのに振替の件数が減るというのは、これを見てちょっと疑問に感じたんで、申しわけないです。ちょっと細かいことになりますけど、教えていただけたらと思います。

○小野委員長 野崎福祉課長。

○野崎福祉課長 まず、保険料の滞納の分でございます。収入未済額で、現年度分で33万6,600円ということで、収納率につきましては98.31ということなんですけども、これにつきましては保険料自体が平成14年度から全額自己負担になったということが原因として考えられるのではないかとということと。

それと、口座振替の件数が前年度から比べますと比率も下がっているという状況でございます。これにつきましては、今年に65歳に到達の、なられる方が特徴に変わったために口座振替が低くなったということのご理解でお願いしたいと思います。

○小野委員長 里川委員。

○里川委員 ということは、口座振替というのは最初に一遍してもうたら、そのままずっと継続して口座振替は生きているという考え方でよろしいんですね。

○小野委員長 野崎福祉課長。

○野崎福祉課長 はい、そのとおりです。

○小野委員長 里川委員。

○里川委員 今後、先ほど町長のご答弁でもちょっと触れておられましたけれども、普通徴収に係るところでは非常に厳しい状況もあるのかなというふうに、私も感じてます。これからも、また普通徴収について、非常に、特徴が100というのは当然やねんけども、特徴と普徴とのギャップが、この数字で物語ってると思いますので、担当もご認識いただいていると思いますので、ぜひご努力の方をお願いしておきたいと思えます。

それともう1つ、これは大事なことなんです。介護保険にとって大事なことなんです。私、地域ケア会議というものを非常に重要視しているんですが、この地域ケア会議の開催状況についてのご説明をお願いしたいんですが。

○小野委員長 野崎福祉課長。

○野崎福祉課長 地域ケア会議の開催内容ということでありますけれども、まず当初、平成12年から13年度に変わる時に、メンバー等の交代もあったのですが、地域ケア会議の中には、町の在宅介護支援センター、社会福祉協議会の方、担当として福祉課の職員も入って、保健センター、それからケアマネージャーでいろいろなメンバー的には構成させていただいておりまして、通常月1回程度の開催ということで進めさせていただいている状況でございます。

この地域ケア会議の中で在宅で介護されておられる方についても、いろいろなそういう相談、事情等について介護保険のいろいろな運営に係る部分につきましては、運営協議会の方、介護保険運営協議会の方、また各事業者であるとか、その辺等の事業者等へも調査等もご相談、協力をお願いしたいということでの情報交換並びに情報収集という形でのケア会議ということで進めさせていただいていると思います。

○小野委員長 里川委員。

○里川委員 ご説明で開催の状況はよくわかりました。この地域ケア会議、ますます高齢化が進む中で非常に重要な役割を果たしていただきたい機関であるというふうに私は思っております。さらなる充実の方をお願いしておきたいと思っております。

○小野委員長 ほかにございませんか。はい、三木委員。

○三木委員 ちょっと教えていただきたいというふうに思いますが、254ページ、先ほど浦野委員からもご指摘がありました。この要支援、要介護1、2、3、4、5、多分その人の介護の重い重くないということだと思っておりますが、その辺のところ教えていただけますか。どの範囲が軽で、中で、重か。

○小野委員長 野崎福祉課長。

○野崎福祉課長 要支援から要介護5までの状況の程度という形でご説明させていただいたということですか。

まず、要支援でございます。生活管理能力が低下し、時々介護が必要な方ということで、要介護1につきましては食事、排泄等がおおむね自立、一部介護を要する人。

要介護2につきましては、洋服の脱着等が自立、排泄等に介護を要するという方。

要介護3につきましては、食事、排泄、いずれも介護を要する。

要介護4につきましては、重度な痴呆とか全面的な介護が必要な方。

要介護5につきましては、寝返りを打てない等、1日中、ベッドで寝たきりで生活を

されているということでの程度の区分としてさせていただいております。

○小野委員長 三木委員。

○三木委員 ありがとうございます。そうしますと、今、私がお尋ねした軽度、中度、重度というのが、この番号で言うと、どこが区切りになりますか、教えていただけますか。

○小野委員長 野崎福祉課長。

○野崎福祉課長 軽度といいますのは、要支援から要介護1、要介護2から3が中度、要介護4、5が重度という形です。

○小野委員長 三木委員。

○三木委員 はい、ありがとうございます。先ほど、中井部長のお話の中で、近隣の建設事業計画があるということをおっしゃったんですが、その計画内容が、もしわかる範囲で教えていただけますか。

先ほど中井部長の話の中で浦野委員が聞いた時です。近隣で建設計画があるのでというような内容のことをおっしゃってたんですが、その事業計画内容があれば教えてください。

○小野委員長 中井住民生活部長。

○中井住民生活部長 近隣である施設の事業の計画があると申し上げているのは、この介護保険の事業計画ではありません。施設の事業計画が立てられているというところで、まあ言うたら老人保健施設、特養とか老人医療施設とかいうような形で、平群とか河合とか香芝の方で計画をされているということで、それらも反映する中で事業計画を立てたということで、斑鳩町としての事業計画を立てましたということでございます。

○小野委員長 三木委員。

○三木委員 その斑鳩町の中でのそういった施設の計画というものはあるんですか。

○小野委員長 中井住民生活部長。

○中井住民生活部長 今、第2期の計画を立てさせていただく時には、その計画はございませんでしたので、反映はさせていただいておりません。

○小野委員長 三木委員。

○三木委員 介護について、軽度、中度というところについては、今、斑鳩町の中にも老人ホームがございます。この老人ホームも私が聞いた中では、老人ホームいうたらデイステイ、デイケアも含めて、軽度、中度の方々の受入れはしてるんですが、この中



度から重度になる方の受入れ体制が、これからの課題だということを聞いておるんです。そういう意味で、これは斑鳩だけの問題じゃないと思いますけども、やはり中度から2、3、4、5ですね、この方々の受入れということは、今後大きな課題になってくるのかなと思います。

私は、ちょっと調べただけの話ですけど、第2慈母園で行った時の古川園長からの話で、神戸ではマンション自体が医者があり、プールもあり、全部ケアもできると、リハビリもできると。そのマンション全部が身体障害者のマンションだと。それで、マンションの下がそういう医者だとか、リハビリの場所になって、階の少ない方から軽度、中度、重度になってる。上へ行くと重度になってると。いつでも、そういう人たちに対応できるということも考えているというところも既にあります。それが、我がこの斑鳩で、どれだけ生かせるかというのは私はわかりませんが、そういうところも既にできているということを配慮して今後のそういう事業計画等に入れていただければと思います。

○小野委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小野委員長 ないようですので、これをもって介護保険事業特別会計に対する質疑を終結いたします。

18時まで時間延長いたします。

これをもって、当委員会に付託されました議案の審査は終わります。

審査結果についての取りまとめをしますので、暫時休憩いたします。

なお、再開時刻は後刻連絡いたします。

(午後 4時35分 休憩)

(午後 5時00分 再開)

○小野委員長 再開いたします。

大変お待たせいたしました。再開いたします。

認定第3号 平成14年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定については、賛否の討論を必要とするとの申し入れがありますので、これより討論を行います。

まず、本件を認定することに反対の方の意見を求めます。里川委員。

○里川委員 それでは、平成14年度斑鳩町一般会計について、反対の立場から意見を述べさせていただきます。

この委員会におきまして、いろいろな質問をさせていただき、意見を申し上げてきました経過がございますので、その主なものについてのみ討論に加えさせていただきます。

まず1点目ですが、多額の投資をされました住民基本台帳ネットワークシステムですが、これは国からの押しつけによる、しかも個人情報保護法が未整備という状況の中で進められ、国の方の費用負担も少なく、町の持ち出しが非常に多かった。このことについては、もう予算当初から私どもは反対の意を表明させていただいてまいりました。そしてまた、JR法隆寺駅舎につきまして、この調査費用の点で全額、町の負担であるということにつきましても、お金を出さずに協議だけ参加するという状況になるJRさんに対しまして、町の方も北口の問題を協議してほしいということで申し上げておりましたけれども、最終的には会社の、JRの会社の方針を押しつけられている状況になっております。そして、残念なことに、北口の不便な状況であるとか段差の問題が解決をしないままであったということです。

そして3点目ですが、職員採用の考え方なんですが、採用した職員から辞退が出ているというような状況が見受けられます。このことにつきましても非常に応募の多い中、わずかの採用をしていただく非常に難しい選考を勝ち上がっていただく職員さんであるにもかかわらず、こういう事態が起こるとということにつきまして、もう少し、担当の方も検討が必要ではないかというふうに思っております。

それと4点目は、緊急雇用対策についてですが、これは15年度につきましては積極的に取り入れていただいておりますが、この14年度の一般会計におきましては、私は活用不足であるということを申し上げておきたいと思えます。

それから、5点目になります。部落解放同盟の研究大会に県が共済をしているという状況のもと、公費で職員を派遣している、このことについて私は納得ができないということを申し上げたいと思えます。

そして、6点目といたしまして、小集落地区事業です。地対財特法終了後も平成12年の残事業分として、14年度にも多額の支出をされていること。

そして、また7点目は教育の分野でも心のノート、これは文部科学省からの流れです。押しつけられるというのか、文部科学省が決定して下ろしてきた、それに対して何の疑問もなく採用されている。そしてまた「なかま」という本ですが、このことにつきましても何の疑問もなく、県の方から言われ、そのまま県と町とで2分の1ずつの負

担をもって採用をされているという状況について、私は納得ができないということを申し上げておきたいと思います。

それと、今後につきましてお願いをしておきたいということを申し上げたいと思います。

まず、委員会の中でも申し上げました、いよいよ投票率がどんどん低下している中、選挙管理委員会におかれましては、投票率の向上に向け、さらなる努力をしていただきたいと、私たちの町を私たちでつくっていくということの意味からも非常に大切なことであるということをお願いをしておきたいと思います。

それと、観光・商工などの連携、これをさらに強化していただきまして、町の活性化に努められたい。そしてまた積み残しの事業や施策の整理、こういったことにもご努力をいただきたい。そして、懸案事項の解決、こういったものにさらなる努力をお願いをしておきたいと思います。

そして、最後に地方分権が進んでまいりましたけれども、国からという、国からの押しつけという、こういう状況が見えております。私は、地方自治体として町民の暮らし、福祉を守る立場での地方分権としての自覚を持っていただき、その姿勢を斑鳩町も貫いていただきたいということをお願いをいたしまして、私の反対討論とさせていただきます。

○小野委員長 次に、本件を認定することに賛成の方の意見を求めます。嶋田委員。

○嶋田委員 平成14年度斑鳩町一般会計について、ただいま反対の討論があったわけですが、私は平成14年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成する立場から意見を申し上げます。

決算の審査に当たりましては、当該予算の執行によって行政効果が上げられているのか。また、それは最少の費用で最大の効果を上げているかなどを主な着眼点として審議を行いました。

審議の中では、一部につきましては改善や改良が必要な点も見受けられましたが、大筋については町長からの提案説明及び本決算特別委員会での成果の説明のとおり、町長の施政方針どおり執行され、一定の行政効果が上げられているものと考えております。

今日の激しい経済情勢の中ではありますが、引き続き諸施策の推進に真剣に取り組んでいただきますようお願いするとともに、特に財源確保につきましては地方交付税の

減額、補助金の削減の上に税源移譲の議論など、本町を取り巻く環境は極めて厳しい状況であることから、動向等に十分留意し、一般財源、特定財源ともに、その確保に鋭意努力されるよう切にお願いいたします。

最後に、当委員会の中で審議されました内容が単にこの場だけで終わることなく、今後の町政の推進に着実に反映されていくことを強く期待いたしまして、平成14年度の一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場からの意見といたします。以上です。

○小野委員長 本件については賛否両論であります。よって、これより採決を行います。

本件を原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○小野委員長 賛成多数であります。

よって、認定第3号 平成14年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定については、当委員会として賛成多数により、原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第4号 平成14年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、お諮りいたします。

本件については、当委員会として認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小野委員長 異議なしと認めます。

よって、認定第4号 平成14年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、当委員会として満場一致で認定すべきものと決しました。

次に、認定第5号 平成14年度斑鳩町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、お諮りいたします。

本件については、当委員会として認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小野委員長 異議なしと認めます。

よって、認定第5号 平成14年度斑鳩町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定については、当委員会として満場一致で認定すべきものと決しました。

次に、認定第6号 平成14年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計歳入歳出決算の認定

について、お諮りいたします。

本件については、当委員会として認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小野委員長 異議なしと認めます。

よって、認定第6号 平成14年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計歳入歳出決算の認定については、当委員会として満場一致で認定すべきものと決しました。

次に、認定第7号 平成14年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、お諮りいたします。

本件については、当委員会として認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小野委員長 異議なしと認めます。

よって、認定第7号 平成14年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、当委員会として満場一致で認定すべきものと決しました。

次に、認定第8号 平成14年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、お諮りいたします。

本件については、当委員会として認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小野委員長 異議なしと認めます。

よって、認定第8号 平成14年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、当委員会として満場一致で認定すべきものと決しました。

以上をもちまして、本会議から付託を受けました議案の審査はすべて終了いたしました。

なお、本日の審査の結果報告については、正副委員長にご一任いただきたいが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小野委員長 ありがとうございます。それでは、そのように取り計らってまいります。

それでは、閉会に当たり、町長のあいさつをお受けいたします。小城町長。

○小城町長 委員の皆さんには、昨日の9日、そして今日10日ということで、貴重な会期3日の中で慎重審議を賜りましたこと、厚くお礼を申し上げます。

特に、認定第3号の平成14年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算認定についてでございますけれども、賛否両論ございましたけれども、いずれにいたしましても論点等につきまして、いろいろと、我々としては勉強させていただいたと思います。その中でも特に16年度に考えてまいりたいと思います野外活動センターの委託の関係、あるいはテニスコートの人材の関係等、ご意見が出てますように、そういう問題等、またいろいろとご意見賜った関係については、できるだけ16年度の予算の中で、できるものについて反映してまいりたいということで進めてまいりたいと思います。

いずれにいたしましても認定第4号から認定第8号につきましては、いずれも満場一致でご承認賜りました。この関係等につきましても、いろいろと滞納の関係等についても、我々としては滞納の整理をしながら努力をして、少しでも財源等の確保をしてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、この関係等につきまして、いろいろと皆さん方からご意見を賜りましたことにつきましては、真摯に反省をしながら、またいろいろとご意見を聞かせていただいた中で、我々としては、またその関係等について整理をしながら、また今後活かしてまいりたいと考えております。

2日間に渡りまして、小野委員長を初め、浦野副委員長、本当にご努力に対して、心から厚くお礼申し上げまして、閉会のごあいさつにかえさせていただきます。

○小野委員長 ありがとうございます。

皆さんには、昨日9日から2日間にわたり熱心に審査賜り、どうもありがとうございました。おかげをもちまして、1日残し終了できますのも皆様方のご協力のおかげと、浦野副委員長とともに感謝申し上げます。

これをもって、決算審査特別委員会を閉会いたします。どうも皆さん、ご苦勞さまでした。

(午後 5時14分 閉会)